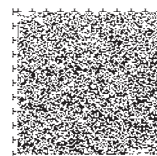


しょうがいじしゃふくし
障害児者福祉のしおり

2026



わかやまけん ふくしほけんぶ
和歌山県 福祉保健部
ふくしほけんせいさくきょく しょうがいふくしか
福祉保健政策局 障害福祉課



もくじ
目次

1 各種相談窓口

しょうがいふくし かん ぎょうせいそうだんまどぐち
【障害福祉に関する行政相談窓口】

けんしんこうきょくけんこうふくしぶ
(1) 県振興局健康福祉部 1

しふくしじむしょ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係 2

わかやまけんしょうがいがいじしゃ
(3) 和歌山県障害児者サポートセンター 4

わかやまけん そうだんしえん
(4) 和歌山県DV相談支援センター 4

じどうそうだんじょ
(5) 児童相談所 5

はつたつしょうがい かん そうだんまどぐち
【発達障害に関する相談窓口】

わかやまけんはつたつしょうがいがいしえん
(6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス 6

けんこう いりょう かん そうだんまどぐち
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじょ けんこう
(7) 保健所(こころの健康) 6

わかやまけんせいしんほけんふくし
(8) 和歌山県精神保健福祉センター 7

せいしんかきゅうきゅういりょうたいせいせいび わかやまけんせいしんかきゅうきゅうじょうほう
(9) 精神科救急医療体制整備／和歌山県精神科救急情報センター 8

なんびょう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

わかやまけんなんびょう ほけんそうだんしえん
(10) 和歌山県難病・こども保健相談支援センター 9

いりょうてき じどう かん そうだんまどぐち
(11) 医療的ケア児等に関する相談窓口 9

しょうがいがいしやぎやくたい かん そうだんまどぐち
【障害者虐待に関する相談窓口】

しょうがいがいしやぎやくたい かん そうだん
(12) 障害者虐待に関する相談 10

せいしんかびょういんない しょうがいがいしやぎやくたい かん そうだん
(13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談 11

かくしゅうしょうがいふくし かん そうだんまどぐち
【各種障害福祉に関する相談窓口】

ざいたく かん そうだんまどぐち
(14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口 11

わかやまけんてんじとしょかん
(15) 和歌山県点字図書館 12

わかやまけんちょうかくしょうがいがいしやじょうほう
(16) 和歌山県聴覚障害者情報センター 12

わかやまけんしかくしょうがいがいしえん
(17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク) 12

しょうがいがいしやゆうぎょう せいかつしえん
(18) 障害者就業・生活支援センター 13

しょうがい りゆう さべつどう かん そうだん
(19) 障害を理由とした差別等に関する相談 14

しょうがいふくし かんけい そうだんいんどう しょうがいがいしやそうだんいん みんせいいいん じどういいん
(20) 障害福祉に関する相談員等 (障害者相談員、民生委員・児童委員) 15

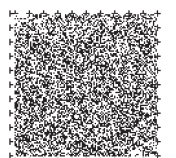
わかやまけんしやかいふくしきょうぎかい
(21) 和歌山県社会福祉協議会 16

しょうがいがいや しょうがいがいやけいじゆつぶん かつどう かん まどぐち
(22) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口 17

わかやまけんしょうがいがいじ しゃ こうれいしやし か こうくうほけん
(23) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター 18

していそうだんしえんじきょうしよ
(24) 指定相談支援事業所 18

しんたいしょうがいがいやほじょけん かん そうだん
(25) 身体障害者補助犬に関する相談 18



しょうがいじしゃ かん せいど
2 障害児者に関する制度やサービス

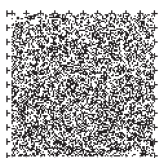
(1) 障害者手帳について
しょうがいしゃてちょう
 身体障害者手帳 しんたいしょうがいしゃてちょう 19
りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう
 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ねんきん てあてどう 20

(2) 年金・手当等
しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん
 障害基礎年金(国民年金保険) 21
しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん とくべつしょうがいきゆうふきん
 障害厚生年金(厚生年金保険)・特別障害給付金 22
しんしんしょうがいしゃふ ようきようさいせいど とくべつしょうがいしゃてあて
 心身障害者扶養共済制度・特別障害者手当 23
しょうがいふくしてあて とくべつじどうふようてあて
 障害児福祉手当・特別児童扶養手当 24
じどうふようてあて
 児童扶養手当 25
 コラム わかやま子育て支援ポータルサイト こそだ しえん 25

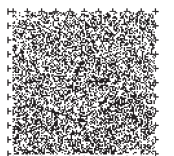
(3) 医療
いりよう
 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療) じりつしえんいりよう こうせいいりよう いくせいいりよう せいしんつういんいりよう 26
じゅうどしんしんしょうがいじ しゃ いりようひじよせい
 重度心身障害児(者)医療費助成 27
なんびょういりようひじよせいせいど
 難病医療費助成制度 27
しょうにまんせいとくていしつべいいりようひじよせい
 小児慢性特定疾病医療費助成 28
こう きこうれいしゃいりようせいど さいいじょう てきよう
 後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用 しょうがいふくし 28

(4) 障害福祉サービス
かいごきゆうふ
 ・介護給付
きょたくかいご じゅうどほうもんかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 29
たんきにゅうしよ
 短期入所 29
りょうようかいご せいかつかいご しせつにゅうしよしえん
 療養介護・生活介護・施設入所支援 30
くんれんとうきゆうふ
 ・訓練等給付
じりつせいかつえんじよ きょうどうせいかつえんじよ
 自立生活援助・共同生活援助(グループホーム) 31
じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん
 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 31
しゅうろうい こうしえん しゅうろうけいぞくしえん がた がた しゅうろうていちゃくしえん
 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・就労定着支援 31
しゅうろうせんたくしえん
 就労選択支援 32

(5) 障害児支援
しょうがいじしえん
 ・障害児通所支援
じどうはったつしえん ほうか ごと
 児童発達支援・放課後等デイサービス 33
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん ほいくしよとうほうもんしえん
 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援 33
しょうがいじにゅうしよしえん
 ・障害児入所支援
ふくし がたしょうがいじにゅうしよしえん せつ いりようがたしょうがいじにゅうしよしえん せつ
 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設 34



にゅうようじ	そうだん	じゆんかい	そうだん	34
・乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)				34
ちようかくしやうがい	じどう	たい	ほちようき	じよせい
・聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成				34
ふくししきん	ほ	そうぐ	にちじようせい	かつようぐ
(6)福祉資金、補装具、日常生活用具等				
せいかつふくししきん	かしつけ	ふくしひ		
生活福祉資金の貸付(福祉費)				35
ほ	そうぐ	ひしきゆうせい	ど	にちじようせい
補装具費支給制度・日常生活用具の給付・貸与				36
しょうがいしやじどうしや	かい	ぞうひ	じよせい	しょうがいしやじどうしや
障害者自動車改造費助成・障害者自動車運転免許取得費助成				37
しんたいしやうがいしや	ほ	じよけん	きゆうふ	
身体障害者補助犬給付				37
コラム	ほ	じよ	けん	ぞん
ほじよ犬マークをご存じですか？				37
い	し	そつう	しえん	
(7)意思疎通支援				
しゆわつうやくしや	せつち	しゆわつうやくしや	はけん	
手話通訳者設置・手話通訳者派遣				38
ようやく	ひつ	きしや	はけん	もう
要約筆記者派遣・盲ろう者向け通訳・介助員派遣				38
しつご	しょう	しやむ	い	し
失語症者向け意思疎通支援者派遣				38
しゆらうしえん				
(8)就労支援				
わか	や	まけん	しえん	わか
和歌山県による支援(和歌山産業技術専門学院 総合実務科)				39
ハローワークによる支援・和歌山障害者職業センターによる支援				40
ぜい	げん	めん	とう	
(9)税の減免等				
じゆうみんぜい	しょうがいしや	こうじよ	じゆうみんぜい	ひ
住民税の障害者控除・住民税の非課税				41
じどうしや	ぜい	げん	めん	じようり
自動車税の減免・ゴルフ場利用税の非課税				42
こじん	じぎ	よう	ぜい	ひ
個人事業税の非課税・所得税の障害者控除				43
しょうとく	ぜい	いり	よう	ひ
所得税の医療費控除・所得税の小規模企業共済掛金控除				44
しんたい	しょう	がい	しや	よう
身体障害者用物品の非課税				44
そうぞく	ぜい	しょう	がい	しや
相続税の障害者控除・少額貯蓄の利子等の非課税				45
けん	ぜい	じ	む	しよ
県税事務所の名称と管轄区域				46
けん	ない	ぜい	じ	む
県内税務署の名称と管轄区域				46
こく	ぜい	かん	しつ	もん
国税に関する質問・ご相談				46
す	かん	しえん		
(10)住まいに関する支援				
けんえい	じ	ゆう	たく	に
県営住宅への入居・福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業				47
わか	や	ま	福祉	の
わかやま・福祉のまちづくりマップ				47
り	よう	きん	わり	び
(11)料金の割引制度、サービス等				
かく	し	ゆう	ん	ちん
各種運賃割引(鉄道運賃・バス運賃・タクシー運賃・航空運賃)				48
ゆう	り	よう	どう	ろ
有料道路通行料金割引				49
ほう	そう	じ	ゆ	しん
NHK放送受信料の免除				49
けい	たい	でん	わ	き
携帯電話基本使用料等の割引・NTTの無料番号案内(ふれあい案内)				50



ゆうびん かん わりびきとう

郵便に関する割引等

てんじゆうびんぶつ とくていろくおんぶつとうゆうびんぶつ

・点字郵便物・特定録音物等郵便物 50

しんしんしょうがいしゃよう ていきかんこうぶつ ていりょうだいさんゆうびんぶつ

・ゆうパック・心身障害者用ゆうメール・定期刊行物の低料第三郵便物) 51

こうでききかん かくしゆせいど とく

(12) 公的機関の各種制度・取り組み

ヘルプマーク・ヘルプカード 52

ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう じどうしゃ じ こたいさくきこう かいごりょうしきゆう

郵便等による不在者投票・自動車事故対策機構による介護料支給 53

けんりつしせつしやうりやうげんめんせいど おんせいいがい ほうほう ばん

県立施設使用料減免制度・音声以外の方法による110番 54

ちゆうしゃきんし じよがい

駐車禁止の除外 55

わかやまけんしょうがいしゃとうようちゆうしゃくかくりようしよう

和歌山県障害者等用駐車区画利用証 56

わかやまけん うんどう わかやまけんしゆわげんごじょうれい

和歌山県あいサポート運動・和歌山県手話言語条例 58

でんわ

電話リレーサービス・ヨメテル 59

さいがいは そな

災害に備えて 60

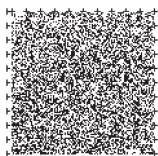
3 指定相談支援事業所・障害児者福祉団体一覧

していそうだんしえんじぎょうしよ しょうがいじしゃふくしだんたいいちらん

(1) 指定相談支援事業所一覧 61

しょうがいじしゃふくしだんたいいちらん

(2) 障害児者福祉団体一覧 71



しょうがいふくし かん きょうせいそだんまどぐち

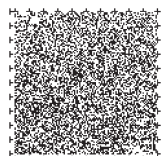
【障害福祉に関する行政相談窓口】

けんしんこうきょくけんこうふくしぶ

(1) 県振興局健康福祉部

しちょうそん れんけい ほけんえいせい ふくし いりょうかんけいぎょうむ おこな
市町村と連携し、保健衛生、福祉・医療関係業務を行います。

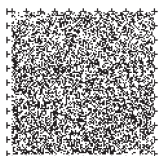
めいしやう 名称	しよざい 所在地	TEL・FAX・メール	かんかつちいき 管轄地域
かいそうしんこうきょく 海草振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒642-0022 かいなんしおおのなか 海南市大野中939	TEL 073-482-0600 FAX 073-482-3786 メール e1301311@pref.wakayama.lg.jp	かいなんし 海南市 きみのちやう 紀美野町
ながしんこうきょく 那賀振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013 メール e1302311@pref.wakayama.lg.jp	きかわし 紀の川市 いわでし 岩出市
いとしんこうきょく 伊都振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒649-7203 はしもとしこうやぐちちやう 橋本市高野口町 なごそ 名古曾927	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468 メール e1303311@pref.wakayama.lg.jp	はしもとし ちやう 橋本市、かつらぎ町 くどやまちやう こうやちやう 九度山町、高野町
ありだしんこうきょく 有田振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒643-0004 ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1016 FAX 0737-64-1261 メール e1304311@pref.wakayama.lg.jp	ありだし ゆあさちやう 有田市、湯浅町 ひろかわちやう ありだかわちやう 広川町、有田川町
ひだかしんこうきょく 日高振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒644-0011 ごほうしゆかわちやうたから 御坊市湯川町財部 859-2	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751 メール e1305311@pref.wakayama.lg.jp	ごほうし みはまちやう 御坊市、美浜町 ひだかちやう ゆらちやう 日高町、由良町 いなみちやう ひだかわちやう 印南町、日高川町
にしむろしんこうきょく 西牟婁振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 23-1	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935 メール e1306311@pref.wakayama.lg.jp	たなべし ちやう 田辺市、みなべ町 しらはまちやう かみとんだちやう 白浜町、上富田町 すさみちやう すさみ町
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこうふくしぶ 健康福祉部	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	TEL 0735-21-9644 FAX 0735-21-9639 メール e1307311@pref.wakayama.lg.jp	しんぐうし なちかつうらちやう 新宮市、那智勝浦町 たいじちやう きたやまむら 太地町、北山村
ひがしむろしんこうきょく 東牟婁振興局 けんこうふくしぶくしもとししよ 健康福祉部串本支所	〒649-4122 ひがしむろぐんくしもとちやう 東牟婁郡串本町 にしむかい 西向193	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739 メール e1307412@pref.wakayama.lg.jp	こしがわちやう くしもとちやう 古座川町、串本町



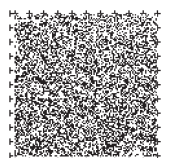
し ふくしじむしょ ちょうそんふくしがかり
(2) 市福祉事務所 町村福祉係

す かた しょうがい かん そうだん おう しえん おこな しょうがいふくし しょうがいじ
 お住まいの方の障害に関するさまざまな相談に応じ、支援を行います。障害福祉サービス・障害児
 しえん そうだん す しちょうそん と あ
 支援サービスのご相談は、まずお住まいの市町村にお問い合わせください。

めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しよ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやましふくしじむしょ 和歌山市福祉事務所	しょうがいしやしえんか 障害者支援課	〒640-8511 わかやまししちばんちよう わかやましくしよない 和歌山市七番丁23 和歌山市役所内	TEL 073-435-1060 (施策・給付グループ) TEL 073-435-1360 (指定審査・認定調査 グループ) FAX 073-431-2840
かいなんしふくしじむしょ 海南市福祉事務所	しやかいふくしか 社会福祉課	〒642-8501 かいなんしみなみあかさか かいなんしくしよない 海南市南赤坂11 海南市役所内	TEL 073-483-8602 FAX 073-483-8429
はしもとしふくしじむしょ 橋本市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒648-0072 はしもとしとうげ はしもとしほけんふくし ない 橋本市東家1-3-1 橋本市保健福祉センター内	TEL 0736-33-1111 FAX 0736-32-2515
ありだしふくしじむしょ 有田市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒649-0392 ありだしみおしま ありだしやくしよない 有田市箕島50 有田市役所内	TEL 0737-83-1111 FAX 0737-83-6205
ごぼうしふくしじむしょ 御坊市福祉事務所	しやかいふくしか 社会福祉課	〒644-8686 ごぼうしそのご ぼうしやくしよない 御坊市藺350-2 御坊市役所内	TEL 0738-23-5520 FAX 0738-24-2390
たなべしふくしじむしょ 田辺市福祉事務所	しょうがいふくしか 障害福祉課	〒646-8545 たなべしひがやまいつちようめ たなべしやくしよない 田辺市東山一丁目5-1 田辺市役所内	TEL 0739-26-4902 FAX 0739-25-3994
しんぐうしふくしじむしょ 新宮市福祉事務所	ふくしか 福祉課	〒647-8555 しんぐうしかすが しんぐうしやくしよない 新宮市春日1-1 新宮市役所内	TEL 0735-23-3333 FAX 0735-21-5231
きかわしふくしじむしょ 紀の川市福祉事務所	しょうがいふくしか 障害福祉課	〒649-6492 きかわしにしおおい きかわしやくしよない 紀の川市西大井338 紀の川市役所内	TEL 0736-77-2511 FAX 0736-79-3926
いわでしふくしじむしょ 岩出市福祉事務所	しやかいふくしか 社会福祉課	〒649-6292 いわでしにしの いわでしやくしよない 岩出市西野209 岩出市役所内	TEL 0736-62-2141 FAX 0736-61-1632
きみのちよう 紀美野町	ほけんふくしか 保健福祉課	〒640-1121 かいそうぐんきみのちようしもささ 海草郡紀美野町下佐々1408-4	TEL 073-489-9960 FAX 073-489-6655
かつらぎちよう かつらぎ町	ふくしかいごか 福祉介護課	〒649-7192 いとぐん ちようちようのまち 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
くどやまちよう 九度山町	ふくしか 福祉課	〒648-0198 いとぐんくどやまちようくどやま 伊都郡九度山町九度山1190	TEL 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022
こうやちよう 高野町	かいごふくしか 介護福祉課	〒648-0281 いとぐんこうやちようこうやさん 伊都郡高野町高野山636	TEL 0736-56-2933 FAX 0736-56-4745
ゆあさちよう 湯浅町	けんこうふくしか 健康福祉課	〒643-0002 ありだぐんゆあさちようあおき 有田郡湯浅町青木668-1	TEL 0737-64-1120 FAX 0737-65-3006



めい しょう 名 称	たんとうか 担当課	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
ひろがわちよう 広川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ 有田郡広川町広1500	TEL 0737-23-7724 FAX 0737-64-1565
ありだぐわちよう 有田川町	ふくし か やすらぎ福祉課	〒643-0153 ありだぐんありだぐわちようおおあざなかいばら 有田郡有田川町大字中井原136-2	TEL 0737-22-4501 FAX 0737-32-3575
みはまちよう 美浜町	こそだ けんこうすいしんか 子育て健康推進課	〒644-0044 ひだかぐんみはまちよう わ だ 日高郡美浜町和田1138-278	TEL 0738-23-4905 FAX 0738-23-3523
ひだかちよう 日高町	こそだ ふくしけんこうか 子育て福祉健康課	〒649-1213 ひだかぐんひだかちようたいえ 日高郡日高町高家626	TEL 0738-63-3801 FAX 0738-63-3846
ゆらちよう 由良町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1111 ひだかぐんゆらちようさと 日高郡由良町里1220-1	TEL 0738-65-0201 FAX 0738-65-3507
いなみちよう 印南町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-1534 ひだかぐんいなみちよういなみ 日高郡印南町印南2570	TEL 0738-42-1738 FAX 0738-42-8020
ちよう みなべ町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒645-0002 ひだかぐん ちようしば 日高郡みなべ町芝742	TEL 0739-72-2161 FAX 0739-72-2191
ひ だかがわちよう 日高川町	ほけん ふくし か 保健福祉課	〒649-1324 ひだかぐんひだかがわちよう は ぶ 日高郡日高川町土生160	TEL 0738-22-9041 FAX 0738-32-7266
しらはまちよう 白浜町	みんせいか 民生課	〒649-2211 にしむろぐんしらはまちよう 西牟婁郡白浜町1600	TEL 0739-43-5702 FAX 0739-43-5225
かみとんだちよう 上富田町	ふくし か 福祉課	〒649-2192 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来763	TEL 0739-34-2373 FAX 0739-47-4005
ちよう すさみ町	じゅうみんせいかつか 住民生活課	〒649-2621 にしむろぐん ちようす さ み 西牟婁郡すさみ町周参見4089	TEL 0739-55-4804 FAX 0739-55-4008
なちかつうらちよう 那智勝浦町	ふくし か 福祉課	〒649-5392 ひがしむろぐんなちかつうらちようおおあざつきじ 東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-1-1	TEL 0735-52-2945 FAX 0735-52-8635
たいじちよう 太地町	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒649-5171 ひがしむろぐんたいじちようたいじ 東牟婁郡太地町太地3767-1	TEL 0735-59-2335 FAX 0735-59-2801
こざがわちよう 古座川町	けんこう ふくし か 健康福祉課	〒649-4223 ひがしむろぐんこざがわちようかわぐち 東牟婁郡古座川町川口254-1	TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172
きたやまむら 北山村	じゅうみん ふくし か 住民福祉課	〒647-1603 ひがしむろぐんきたやまむらおおぬま 東牟婁郡北山村大沼42	TEL 0735-49-2331 FAX 0735-49-2207
くしもとちよう 串本町	ふくし か 福祉課	〒649-3592 ひがしむろぐんくしもとちよう だい 東牟婁郡串本町サンゴ台690-5	TEL 0735-62-0562 FAX 0735-67-7028



(3) 和歌山県障害児者サポートセンター

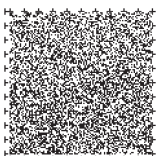
【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

担当課	業務内容	TEL・FAX
障害者支援課	・身体、知的能力に障害のある人に関する相談、指導等 ・療育手帳にかかる医学的、心理学的な判定や相談等 ・身体又は知的障害に関する巡回相談や重度の障害者に対する訪問審査	
社会参加推進係	・県障害者スポーツの振興に関すること	TEL 073-445-7314
身体障害者支援係	・身体障害者手帳の障害認定及び交付に関すること ・身体障害者に係る相談(補装具、更生医療、生活、その他)	FAX 073-446-0036
知的障害者支援係	・知的障害者に係る相談 ・療育手帳の判定及び交付に関すること	
高次脳機能障害 支援拠点機関	・高次脳機能障害者やその家族及び関係機関からの医療サービス・福祉サービス・就労・障害者手帳取得・社会保障に関する様々な相談 ・関係機関職員への研修や、県民に対する普及啓発	せんようれんらくさき 専用連絡先 TEL 073-441-7070 FAX 073-446-0036

(4) 和歌山県DV相談支援センター

【所在地】 〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

担当課	業務内容	TEL・FAX
相談支援課	・女性が抱えている様々な問題や悩みについての相談対応 ・配偶者やパートナーからの暴力や離婚問題、ストーカー被害等の相談対応	TEL 073-445-0793 FAX 073-447-1587



じどうそうだんじよ
(5) 児童相談所

めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやまけんちゆうおうじどうそうだんじよ 和歌山県中央児童相談所	〒641-0014 わかやましけみ 和歌山市毛見1437-218	TEL 073-445-5312 FAX 073-445-3770
わかやまけんきなんじどうそうだんじよ 和歌山県紀南児童相談所	〒646-0011 たなべしんじょうちよう 田辺市新庄町3353-9	TEL 0739-22-1588 FAX 0739-22-1917
わかやまけんきなんじどうそうだんじよ 和歌山県紀南児童相談所 しんぐうぶんしつ 新宮分室	〒647-8551 しんぐうしみどりがおか ひがしむるそうごうちょうしやない 新宮市緑ヶ丘2-4-8(東牟婁総合庁舎内)	TEL 0735-21-9634 FAX 0735-21-9648
ぎょうむ 業 務 ないよう 内 容	<ul style="list-style-type: none"> はったつ しょうがい せんもんてき そうだん しんりがくてきはんていおよ りょういくそうだんとう ・こどもの発達や障害についての専門的な相談や心理学的判定及び療育相談等 さとおや いたく しせつにゆうしよてつづ とう ・里親への委託、施設入所手続き等 ぎやくたい いえで ひこう ふとうこうとう そうだんたいおう ・虐待、しつけ、家出、非行、不登校等の相談対応 さいみまん じどう たい りょういくてちよう はんてい ちゆうおうじどうそうだんじよ のぞ ・18歳未満の児童に対する療育手帳の判定(中央児童相談所を除く) 	

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
189

じどう かん でんわそうだん か き りよう
児童に関する電話相談は下記ダイヤルもご利用ください

じどうそうだんじよそうだんせんよう つうわりようむりよう
【児童相談所相談専用ダイヤル】 0120-189-783(通話料無料)


じどうそうだんじよぎやくたいたいおう つうわりようむりよう ちか じどうそうだんじよ
【児童相談所虐待対応ダイヤル】 189 (通話料無料) ※お近くの児童相談所につながります。

おやこ そうだん
「親子のための相談LINE」

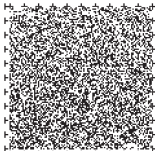
なや こま かか こそだ なや ほごしや とう
悩みや困りごとを抱えた子どもや子育てに悩む保護者が、スマートフォン等のアプリ「LINE」から、
けいしき そうだん まどぐち
チャット形式で相談ができる窓口です。

1 そうだんうけつけじかん げつようび きんようび しゅくじつおよ ねんまつねんし のぞ
相談受付時間:月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く) 10:00~20:00

2 りようほうほう おやこ そうだん かていちよう こうしき ともだちとうろく
利用方法:LINEのアプリに「親子のための相談LINE こども家庭庁」の公式アカウントを友達登録す
りよう
ることで利用できます。



おやこ そうだん かていちよう
「親子のための相談LINE こども家庭庁」
こうしき
公式アカウント二次元コード



【発達障害に関する相談窓口】

わかやまけんはったつしょうがいしやしえん

(6) 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

【所在地】〒640-8273 和歌山市葵町3番25号

ぎょうむないよう 業 務 内 容	TEL・FAX・メール	うけつけじかん 受付時間
じへい しょう ちゆういけつじよ たどうしょう 自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症 げんきよくせいがかくしゅうしょう はったつしょうがいじしや (ADHD)、限局性学習症(SLD)などの発達障害児者 かん そうだんしえん りょういくしえん しゅうろうしえん おこな に関する相談支援、療育支援、就労支援などを行 います。	TEL 073-413-3200 FAX 073-413-3020 メール wakayama.polaris@aitoku.or.jp	げつ か もく きん 月・火・木・金 10:00～12:00 13:00～16:00 すいようび 水曜日 13:00～16:00 しゆくじつ ほん (祝日・お盆・ ねんまつねんしのぞ 年末年始除く)

けんこう いりよう かん そうだんまどぐち

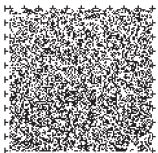
【こころの健康や医療に関する相談窓口】

ほけんじよ けんこう

(7) 保健所(こころの健康)

せいしんしつかん さけ いぞんしょうどう なや か き ほけんじよそうだん りよう
 精神疾患、ひきこもり、お酒・ギャンブルなどの依存症等の悩みについては、下記の保健所相談をご利用く
 ださい。

めい しょう 名 称	しよ ざい ち 所 在 地	TEL	FAX
わかやましほけんじよ ほけんたいさくか 和歌山市保健所 保健対策課	わかやましふきあげ 和歌山市吹上5-2-15	073-488-5117	073-431-9980
かいはんほけんじよ 海南保健所	かいはんしおおのなか 海南市大野中939	073-482-0600	073-482-3786
いわでほけんじよ 岩出保健所	いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0047	0736-62-8720
はしもとほけんじよ 橋本保健所	はしもとしこうやぐちちやうなごそ 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-5440	0736-42-0886
ゆあさほけんじよ 湯浅保健所	ありだくんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-63-4111	0737-64-1290
ごぼうほけんじよ 御坊保健所	ごぼうしゆかわちやうたから 御坊市湯川町財部859-2	0738-22-3481	0738-23-3004
たなべほけんじよ 田辺保健所	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7952	0739-26-7933
しんぐうほけんじよ 新宮保健所	しんぐうしみどりがおか 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629	0735-21-9639
しんぐうほけんじよ くしもとししよ 新宮保健所 串本支所	ひがしむろぐんくしもとちやうにしむかい 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525	0735-72-2739



(8) 和歌山県精神保健福祉センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

県民のこころの健康の保持推進と、精神障害のある人の社会復帰・社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして様々な業務を行っています。

相談窓口	業務内容	TEL・FAX	受付時間
せいしんほけんふくし 精神保健福祉 センター	・こころの健康についての来所相談 (来所相談は事前予約が必要です。) ・精神障害者保健福祉手帳の判定・交付 ・自立支援医療(精神通院)公費負担の 判定・受給者証の交付	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193	げつ きん 月～金 9:00～17:45 (祝日・年末 年始除く)

こころの健康に関する相談は下記ダイヤルや LINE もご利用ください

【こころの電話】 TEL 073-435-5192

(受付時間: 月～金 9:30-12:00 13:00-16:00 祝日・年末年始除く)
 精神疾患、アルコールや薬物およびギャンブル等の依存症、ひきこもり等、こころの健康等に関する相談をお受けします。

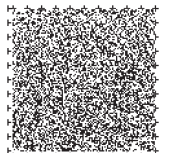
【はあとライン】 TEL 0570-064-556 (受付時間: 24時間 365日対応)

生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。

【いのちのセーフティラインわかやま】 県公式LINE

(受付時間: 月～金 9:00-17:00 祝日・年末年始除く)
 生きづらさを感じておられる方や、大切な人を自死で亡くされた方の相談をお受けします。
 下のコードをスマホ等で開くと、LINE 友達登録ができます。

※相談内容の確認は受付時間内となりますので、お返事が後日になることがあります。



せいしん かきゆうきゆういりようたいせいせいび わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう
(9) 精神科救急医療体制整備 / 和歌山県精神科救急情報センター

せいしん かきゆうきゆういりようたいせいせいび
精神科救急医療体制整備

けん やかん きゆうじつ きゆうきゆう せいしんか にゆういんとう いりよう ひつよう かた たいしやう せいしん かきゆうきゆういりようたいせい
 県では夜間、休日に救急に精神科の入院等の医療を必要とする方を対象に、精神科救急医療体制
 せいび じゆしん いりようきかん かき とお じゆしん さい わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう
 を整備しています。受診できる医療機関は下記の通りです。受診の際には和歌山県精神科救急情報セン
 かききさい と あ きほく りんぱんいりようきかん へんこう
 ター(下記記載)にお問い合わせください。※紀北の輪番医療機関は変更されることがあります。

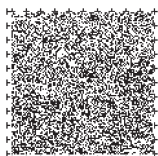
じゆしんじかん どうようび にちようび しゆくじつ がつ にち がつ にちおよ がつ にち がつ にち しゆうじつ
【受診時間】 土曜日、日曜日、祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの終日
 へいじつやかん じ よくじつ じ
 平日夜間(おおむね17時～翌日9時)

けん いき 圏 域	よう び 曜 日	りんぱんいりようきかんめい 輪番医療機関名	しょ ざい ち 所 在 地	れん らく さき 連 絡 先
きほくいりようけん 紀北医療圏※ わかやまし 和歌山市 きかわし 紀の川市 いわでし 岩出市 はしとし 橋本市 いとぐん 伊都郡	げつ 月	い き かわびやういん (医)紀の川病院	いわでしよした 岩出市吉田47-1	0736-62-4325
	か 火	とくい わかうらびやういん (特医)和歌浦病院	わかやましわかうらひがし 和歌山市和歌浦東 3-2-38	073-444-0861
	すい 水	い たむらびやういん (医)田村病院	わかやましおぐら 和歌山市小倉645	073-477-1268
	もく 木	い き さとびやういん (医)紀の郷病院	いとぐんくどやまちようくどやま 伊都郡九度山町九度山 113-6	0736-54-2288
	きん 金	い みやもとびやういん (医)宮本病院	わかやまししおや 和歌山市塩屋3-6-1	073-444-0576
	ど にち 土・日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	ありだぐんありだがわちようしやう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
きちゆういりようけん 紀中医療圏 かいはんし ありだし 海南市・有田市 ごぼうし かいそうぐん 御坊市・海草郡 ありだぐん ひだかぐん 有田郡・日高郡	げつ にち 月～日	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	ありだぐんありだがわちようしやう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
きなんいりようけん 紀南医療圏 たなべし しんぐうし 田辺市・新宮市 にしむるぐん 西牟婁郡 ひがしむるぐん 東牟婁郡	げつ きん 月～金	けんりつ いりよう 県立こころの医療センター	ありだぐんありだがわちようしやう 有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
	ど にち 土・日	きなん いりよう 紀南こころの医療センター	たなべし まち 田辺市たきない町25-1	0739-33-2075

わかやまけんせいしんかきゆうきゆうじょうほう
和歌山県精神科救急情報センター TEL 070-2281-1633

うけつけじかん へいじつ よく ど にち しゆくじつ よく
【受付時間】 平日17:00～翌9:00 土・日・祝日9:00～翌9:00

い きゆうしん じかながい こま りよう
 「かかりつけ医がない」、「休診」、「時間外」などで困ったときにご利用ください。



なんびょう かん そうだんまどぐち
【難病に関する相談窓口】

わかやまけんなんびょう ほけんそうだんしえん
(10) 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター

しよざいち わかやましきみいでら わかやまけんりついかだいがくふぞくびやういんが
【所在地】 〒641-8510 和歌山市紀三井寺811-1 和歌山県立医科大学附属病院3階

ぎょうむないよう 業務内容	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
<p>なんびょうかんじや ちようきりやうようじ かぞく かた ちいき ・難病患者や長期療養児、またその家族の方が地域 あんしん せいかつ ほけん ふくし せんもんてき そうだん で安心して生活できるよう保健・福祉の専門的な相談 しえん おこな 支援を行います。</p> <p>かんじや かぞく かんけいしゃとう りかい ふか せんもん ・患者・家族・関係者等の理解を深めるために、専門 い こうえんかい かんじや かぞく こうりゆうかいとう かいさい 医による講演会や患者・家族との交流会等も開催しま す。</p>	<p>TEL 073-445-0520 FAX 073-445-0603</p>	<p>げつ きん 月～金 9:00～17:45 しゅくじつ ねんまつねんし (祝日・年末年始 のぞ を除く)</p>

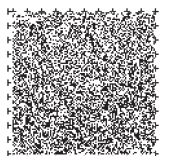
いりやうてき じとう かん そうだんまどぐち
(11) 医療的ケア児等に関する相談窓口

いりやうてき じとう にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな こうじやうてき いりやうてき う
 医療的ケア児等とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが
 ふかけつ じとう さいみまん ものおよ さいいじよう もの こうとうがっこうとう ざいせき とう
 不可欠である児童(18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの)等のことをい
 ます。

す しちようそん こそだ しえん しょうがいふくし まどぐち じとう びやうき しょうがい そうだん
 お住まいの市町村の子育て支援や障害福祉の窓口で、児童の病気や障害について相談することができます
 そうだんしえんじぎやうしよ いりやうてき じとう はいち
 ます。相談支援事業所では医療的ケア児等コーディネーターを配置しているところもあり、サービスの利用
 ちやうせい かんけいきかん れんらくちやうせいとう おこな そうだんしえんじぎやうしよ
 調整や関係機関との連絡調整等を行っています。相談支援事業所については、61ページから70ページ
 かくにん
 をご確認ください。

けん れいわ ねん がつ わかやまけんいりやうてき じとうしえん せつち りやう
 なお、県では、令和6年2月より和歌山県医療的ケア児等支援センターを設置していますので、ご利用く
 ださい。

めいしやう 名称	しよざいち 所在地	TEL・FAX	うけつけじかん 受付時間
<p>わかやまけんいりやうてき 和歌山県医療的ケア じとうしえん 児等支援センター</p>	<p>わかやましこまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1 わかやまけんちやうしょうがいふくしかない 和歌山県庁障害福祉課内</p>	<p>TEL 073-435-2030 FAX 073-432-5567</p>	<p>9:00～17:00 どにしゅくじつ ねんまつねんし (土日祝日・年末年始 のぞ 除く)</p>



しょうがいしやぎやくたい かん そうだんまどぐち
【障害者虐待に関する相談窓口】

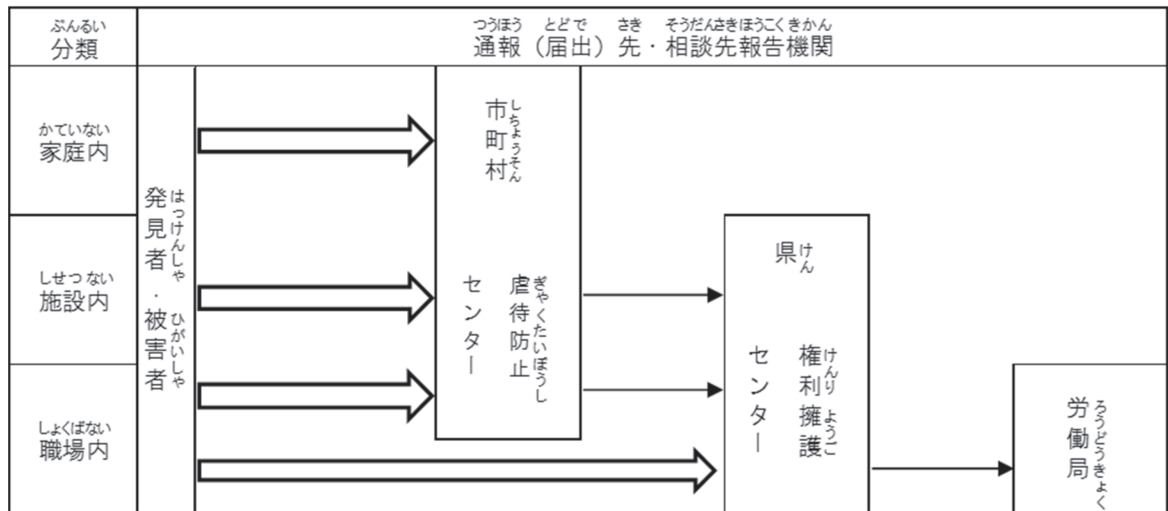
しょうがいしやぎやくたい かん そうだん
(12) 障害者虐待に関する相談

しょうがいしやぎやくたい ほうし しょうがいしや ようごしや たい しえんとう かん ほうりつ しょうがいしやぎやくたいほうしほう しょうがいしや
 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)では、障害者
 たい ぎやくたい ほうし そうきたいおう ぎやくたい う おも しょうがいしや ほつけん ひと すみ つうほう
 に対する虐待の防止と早期対応のため、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに通報
 することが義務として定められています。

つうほう
 とどけ
 先

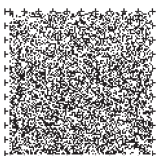
- **すべての障害者虐待の通報・届出、障害者虐待に関する相談**
 つうほう とどけでさき す しょうそんしょうがいしやぎやくたいほうし さんしやう
【通報・届出先】 お住まいの市町村障害者虐待防止センター (P2からP3を参照)
- **使用者による障害者虐待の通報・届出**
 しょうしや しょうがいしやぎやくたい つうほう とどけで
 つうほう とどけでさき わかやまけんしょうがいしやけんりようご けんちやうしょうがいふくしかない
【通報・届出先】 和歌山県障害者権利擁護センター(県庁障害福祉課内)
 TEL 073-432-5557 FAX 073-432-5567
 たいおうじかん へいじつごぜん じ ごごじ ふん
 対応時間:平日午前9時から午後5時45分

つうほう
 とどけ
 先
 の
 なが
 流れ



ぎやくたい
 の
 ぶんるい
 分類

- **①養護者による虐待(家庭内)**
 しょうがいしや せいかつ せ わ きんせん かんり かぞく しんぞく どうきよ ひと ぎやくたい
 障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待
- **②障害者福祉施設従事者などによる虐待(施設内)**
 しょうがいしやふくししせつ しょうがいふくし じぎやうしよ はたら しょういん ぎやくたい
 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働いている職員による虐待
- **③使用者による虐待**
 しょうがいしや やと じぎやうぬし ぎやくたい
 障害者を雇っている事業主などによる虐待



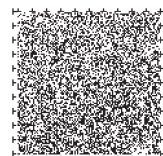
せいしんかびょういんない しょうがいしやぎやくたい かん そうだん
(13) 精神科病院内における障害者虐待に関する相談

<p>せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしやふくし かん ほうりつ せいしんほけんふくしほう かいせい れいわ ねん がつ にち 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)の改正により、令和6年4月1日から、 せいしんかびょういん ぎょうむじゆうじしや しょうがいしやぎやくたい う おも せいしんしょうがいしや はっけん ひと すみ 精神科病院における業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した人は、速や つうほう ぎむ さだ かに通報することが義務として定められました。 ぎやくたい ていぎ しょうがいしやぎやくたいほうしほう さだ ほか せいしんしょうがいしや すいじやく 虐待の定義については、障害者虐待防止法に定められているものの他、精神障害者を衰弱させるような いちじる けんしょく ちやうじかん ほうち たにゆういんしや ほうりよくとうこうい ほうち た ぎょうむじゆうじしや ぎょうむ 著しい減食や長時間の放置、他入院者からの暴力等行為の放置その他の業務従事者としての業務を いちじる おこた ぎやくたい ていぎ 著しく怠ることも虐待と定義しています。</p>	
つうほう 届出先	けんちやう けんこうすいしんか 県庁こころの健康推進課 TEL 073-441-2641 FAX 073-432-5567 メール e0414001@pref.wakayama.lg.jp たいおうじかん へいじつごぜん じ ごごじ ぶん 対応時間:平日午前9時から午後5時45分

かくしゆしょうがいふくし かん そうだんまどぐち
【各種障害福祉に関する相談窓口】

ざいたく かん そうだんまどぐち
(14) 在宅リハビリテーションに関する相談窓口

ぎょうむ 業務 ないよう 内容	ざいたく じゆうしょうしんしんしょうがいじしや しんたいしょうがいじしや ちてきしょうがいじしや せいしんしょうがいじしや はったつしょうがいじしや ・在宅の重症心身障害児者、身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者、発達障害児者 かたがた そうだん う つ の方々の相談を受け付けます。 かくしせつ しょくいんとう へんせい せんもん かてい ちいき ほうもん とう かん ・各施設の職員等で編成された専門チームが、ご家庭や地域を訪問し、リハビリ等に関する そうだん しえん おこな 相談・支援を行います。		
けん いく 圏 域	めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
ありだふくしけんいき 有田福祉圏域	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援センターつくし	ありだぐんありだがわちやう 有田郡有田川町 くまい 熊井759-1	TEL 0737-52-6161 FAX 0737-52-8568
ひだかふくしけんいき 日高福祉圏域	ひだかそうごうしえん 日高総合支援センターゆら	ひだかぐんゆらちやう 日高郡由良町 ふけい 吹井130	TEL 0738-65-3332 FAX 0738-65-3311
にしむろふくしけんいき 西牟婁福祉圏域	たなべ にしむろしょうがいじしやしえん 田辺・西牟婁障害児者支援センター り〜ふ	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘 19-9	TEL 0739-25-5161 FAX 0739-34-2600
じょうきいがい ちいき 上記以外の地域	わかやまけんちやうしょうがいふくしか 和歌山県庁障害福祉課	わかやましこまつばら 和歌山市小松原 どおりいっちやうめ ばんち 通一丁目1番地	TEL 073-441-2533 FAX 073-432-5567



わかやまけんてんじとしよかん
(15) 和歌山県点字図書館

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

業務内容	TEL・FAX	開館時間
<ul style="list-style-type: none"> 点字刊行物等の制作・貸出 点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成 視覚障害者日常生活、社会生活訓練 視覚障害者IT講習会 日常生活等の相談業務 	TEL 073-488-5721 FAX 073-488-5731	月、火、木、金、土 9:00～17:45 ※水・日・祝日は休館

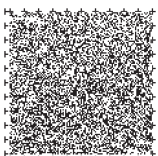
わかやまけんちようかくしやうがいしやじやうほう
(16) 和歌山県聴覚障害者情報センター

【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

業務内容	TEL・FAX	開館時間
<ul style="list-style-type: none"> 字幕や手話入りDVDの制作・貸出 手話通訳者・要約筆記者の養成及び派遣 聴覚障害者向けの各種講座 日常生活等の相談支援 	TEL 073-421-6311 FAX 073-421-6411	月、火、木、金、土 9:00～17:45 ※水・日・祝日は休館

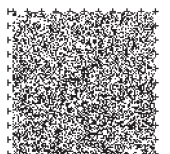
わかやまけんしかくしやうがいしやしえん
(17) きのくにアイねっと(和歌山県視覚障害者支援ネットワーク)

業務内容	TEL	受付時間
「見えにくい」「見えない」ことでお悩みの方に対し、見えにくさで悩んでいる方をサポートする団体等を紹介します。	TEL 073-461-0322 (きのくにアイねっと事務局 和歌山盲学校内)	平日9時～17時 (祝日・年末年始 除く)



しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん
(18) 障害者就業・生活支援センター

ぎょうむ ないよう 内容	しゅうぎょうおよ ともな にちじょうせいかつじょう しえん ひつよう しょうがい かた たい まどぐち ・就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口で そうだん しょくば かていほうもんとく じっし の相談や職場・家庭訪問等を実施します。 いっぱんきぎょう はたら しょうがい かた しょうがい かた こよう と く と ・一般企業で働きたい障害のある方や、障害のある方の雇用に取り組んでいる、これから取り く きぎょう そうだん しえん おこな 組みたい企業への相談・支援を行っています。		
けん いき 圏 域	めい しょう 名 称	しょ ざい ち 所 在 地	TEL・FAX
わかやましけんいき 和歌山市圏域	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター つれもて	〒640-8331 わかやましみのちよう 和歌山市美園町5-5-3	TEL 073-427-3221 FAX 073-427-3307
かいそうけんいき 海草圏域	かいそうけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 海草圏域障害者就業・生活支援 センター る一と	〒642-0032 かいなんしなたか 海南市名高449	TEL 073-483-5152 FAX 073-483-5159
ながけんいき 那賀圏域	いわで き かわしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 岩出紀の川障害者就業・生活 しえん 支援センター フロンティア	〒649-6211 いわでしひがしきかもと 岩出市東坂本6-1	TEL 0736-61-6300 FAX 0736-61-6301
いとけんいき 伊都圏域	い としよ しゃしゅうぎょう せいかつしえん 伊都障がい者就業・生活支援 センター	〒648-0072 はしもとしとうげ 橋本市東家1-3-1 はしもとしほけんふくし 橋本市保健福祉センター	TEL 0736-33-1913 FAX 0736-33-1914
ありだ ひだか 有田・日高 けんいき 圏域	きちゅうしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 紀中障害者就業・生活支援 センター わーくねっと	〒644-0013 ごぼうしゆかわちようまるやま 御坊市湯川町丸山 478-1	TEL 0738-23-1955 FAX 0738-32-7052
にしむるけんいき 西牟婁圏域	き なんしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 紀南障害者就業・生活支援 センター アンカー	〒646-0061 たなべしうえ やま 田辺市上の山2-23-52	TEL 0739-26-8830 FAX 0739-26-8840
ひがしむるけんいき 東牟婁圏域	ひがしむるけんいきしょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ 東牟婁圏域障害者就業・生活 しえん 支援センター あーち	〒647-0041 しんぐうしのだ 新宮市野田1-8	TEL 0735-21-7113 FAX 0735-21-7107



しょうがい りゆう さべつとう かん そうだん
(19) 障害を理由とした差別等に関する相談

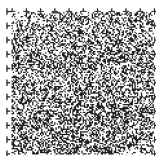
しょうがい しょうがい かた ちが あつか う じぶん しょうがい ひつよう はいりよ う
 障害があることで障害のない方とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられ
 こま ばあい か き そうだんまどぐち そうだん
 ず困ったりした場合は、下記の相談窓口にご相談ください。

そうだん まどぐち 相談窓口	れん らく さき 連絡先
かくしちようそん ふくしたんとうか 各市町村福祉担当課	さんしよう P2からP3を参照
けんちようしょうがい ふくしか けいかくちようせいほん 県庁障害福祉課 計画調整班	TEL 073-441-2532 FAX 073-432-5567 メール e0404001@pref.wakayama.lg.jp
かいそうしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 海草振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 073-482-5511 FAX 073-482-3786
な がしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 那賀振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0736-61-0023 FAX 0736-61-0013
い としんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 伊都振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0736-42-0491 FAX 0736-42-5468
ありだしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 有田振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0737-64-1291 FAX 0737-64-1261
ひ だかしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 日高振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0738-22-3481 FAX 0738-22-8751
に しむろしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 西牟婁振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0739-26-7932 FAX 0739-26-7935
ひがしむろしんこうきょく けんこうふくしぶ そうむふくしか 東牟婁振興局 健康福祉部 総務福祉課	TEL 0735-21-9610 FAX 0735-21-9639
ひがしむろしんこうきょく けんこうふくしぶ 東牟婁振興局 健康福祉部 くしもとししょ ちいきふくしか 串本支所 地域福祉課	TEL 0735-72-0525 FAX 0735-72-2739
わかやまけんしょうがいじしや 和歌山県障害児者サポートセンター	さんしよう P4を参照

しょうがい げんじやう
障害者差別解消法とは

しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん ほうりつ しょうがいしやさべつかいしやうほう ぎやうせいきかん
 『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』では、行政機関
 じぎやうしよ しょうがい かた ふとう さべつてきとりあつか きんし ごりりてきはいりよ ていきやう
 や事業所は、障害のある方への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供すること
 もと
 が求められています。

ほうりつ さだ しょうがいしや しょうがいしやてちやう しよじ ひと しんたいしょうがい
 なお、この法律に定める障害者とは、障害者手帳を所持する人だけでなく、身体障害のある
 ひと ちてきしょうがい ひと せいしんしょうがい ひと はつたつしょうがい こうじのうきのうしょうがい ひと ふく
 人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれま
 た こころ からだ しょうがい なんびやう きいん しょうがい ふく ひと
 す。)、その他の心や体のはたらきに障害(難病に起因する障害も含まれます。)がある人で、
 しょうがい しゃかい なか しょうへき にちじやうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん う
 障害や社会の中にある障壁(バリア)によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている
 ひと たいしやう しょうがいじ ふく
 人すべてが対象です。(障害児も含まれます。)



	さべつてきとりあつか 差別的取扱い	ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ぎょうせい びんかん 行政・民間	きんし 禁止	ほうてきぎ む 法的義務

◆ **不当な差別的取扱いとは**

しょうがい しかた たい せいとう りゆう しょうがい
 障害のある方に対して、**※正当な理由なく**、障害を
 りゆう として、サービスの提供を拒否することや、サービ
 ていきょう きょひ
 理由として、サービスの提供を拒否することや、サービ
 ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん
 スの提供に当たって場所や時間帯などを制限するこ
 しょうがい しかた つ じょうけん つ
 と、障害のない方には付けない条件を付けることなど
 です。

せいとう りゆう そうとう きやつかんてき み せいとう
 ※「**正当な理由**」に相当するのは、客観的に見て正当
 もくてき もと おこな
 な目的の下に行われたものであり、その目的に照らし
 え い ばあい
 てやむを得ないと言える場合です。

◆ **合理的配慮の提供とは**

しょうがい しかた どうとう きかい かくほ
 障害のない方と同等の機会を確保するため
 しょうがい しかた しゃかいてきしょうへき じょきよ
 に、障害のある方からの社会的障壁の除去につ
 いし ひょうめい おう おこな とう
 いての**※意思の表明**に応じて行うサービス等の
 へんこう ちょうせつ かじゆう ふたん ともな
 変更や調節で、過重な負担を伴わないもの。

い し ひょうめい ぐたいてきばめん ひと
 ※「**意思の表明**」は具体的場面において、その人
 しょうがいとくせい おう しゅだん
 の障害特性に応じたコミュニケーション手段により
 つた
 伝えられます。

(20) しょうがいふくし かんけい そうだんいんと 障害福祉に関係する相談員等

■ **しょうがいしゃそうだんいん
 障害者相談員**

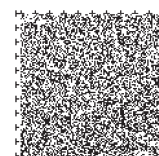
しょうがい しかた みちか そうだん おう
 障害のある方の身近なところで、さまざまな相談に応じています。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん しんたいしょうがい しかた ちてきしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがい しかた ほごしゃ しかた
 身体障害者相談員は身体障害のある方に、知的障害者相談員は知的障害のある方の保護者の方に、
 かくしちょうそんちよう いしよく そうだんいん みな おな しょうがい しかたまた しょうがい しかた かぞく たちば みずか
 各市町村長が委嘱します。相談員の皆さんは、同じ障害のある方又は障害のある方の家族の立場で、自
 けいけん い しょうがい しかた かぞく そうだん おう
 らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。

そうだんいんせいど しょうがい そうだんいん れんらくさきとう もよ しやくしょ ちょうそんやくば と あ
 なお、相談員制度の紹介、相談員の連絡先等については、最寄りの市役所・町村役場にお問い合わせ
 さんしょう
 ください。(P2からP3を参照)

■ **みんせいいいん じどういいん
 民生委員・児童委員**

こうせいろうどうだいじん いしよく みんせいいいん ちいき じゅうみん たちば た しえん ひつよう
 厚生労働大臣から委嘱された民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立ち支援が必要
 かた さまざま そうだん おう じよげん おこな ふくし じょうほうていきょう おこな じどういいん
 な方の様々な相談に応じ、助言を行い、福祉・サービスなどの情報提供を行います。また、「児童委員」
 か
 を兼ねています。



わかやまけんしゃかいふくしきょうぎかい
(21) 和歌山県社会福祉協議会

【所在地】 〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階

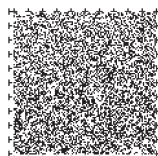
福祉サービスに関する苦情相談(和歌山県福祉サービス運営適正化委員会)		
業務内容	連絡先	受付時間
福祉サービスについての苦情・悩み・意見等を 受け付け、解決に向けた支援を行います。相談 内容に応じて、助言、事情調査、話し合いの場の 設定、あっせん等を行います。虐待や重大な 法律違反行為については県知事に通知します。	TEL 073-435-5527 FAX 073-435-5584 メール kujou@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

福祉サービス利用援助相談(和歌山県地域福祉権利擁護センター)		
業務内容	連絡先	受付時間
高齢者・知的障害者・精神障害者等、判断能 力が不十分なために生活に不安のある方の相談 を受け付け、福祉サービスの利用援助・日常生 活の手続き援助・日常的金銭管理・大切な書類 等の預かりを行うことにより、自立した地域生活 が送れるよう支援します。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

成年後見制度にかかる相談(和歌山県成年後見支援センター)		
業務内容	連絡先	受付時間
判断能力が十分でない方が、住み慣れた 地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の お手伝いをします。	TEL 073-435-5248 FAX 073-435-5221 メール kenri@wakayamakenshakyo.or.jp	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始 除く)

※ 来所相談を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。

※ 福祉サービス利用援助相談及び成年後見制度にかかる相談については、お住まいの市町村社会福祉協議会においても受け付けています。



しょうがいしゃ しょうがいしゃげいじゆつぶんかかつどう かん まどぐち
(22) 障害者スポーツ・障害者芸術文化活動に関する窓口

しょうがいしゃ かん まどぐち
■ 障害者スポーツに関する窓口

しょうがいしゃ しょうがい かつどう しょうがい しゆるい ていど おう
障害者スポーツとは、障害があってもスポーツ活動ができるよう、障害の種類やその程度に応じてクラ
わ ようぐ へんこう くふう
ス分けやルール・用具を変更するなどの工夫がされたスポーツのことです。

わかやまけんしょうがいしゃ きょうかい しょうがい かた たいしやう きやうしつ かいさい
和歌山県障害者スポーツ協会では、障害のある方を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の開催
しょうがいしゃ かつどう かん ふきゆうけいはつ しどうしゃ いくせいとう とく
や障害者のスポーツ活動に関する普及啓発、指導者の育成等にも取り組んでいます。

といあわ わかやまけんしょうがいしゃ きやうかい
【お問合せ】 和歌山県障害者スポーツ協会

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

メール wssk@nike.eonet.ne.jp

しょうざいち わかやまけん わかやましけみ
【所在地】 〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218

わかやまけんしょうがいじしゃ ない
和歌山県障害児者サポートセンター内



しょうがいしゃげいじゆつかつどう かん まどぐち
■ 障害者芸術活動に関する窓口

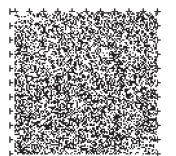
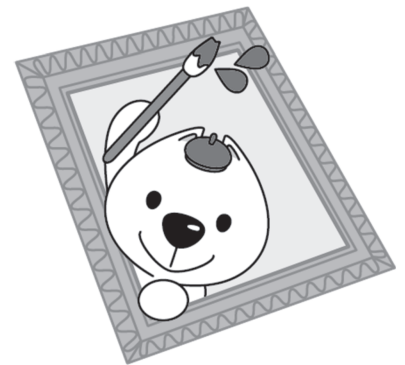
けん しょうがいしゃげいじゆつぶんか ふきゆうけいはつ そくしん しょうがい かた げいじゆつぶんか たの ふか
県では、障害者芸術文化の普及啓発を促進しています。障害のある方が芸術文化にふれ、楽しみ、深
しゃかい すいしん
めることができる社会づくりを推進しています。

といあわ けんちやうしょうがい ふくし か けいかくちやうせいほん
【お問合せ】 県庁障害福祉課 計画調整班 TEL 073-441-2530 FAX 073-432-5567

き てん
紀ららアート展

わかやまけんないざいじゆう しょうがい かたまた しょうがい かた ふく さくひん ぼしゆう
和歌山県内在住の障害のある方又は障害のある方を含むグループから作品を募集します。

さくひん きほくてん きなんてんおよ てん てんらん
作品は紀北展と紀南展及びWEB展にて展覧されます。



わかやまけんしょうがいじしゃ こうれいしゃし か こうくうほけん
(23) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター

しょうざいち わかやましてびら ちょうめ けんみんこうりゅう わかやま あい かい
【所在地】 〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

いっばん し か しんりょうじよ ちりょう こんなん しょうがいじしゃ こうれいしゃ かた し か しんりょう し か そうだんどう おこな
一般歯科診療所では治療が困難な障害児(者)・高齢者の方に、歯科診療・歯科相談等を行っています。
す。(初診時は、診断や相談のみの場合もあります。)

しんりょうび にちようび もくようび
【診療日】 日曜日・木曜日

じかん よやくけつけじかん
【時間】 10:00～16:00(予約受付時間 10:00～16:00)

れんらくさき
【連絡先】 TEL 073-435-5190



してい そうだんし えん じぎょうしよ じぎょうしよいちらん さんしやう
(24) 指定相談支援事業所 (事業所一覧は P61から P70を参照)

しょうがい かた しんしん じようきやう りやう いこう かぞく じようきやうとう ふ とうりやうけいかく
障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、サービス等利用計画を
さくせい しちやうそん いたく そうだんし えん じぎょうしよ しょうがい かた かぞくとう そうだん おう
作成します。また、市町村が委託する相談支援事業所では、障害のある方やその家族等からの相談に応
ひつやう じようほうていきやう けんりやうご ひつやう えんじよ おこな
じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

しんたいしょうがいしゃほ じょけん かん そうだん
(25) 身体障害者補助犬に関する相談

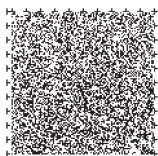
しんたいしょうがいしゃほ じょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん い こうきやう しせつ こうつうきかん
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろ
ん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、障害のある方が身体障害者補助犬を同伴
するのを受け入れる義務があります。

ほ じょけんどうはん しょう かん くじやう と あ
【補助犬同伴や使用に関する苦情・お問い合わせ】
わかやまし す かた わかやまししょうがいしゃしえんか
和歌山市にお住まいの方 和歌山市障害者支援課

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

わかやましいがい ちいき す かた けんちやうしょうがいふくしか ざいたくふくしはん
和歌山市以外の地域にお住まいの方 県庁障害福祉課 在宅福祉班

TEL 073-441-2514 FAX 073-432-5567



しょうがいじしゃ かん せいど
2 障害児者に関する制度やサービス

しょうがいしゃてちょう
(1) 障害者手帳について

しんたいしょうがいしゃてちょう
■ 身体障害者手帳

<p>ない よう 内 容</p>	<p>しかく ちょうかまた へいこうきのう おんせい げんごきのうまた きのう したいふじゆう 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、 しんぞう ぞうまた こきゅうききのう また ちよくちようきのう しょうちようきのう めんえきふぜん 心臓、じん臓又は呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の しょうがい いったいいじよう えいぞく かた こうふ 障害があり、一定以上で永続する方に交付されます。</p>
<p>てちょう どうきゆう 手帳の等級</p>	<p>しんたいしょうがいしゃしょうがいてい どうきゆうひゆう しょうがい しゆるいべつ じゆうど がわ きゆう きゆう 身体障害者障害程度等級表により、障害の種類別に重度の側から1級から7級 までの等級があります。ただし、7級の障害一つのみでは手帳の交付対象となりま せん。</p>
<p>どうきゆうへんこう 等級変更 しょうがい ついか 障害の追加</p>	<p>しょうがい ていど か ほか ぶ い しょうがい う ばあい さいど てちょう 障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、手帳 しんせい てつづ ひつよう 申請の手続きが必要です。</p>
<p>ふんしつ はそん 紛失・破損</p>	<p>さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。</p>
<p>きよじゆうち しめいへんこう 居住地・氏名変更</p>	<p>きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。</p>
<p>てちょう へんかん 手帳の返還</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゆん 身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に がいとう ばあい また てちょう も ひつよう ばあい てちょう へんかん 該当しなくなった場合、又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還 てつづ ひつよう 手続きが必要です。</p>

といあわ しんせいさき
【お問合せ・申請先】

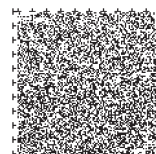
わかやまし す かた わかやまし しょうがいしえんか
 和歌山市にお住まいの方 和歌山市 障害者支援課

TEL 073-435-1060 FAX 073-431-2840

わかやましがい ちいき す かた かくしちようそん しょうがいふくしたんとうか さんしろう
 和歌山市以外の地域にお住まいの方 各市町村 障害福祉担当課 (P2からP3を参照)

といあわ けんしょうがいじしゃ しょうがいしえんか
【お問合せ】 県障害児者サポートセンター 障害者支援課

TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

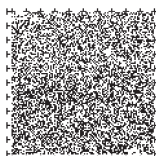


療育手帳

ない よう 内 容	ちてきしょうがい はんてい かた こうふ てちょう ちてきしょうがい はったつき 知的障害があると判定された方に交付される手帳です。知的障害は発達期(お さい おむね18歳まで)にあらわれるものであり、18歳以降の病気や事故を原因とする しょうがい ちてきしょうがい くべつ 障害は知的障害とは区別されています。
てちょう どうきゆう 手帳の等級	さいじゅうど じゅうど ちゅうど けいど A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
ふんしつ はそん 紛失・破損	さいこうふ てつづ ひつよう 再交付の手続きが必要です。
きょじゅうち しめいへんこう 居住地・氏名変更	きさいじこう へんこうてつづ ひつよう 記載事項の変更手続きが必要です。
てちょう へんかん 手帳の返還	りょういくてちょう も かた な ばあい しょうがい ていど てちょう きじゆん がいどう 療育手帳をお持ちの方が亡くなった場合、障害の程度が手帳の基準に該当しなく ばあいまた てちょう も ひつよう ばあい てちょう へんかんでつづ ひつよう なった場合又は手帳を持つ必要がなくなった場合は、手帳の返還手続きが必要 です。
【お問合せ・申請先】	かくしちょうそん しょうがいふくしたんとうか さんしょう 各市町村 障害福祉担当課 (P2からP3を参照)
【お問合せ】	けんしょうがいじしや しょうがいしやしえんか 県障害児者サポートセンター 障害者支援課 TEL 073-445-7314 FAX 073-446-0036

精神障害者保健福祉手帳

ない よう 内 容	いってい せいしんしょうがい じょうたい にんてい こうふ せいしんしょうがい かた しゃかい 一定の精神障害の状態にあることを認定して交付され、精神障害のある方の社会 ふつきおよ じりつ しゃかいさんか そくしん はか もくてき せいど 復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。
てちょう どうきゆう 手帳の等級	きゆう きゆう きゆう すうじ ちい しょうがい おも あらわ 1級、2級、3級 数字が小さいほど障害が重いことを表します。
てちょう ゆうこうきかん 手帳の有効期間	てちょう ゆうこうきげん こうふび ねん けいか ひ ぞく つき まつじつ 手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日です。 ねん こうしん てつづ おこな しょうがいどうきゆう さだ せいしんしょうがい じょうたい 2年ごとに更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障害の状態にあることに にんてい う ついて、認定を受けなければなりません。
【お問合せ・申請先】	かくしちょうそんしょうがいふくしたんとうか さんしょう わかやまし ほけんたいさくか 各市町村障害福祉担当課(P2からP3を参照)(和歌山市は保健対策課)
【お問合せ】	けんせいしんほけんふくし さんしょう 県精神保健福祉センター(P7を参照)



ねんきん てあてとう
(2) 年金・手当等

しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきんほけん
■ 障害基礎年金(国民年金保険)

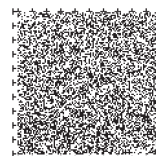
しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんさつ う ひ
初めて診察を受けた日

<p>しきゆうようけん 支給要件</p> <p>みぎ 右の(1)~(3)を すべ み ひつよう 全て満たす必要 があります。</p>	<p>(1) 国民年金に加入している間に*初診日があること 20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住 んでいる間に初診日があるときも含まれます。</p> <p>(2) 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間につい て、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保 険料の未納がないこと(令和18年3月31日までに初診日がある場合に限る)</p> <p>(3) 障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)において、国民年金法施行令 べつびよう さだ きゆう きゆう しょうがい がいとう もの しょうがいしやてちよう しょうがいとうきゆう こと 別表に定める1級、2級の障害に該当している者(障害者手帳の障害等級とは異 なります。)</p>
--	--

<p>ねんきんがく 年金額 (令和8年4月現在)</p>	<p>【1級】 1,039,625円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,036,625円)</p> <p>【2級】 831,700円(年額) + 子の加算 (※昭和31年4月1日以前に生まれた方 829,300円)</p> <p>子の加算 第1子、第2子 各239,300円(年額) 第3子以降 各 79,800円(年額)</p> <p>子とは・・・18歳到達年度の末日(3/31)を経過していない子 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子</p>
--------------------------------------	---

ねんきんじむしょめい 年金事務所名	しょざいち 所在地	TEL	
わかやまひがし 和歌山東	わかやましおおだ 和歌山市太田3-3-9	073-474-1841	じどうおんせいあんないご 自動音声案内後、 お ①→②を押して くだ 下さい。
わかやまにし 和歌山西	わかやましせきど 和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660	
たなべ 田辺	たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432	
しんぐうぶんしつ 新宮分室	しんぐうしたにおうじちよう 新宮市谷王子町456-1 かめや かい 亀屋ビル 1階	0735-22-8441	

※お住まいの市町村により、管轄する年金事務所が異なります。事前にお問い合わせください。



しょうがい げんいん びょうき
*障害の原因となった病気やけがについて、
はじ しんさつ う ひ
初めて診察を受けた日

しょうがいこうせいねんきん こうせいねんきんほけん

■ 障害厚生年金(厚生年金保険)

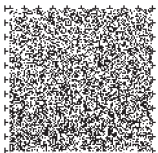
<p>しきゆうようけん 支給要件</p> <p>みぎ 右の(1)~(3)を すべ み ひつよう 全て満たす必要 があります。</p>	<p>(1) 厚生年金に加入している間に*初診日があること</p> <p>(2) 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること</p> <p>①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</p> <p>②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(令和18年3月31日までに初診日がある場合に限る)</p> <p>(3) 障害認定日(初診日から1年6か月経過した日)において、厚生年金法施行令別表に定める1級~3級の障害に該当している者(障害者手帳の障害等級とは異なります。)</p>
<p>ねんきんがく 年金額</p> <p>れいわ ねん がつげんざい (令和8年4月現在)</p>	<p>【1級】報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額(239,300円)</p> <p>【2級】報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額(239,300円)</p> <p>【3級】報酬比例の年金額(最低保障額:623,800円)</p> <p>(※昭和31年4月1日以前に生まれた方 622,000円)</p> <p>※1級及び2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>にほんねんきんきこうねんきんじむしょ さんしやう 日本年金機構年金事務所(P21を参照)</p>

とくべつしょうがいきゆうふきん

■ 特別障害給付金

<p>たいしやうしや 対象者</p> <p>れいわ ねん がつげんざい (令和8年4月現在)</p>	<p>こくみんねんきん にんいかにゆう 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができない障害のある方</p> <p>(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>※ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。</p>
<p>しきゆうがく 支給額</p> <p>れいわ ねん がつげんざい (令和8年4月現在)</p>	<p>【障害基礎年金1級相当に該当する方】基本月額56,850円</p> <p>【障害基礎年金2級相当に該当する方】基本月額45,480円</p> <p>(※所得による 支給制限あり)</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>し ふくしじむしょまた ちょうそんやくば 市福祉事務所又は町村役場</p>

ねんきん きゆうふきん てあてとう しょうさい
年金・給付金・手当等の詳細については、
かくせいど と あ さき かくにん
各制度のお問い合わせ先にご確認ください。



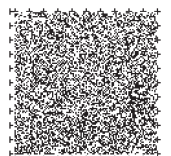
■ 心身障害者扶養共済制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがい かにゆうしゃ かいけん おさ 障害のある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めること により、加入者に万一(死亡・重度障害の状態)のことがあったときに、障害のある方 に終身一定額の年金を支給する制度</p>
<p>かにゆう 加入できる保護者</p>	<p>しんしんしょうがいしゃ ほんごしゃ つぎ ようけん がいどう かにゆう 心身障害児者を扶養する保護者で次の要件に該当する方 ・加入者の方の住所が県内にあること ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること ・加入時に特別な疾病又は障害がないこと ※加入時に告知による審査があり、場合によっては加入をお断りすることがあります。 ※障害のある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。</p>
<p>たいしょう 対象となる障害者</p> <p>①～③のいずれか に当てはまり、かつ ④に当てはまる方</p>	<p>①身体障害者手帳を所持し、1級から3級までに該当する障害 ②知的障害児(者) ③精神または身体に永続的な障害のある者で、上記1・2と同程度の障害があると認められる者 ④将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害児(者)の年齢は問いません)</p>
<p>かけきん 掛金 (令和8年4月現在)</p>	<p>加入者の加入時の年齢・加入時期に応じた掛金(9,300円～23,300円)となっております。2口まで加入できます。</p>
<p>しきゆうねんきんがく 支給年金額</p>	<p>加入者が死亡又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円(2口加入の場合は4万円)の年金が生涯にわたり支給されます。</p>
<p>び こう 備考</p>	<p>加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>【申請先】市福祉事務所又は町村役場 【お問合せ】県庁こころの健康推進課</p>

とくべつしょうがいしゃてあて

■ 特別障害者手当

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>精神、又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方(※施設入所中・長期入院の方は非該当)</p>
<p>しきゆうがく 支給額 (令和8年4月現在)</p>	<p>月額30,450円(手当の額は毎年4月に改定されます)(※所得による支給制限あり) 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>【申請先】市福祉事務所又は町村役場 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部</p>

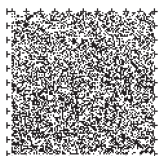


■ 障害児福祉手当

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>じゅうどしょうがいじ たい てあて しきゅう ふうくし こうじょう はか もくてき 重度障害児に対して手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とした せいで 制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>せいしんまた しんたい じゅうど しょうがい ゆう にちじょうせいかつ じょうじ かいご ひつよう 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要と する状態にある在宅の20歳未満の方(※施設入所中の方は非該当)</p>
<p>しきゅうがく 支給額 (令和8年4月現在)</p>	<p>げつがく えん てあて がく まいとし がつ かいいてい 月額16,560円(手当の額は毎年4月に改定されます。) (※所得による支給制限あり) げんそく まいとし がつ がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しんせいさき しふくしじむしょまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ しふくしじむしょまた ちょうそんやくば けんしんこうきやくけんこうふうくしぶ 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県振興局健康福祉部</p>

■ 特別児童扶養手当

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>ちゅうていどいじょう しょうがいじ かんご ふぼ ふぼ か よういく かた たい 中程度以上の障害児を監護する父母、もしくは父母に代わり養育する方に対して、 てあて しきゅう じどう ふうくし ぞうしん はか もくてき せいで 手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>せいしんまた しんたい ちゅうていどいじょう しょうがい ゆう い か じょうたい ざいたく さい 精神又は身体に中程度以上の障害を有するため、以下の状態にある在宅の20歳 みまん かた しせつにゆうしよちゆう かた ひがいてう 未満の方(※施設入所中の方は非該当) 【1級の障害程度】 にちじょうせいかつ つね たにん かいじよ ほ ご う じ こ よう べん 日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければ、ほとんど自己の用を弁ず ることができない程度(重度の障害) 【2級の障害程度】 たにん たす ひつよう にちじょうせいかつ きわ こんなん ていど ちゅうど しょう 他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難である程度(中度の障 害)</p>
<p>しきゅうがく 支給額 (令和8年4月現在)</p>	<p>きゅう げつがく えん 【1級】月額58,450円 きゅう げつがく えん 【2級】月額38,930円 (※所得による支給制限あり。) てあて がく まいとし がつ かいいてい (手当の額は毎年4月に改定されます。) げんそく まいとし がつ がつ ぜんげつぶん しきゅう 原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。 ※12月分は11月に受け取ることができます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しんせいさき しふくしじむしょまた ちょうそんやくば 【申請先】市福祉事務所又は町村役場 といあわ しふくしじむしょまた ちょうそんやくば けんちょうしょうがいふくしか ざいたくふくしはん 【お問合せ】市福祉事務所又は町村役場、県庁障害福祉課 在宅福祉班</p>



<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>おやかていとう せいかつ あんてい じりつ そくしん てあて しきゆう じどう ふくし ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するための手当を支給し、児童の福祉の ぞうしん はか もくてき せいど 増進を図ることを目的とした制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>い か さだ じどう よういく ちちまた ははとう しきゆう 以下に定める*児童を養育している父又は母等に支給 ふ ぼ りこん しぼうとう おや かてい おや ・父母が離婚や死亡等により、ひとり親となった家庭の親 ふ ぼ か おや かてい じどう よういく かた ・父母に代わって、ひとり親となった家庭の児童を養育している方 ちちまた はは しんたい せいしん いってい しょうがい じょうたい かてい おや ・父又は母の身体又は精神に一定の障害の状態にある家庭の親 (*児童=18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。) じどう さい たつ ひ い ご さいしょ がつ にち あいだ かた (*児童に一定の障害がある場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。) じどう いってい しょうがい ばあい しきゆうきかん さい えんちよう ばあい</p>
<p>しきゅうがく 支給額 (令和8年4月現在)</p>	<p>じどうひとり ばあい げつがく えん えん 【児童一人の場合】月額48,050円～11,340円 (※所得による支給制限あり。)</p> <p>い か ひとりま ごと げつがく えん えん かさん 【以下、一人増す毎に】月額11,350円～5,680円 加算</p> <p>じどう げんそく まいとし がつ がつ がつ がつ がつ がつ げんげつぶん しきゆう 原則として毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までが支給 されます。</p>
<p>といあわ しんせいさき お問合せ・申請先</p>	<p>し ふくしじむ しょまた ちょうそんやくば さんしょう 市福祉事務所又は町村役場(P2からP3を参照)</p>

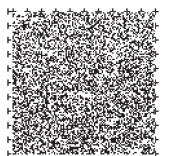


コラム わかやま子育て支援ポータルサイト

わかやま子育て支援ポータルサイトでは、子育てに関する相談窓口、わかやま子育て支援パスポート事業等、子育ての参考となる情報が掲載されています。

「わかやま子育て支援パスポート事業」では、子育て中の方及び妊娠中の方が、県が配布する「わかやま子育て支援パスポート事業」パスポートを、協賛してくれているお店や施設などで提示すると、料金の割引やプレゼントなどの優待サービスをうけることができます。

詳細は [わかやま子育ての広場](#) [検索](#) をご覧ください。



いりょう
(3) 医療

じりつしえんいりょう こうせいりりょう
■ 自立支援医療 (更生医療)

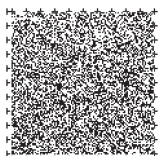
せいど がいよう 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゅじゆつとう ちりょう かくじつ こうか きたい たい 障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して ていきよう せいかつ のうりよく え ひつよう いりょうひ いちぶじよせい せいど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちようしよじしや 18歳以上の身体障害者手帳所持者
じこふたんがく 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じこふたんじようげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	し ふくしじむしよまた ちようそんやくば さんしやう 市福祉事務所又は町村役場(P2からP3を参照) ちりようかいしまえ きよじゆうち しちようそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

じりつしえんいりょう いくせいりりょう
■ 自立支援医療 (育成医療)

せいど がいよう 制度の概要	しょうがい じょきよ けいげん しゅじゆつとう ちりょう かくじつ こうか きたい もの たい 障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して ていきよう せいかつ のうりよく え ひつよう いりょうひ いちぶじよせい せいど 提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	まん さいみまん しんたいじよう しょうがい ゆう じどうまた げんそん しっかん ほうち しょうらいしやう 満18歳未満で身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障 がい のこ みと かくじつ ちりようこうか きたい じどう 害を残すと認められ確実な治療効果が期待できる児童
じこふたんがく 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じこふたんじようげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	し ふくしじむしよまた ちようそんやくば さんしやう 市福祉事務所又は町村役場(P2からP3を参照) ちりようかいしまえ きよじゆうち しちようそん てつづ おこな (※治療開始前に居住地の市町村にて手続きを行ってください。)

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう
■ 自立支援医療 (精神通院医療)

せいど がいよう 制度の概要	せいしんしっかん ふく ゆう かた つういん せいしんいりょう けいぞくてき ひつよう 精神疾患(てんかんを含む)を有する方で、通院による精神医療を継続的に必要と しょうじよう かた たい つういんいりょう かか いりょうひ いちぶじよせい せいど する症状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を一部助成する制度
たいしょうしゃ 対象者	とうごうしつちようしやう せいしんきやうぶつしつ きゆうせいちゆうどくまた いぞんしやう ちてきしょうがい せいしんびやうしつ 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質 た せいしんしっかん ゆう つういん せいしんいりょう けいぞくてき しょう ていど しょうじよう かた その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状の方
じこふたんがく 自己負担額	げんそく いりょうひ わりふたん 原則として、医療費の1割負担 しよとく おう つき じこふたんじようげんがく き ※所得に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。
といあわ しんせいさき お問合せ・申請先	といあわ しんせいさき し ふくしじむしよ わかやまし ほけんたいさくか また ちようそんやくば 【お問合せ・申請先】 市福祉事務所(和歌山市は保健対策課)又は町村役場 といあわ けんせいしんほけんふくし さんしやう 【お問合せ】 県精神保健福祉センター (P2からP3、P7を参照)

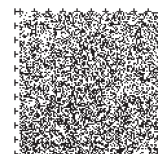


■ 重度心身障害児(者)医療費助成

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じゅうど しょうがい かた びょういんとう しんりょう う さい しはら じ こ ふたんきん じよせい 重度の障害のある方が、病院等で診療を受けた際に支払う自己負担金を助成する せいど 制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ かた しちよう ①身体障害者手帳1・2・3級所持者(※身体障害者手帳3級所持者の方は、市町 そんみんぜいしょとくわりひ か ぜい せたい かぎ 村民税所得割非課税世帯に限られます。) りょういくてちょう しよじしゃ ②療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしゃ ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者 とくべつじどうふよてあて きゅうがいつしや ④特別児童扶養手当1級該当者 さいじよう あら じようきしょうがいしゃ かた のぞ ※65歳以上で新たに上記障害者となられた方は除きます。</p>
<p>しきゅうがくとう 支給額等</p>	<p>たいしょう かた びょういんとう しんりょう う とき しはら じ こ ふたんきん じよせい 対象となる方が病院等で診療を受けた時に支払う自己負担金が助成されます。 ほんにん じ こ ふたん (本人の自己負担はなしとなります。) しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ にゅういんりようひ じよせい ※身体障害者手帳3級所持者は、入院医療費のみの助成。 しまとく じよせいせいげん ※所得による助成制限があります。</p>
<p>といあわ しんせいさき お問合せ・申請先</p>	<p>し ふくしじむしょ また ちょうそんやくば 市福祉事務所(※)又は町村役場 わ か や ましざいじゆう かた たいしょうしゃ がいつしや かた わ か や まししんしょうがいしゃしえんか ※和歌山市在住の方で、対象者①②④に該当する方は和歌山市障害者支援課 たいしょうしゃ がいつしや かた わ か や ましほけんじよほけんたいさくか と あ へ、対象者③に該当する方は和歌山市保健所保健対策課へお問い合わせくださ い。</p>

■ 難病医療費助成制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>たいしょう かた たいしょうしっかん かん う いりょうひどう いちぶ こうひ ふたん 対象となる方が、対象疾患に関して受けられた医療費等の一部を公費で負担し、 じ こ ふたん けいげん はか 自己負担の軽減を図ります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>けんない きよじゆう げんそく していなんびょう しんだん びょうじゆう ていど いっていていどいじよう 県内に居住し、原則として「指定難病」と診断され、病状の程度が一定程度以上の かた していなんびょうかんじや かた さいみまん ばあい ほごしや わかやまけんない きよじゆう 方(指定難病患者の方が 18歳未満の場合、保護者が和歌山県内に居住している ばあい たいしょう 場合も対象となります。) たいしょうしっかん していなんびょう しつぺい たいしょう 【対象疾患】 指定難病の348疾病が対象 厚生労働省 難病対策 けんさく けんさく 検索 していなんびょういちらん こうせいろどうしよう かくにん ※指定難病一覧は、厚生労働省のホームページをご確認ください。</p>
<p>しきゅうがくとう 支給額等</p>	<p>なんびょうほう もと していなんびょう かんじや びょうじゆう こうせいろどうだいじん さだ ていど 難病法に基づく指定難病の患者であって、その病状が厚生労働大臣の定める程度 みと ばあい とくていりようひ しきゆう みと であると認められた場合は、「特定医療費」の支給が認められます。 しきゅうがくとう せいど しょうさい か きまどぐち と あ 支給額等の制度の詳細については、下記窓口までお問い合わせください。</p>
<p>といあわ しんせいさき お問合せ・申請先</p>	<p>といあわ しんせいさき けんりつほけんじよ ししよ 【お問合せ・申請先】 県立保健所・支所 わ か や ましざいじゆう かた わ か や ましほけんたいさくか と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 といあわ 【お問合せ】 けんちようけんこうすいしんか しつぺいたいさくはん 県庁健康推進課 がん・疾病対策班(TEL 073-441-2640 FAX 073-428-2325)</p>

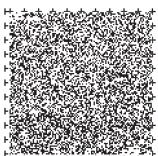


■ 小児慢性特定疾病医療費助成

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じどう ふくしほう もと しょうにまんせいとくていしつべい じどうとう けんぜん 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全 いくせい かんてん かんじかてい いりょうひ ふたんけいげん はか いりょうひ じこふ 育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負 たんぶん いちぶ じよせい せいど 担分の一部を助成する制度</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>さいみまん じどう しょうにまんせいとくていしつべい たいしょうしつべい こうせいろうどうだいじん 18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病の対象疾病にかかっており、厚生労働大臣 さだめ しつべい ていど じどうとう が定める疾病の程度である児童等 さいどうたつじてん ほんじぎょう たいしょう さいどうたつご ひ つづ (18歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き ちりょう ひつよう みと ばあい さいみまん もの たいしょう 治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。) くに さだめ しつべい しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう かくにん ※国が定める疾病は、小児慢性特定疾病情報センターをご確認ください。 しょうにまんせいとくていしつべいじょうほう けんさく 小児慢性特定疾病情報センター 検索</p>
<p>しきゅうがくとう 支給額等</p>	<p>にんない う たいしょう いりょう かんじゃ じこふたんわりあい わり わり 認定を受けると、対象の医療の患者自己負担割合は3割から2割になります。 ぎ む きょういくしゅうがくまえ もともと わりふたん ばあい か ※義務教育就学前で元々2割負担の場合は変わりません。 しよとく おう じこふたんじょうげんげつがく さだめ はっこう じゆきゅうしゃしやう ※所得に応じて自己負担上限月額が定められますので、発行される受給者証を いりょうきかん ていじ きんがくいじょう まどぐち ふたん ひつよう 医療機関で提示すれば、その金額以上を窓口で負担する必要はありません。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>といあわ しんせいさき けんりつほけんじよ ししよ 【お問合せ・申請先】 県立保健所・支所 わか や ましざいじゅう かた わか や ましほけんたいさくか と あ ※和歌山市在住の方は和歌山市保健対策課へお問い合わせください。 といあわ 【お問合せ】 けんちやうけんこうすいしんか ほ し ほけんはん 県庁健康推進課 母子保健班 (TEL 073-441-2642 FAX 073-428-2325)</p>

こうきこうれいしやいりょうせいど さいいじょう てきやう
■ 後期高齢者医療制度の65歳以上からの適用

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>いりょうほけん こうきこうれいしやいりょうせいど げんそく さいいじょう かた てきやう 医療保険である後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方に適用されます いってい しょうがい かた こうきこうれいしやいりょうこういきれんこう にんてい う が、一定の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合の認定を受けること さい てきやう かのう により、65歳からの適用が可能となります。 いちどう 一度受けられた認定は、申請によりいつでも将来に向かって撤回することがで てつかい あと さいどしんせい かのう き、撤回した後で再度申請することも可能です。 さいいじょう かた しょうがい う む かか こうきこうれいしやいりょうせいど ひほけんしや ※75歳以上の方は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者と なります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしやてちやう きゅうしよじしや きゅう いちぶしよじしや ・身体障害者手帳1・2・3級所持者、4級の一部所持者 りょういくてちやう しよじしや せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちやう きゅうしよじしや ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 こくみんねんきんほう しょうがいねんきん きゅうじゆきゅうしや ・国民年金法における障害年金1・2級受給者</p>
<p>じこふたんがく 自己負担額</p>	<p>しよとく おう いりょうひ わり ふたん くわ たんとうまどぐち と あ 所得に応じて、医療費の1～3割の負担となります。詳しくは、担当窓口までお問い合 わせください。</p>
<p>といあわ しんせいさき お問合せ・申請先</p>	<p>かくしちやうそん こうきこうれいしやいりょうせいど たんとうまどぐち 各市町村後期高齢者医療制度担当窓口</p>

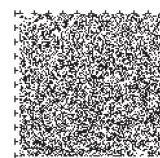


しょうがいふくし
(4) 障害福祉サービス

しょうがいふくし とう か き しゅるい
 障害福祉サービス等には下記のような種類があります。

かいごきゅうふ
■ 介護給付

くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	たいしょうしゃ 対象者	サービスの内容 ないよう
訪問系 ほうもんけい	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	しょうがいしえんくぶん いじょう しょうがいじ 障害支援区分1以上(障害児につ いては区分1に相当する心身の じょうたい 状態)である者	にゆうよく はい しょくじとう しんたいかいご せんたく 入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・ そうじとう かじえんじょ おこな 掃除等の家事援助を行う。
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゆうまた じゅうど 重度の肢体不自由又は重度の ちてきしょうがい せいしんしょうがい 知的障害もしくは精神障害により こうどうじょういちじる こんなん ゆう しょうがい 行動上 著しい困難を有する障害 者であって、常時介護を必要とす る者	にゆうよく はい しょくじ かいご がいしゆつじ 入浴・排せつ・食事の介護、外出時にお ける移動支援、入院時の支援等を総合 的に行う。 いどうしえん にゆういんじ しえんとう そうごう 移動支援、入院時の支援等を総合 的に行う。
	どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる 視覚障害により、移動に 著しい こんなん ゆう もの 困難を有する者	がいしゆつじ ひつよう しかくじょうほう ていきょう おこな 外出時に必要な視覚情報の提供を行う とともに、その外出時に必要な介護を行 う。 がいしゆつじ ひつよう かいご おこな 外出時に必要な視覚情報の提供を行う とともに、その外出時に必要な介護を行 う。
	こうどうえんご 行動援護	ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい 知的障害又は精神障害により、 こうどうじょういちじる こんなん じょうじ 行動上 著しい困難があり、常時 かいご ひつよう もの 介護を必要とする者	ヘルパーを派遣し、行動する際に生じる きけん かいひ えんご がいしゆつじ 危険を回避するための援護、外出時にお ける移動中の介護を行う。 いどうちゆう かいご おこな 危険を回避するための援護、外出時にお ける移動中の介護を行う。
	じゅうどしょうがいしやとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	しょうがいしえんくぶん しょうがいじ 障害支援区分6(障害児につい ては区分6に相当する心身の状態) で、意思の疎通に 著しい困難を ともな もの 伴う者	じゅうど しょうがいじしや きょたくかいご しょうがい 重度の障害児者に居宅介護などの障害 ふくし サービスの提供を包括的に行う。 ていきょう ほうかつてき おこな 福祉サービスの提供を包括的に行う。
日中活動系 にっちゅうかつどうけい	たんきにゆうしょ 短期入所 (ショートステイ)	じたく かいご もの びょうき た 自宅で介護する者が病気その他 の理由により、障害者支援施設そ の他の施設へ短期間の入所を必 要とする障害児者	たんきかん やかん ふく しせつとう にゆうよく はい 短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排 せつ、食事の介護等を行う。 しょくじ かいごとう おこな 短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排 せつ、食事の介護等を行う。



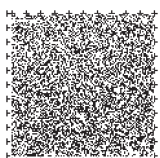
くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	対象者 たい しょう しゃ	サービスの内容 ないよう
日中活動系	療養介護 りょうようかいご	びょういんとう ちょうき にゆういん い 病院等への長期の入院による医 りょうてき ぐわ じょうじかいご ひつ 療的ケアに加え、常時介護が必 要 しょうがいしゃ 要な障害者であって、①障害 しえんくぶん きかんせつかい ともな 支援区分6であり、気管切開を伴 じんこうこきゅうき こきゅうかんり う人工呼吸器による呼吸管理を おこな もの しょうがいしえんくぶん 行っている者、②障害支援区分5 いじょう きん かんじやまた 以上である筋ジストロフィー患者又 じゆうしょうしんしんしょうがいしゃとう は重症心身障害者等	いりようきかん きのうくんれん りょうじょう かんり 医療機関で機能訓練、療養上の管理、 かんご かいごおよ にちじょうせいかつ せわ おこな 看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	生活介護 せいかつかいご	じょうじかいご ひつよう しょうがいしゃ 常時介護が必要な障害者で、 しょうがいしえんくぶん いじょう もの また 障害支援区分3以上の者、又は ねんれい さいいじょう しょうがいしえんくぶん 年齢が50歳以上で障害者支援 くぶん いじょう もの 区分2以上である者	ひるま にゆうよく はい しょくじ かいごとう おこな 昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行 そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう うとともに、創作的活動又は生産活動の きかい ていきよう 機会を提供する。
施設系	施設入所支援 しせつにゆうしよしえん	じりつくんれんまた しゅうろういこうしえんとう 自立訓練又は就労移行支援等の たいしょうしゃ せいかつのおりよく たん 対象者のうち、生活能力により単 しん せいかつ こんなん もの ちいき 身での生活が困難な者、地域の しゃかいしげんとう じょうきよう つうしよ 社会資源等の状況により通所す こんなん もの また せいかつかいご ることが困難な者、又は生活介護 たいしょうしゃ しょうがいしえんくぶん の対象者であって障害支援区分4 いじょう さいいじょう くぶん いじょう 以上(50歳以上は区分3以上)の もの 者	しゆ やかん にゆうよく はい およ 主として夜間において、入浴、排せつ及 しょくじとう かいご せいかつとう かん そうだん び食事等の介護、生活等に関する相談 およ じよげん た ひつよう にちじょうせいかつじょう 及び助言その他の必要な日常生活上の しえん おこな 支援を行う。
といあわ しんせいさき 【お問合せ・申請先】 す し ふくしじむしよまた ちょうそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2からP3を参照)			

か き しょうがいじ りよう
 下記については、障害児も利用することができます。

ほうもんけいしょうがいふくし きたくかいご どうこうえんご こうどうえんご じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
 ＊訪問系障害福祉サービス：居宅介護(ホームヘルプ)、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

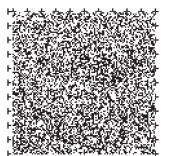
にっちゅうかつどうけいしょうがいふくし たんきにゆうしよ
 ＊日中活動系障害福祉サービス：短期入所(ショートステイ)

そうだんしえん けいかくそうだんしえん じょうき りよう ばあい
 ＊相談支援：計画相談支援(上記のサービスを利用する場合)

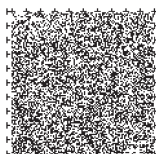


■ 訓練等給付

くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	対象者 たいしょうしゃ	サービスの内容 ないよう
居 住 支 援 系	自立生活援助 じりつせいにかつえんじよ じりつせいにかつえんじよ	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域の一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安があるもの者 しょうがいしゃしえんしせつ せいしんかびやういんとう ちいき ひと りぐ いこう しょうがいしゃとう りかいりよく せいにかつりよくとう ふあん もの	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行う。 ていきでき りようしゃ きょたく ほうもん せいにかつ じようきよう かくにん おこな じよげん いりようき かんとう じょうきん しょうがいしゃ せいにかつ れんらくちようせい おこな そうだん しようせい
	共同生活援助 (グループホーム) きようどうせいにかつえんじよ (ぐるーぷほーむ)	地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、相談等の日常生活上の援助が必要な者 ちいき じりつ にちじようせいにかつ いとな うえ しよくじ しょうよくとう かい ご そうだんとう にちじようせいにかつじよ えんじよ ひつよう もの	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。 やかん きゅうじつ きようどうせいにかつ おこな じゆうきよ そう だん にゆうよく はい しょくじ かいご にちじようせい かつじよう えんじよ おこな
訓 練 系 ・ 就 労 系	自立訓練 (機能訓練) じりつくんれん きのうくんれん	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な者 ちいきせいにかつ いとな うえ しんたいき のう せいにかつのうりよく いじ こうじようとう いっていきかん くんれん ひつよう もの	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行う。 じりつ にちじようせいにかつまた しゃかいせいにかつ いっていきかん しんたいきのうまた せいにかつのう りよくこうじよう ひつよう くんれん おこな
	自立訓練 (生活訓練) じりつくんれん せいにかつくんれん	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な者 ちいきせいにかつ いとな うえ せいにかつのうりよく いじ こうじようとう いっていきかん くんれん ひつよう もの	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行う。 じりつ にちじようせいにかつまた しゃかいせいにかつ いっていきかん せいにかつのうりよくこうじよう ひつよう くんれん おこな
	就労移行支援 しゅうろういこうしえん	一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の者 いっばんしゅうろう きぼう ちしきのうりよく こうじよう しょくばかいたく つう きぎょうとう こようまた ざいたくしゅうろうとう みこ さいみまん もの	一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。 いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく こうじよう ひつよう くんれん おこな
	就労継続支援 A型 しゅうろうけいぞくしえん がた	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者 しゅうろう ひつよう ちしきのうりよく こうじよう はか じぎょうしょ こようけいやく もと しゅうろう か のう み こ	雇用契約を締結し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 こようけいやく ていけつ はたら ば ていきよう ちしきおよ のうりよく こうじよう ひつ よう くんれん おこな
	就労継続支援 B型 しゅうろうけいぞくしえん がた	就労移行支援事業所等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定年齢に達している方等で、就労の機会等を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者 しゅうろういこうしえんじぎょうしよとう りよう いっばんきぎょうとう こよう むす かた いっていねんれい たつ かたとう しゅうろう きかいたう つう せいさんかつどう ちしきおよ のう りよく こうじよう いじ きたい もの	通所により、就労や生産機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行う。 つうしよ しゅうろう せいさんきかい ていきよう こ ようけいやく むす いっばんしゅう ろう ひつよう ちしきのうりよく たか もの いっばんしゅうろう いこう む しえん おこな
就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者 しゅうろういこうしえんとう りよう へ いっばんしゅうろう いこう しょうがいしゃ しゅうろう ともな かんきやうへんか せいにかつ めん かだい しゅう もの	企業・自宅等への訪問や、障害者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。 きぎょう じたくとう ほうもん しょうがいしゃ らいしよ かだいかいけつ む ひつよう れんらくちよう せい しどう じよげんとう しえん おこな	



くぶん 区分	サービスの種類 しゅるい	対象者 たい しょう しゃ	サービスの内容 ないよう
	しゅらうせんたくしえん 就労選択支援	しゅらういこうしえんまた しゅらうけいぞくしえん 就労移行支援又は就労継続支援 りよう いこう ゆう ものおよ を利用する意向を有する者及び げん しゅらういこうしえんまた しゅらうけいぞく 現に就労移行支援又は就労継続 しえん りよう もの 支援を利用している者	しょうがいしゃほんにん しゅらうさき はたら かた 障害者本人が就労先・働き方について せんたく しゅらう よりよい選択ができるよう、就労アッセメ しゅほう かつようほんにん きぼう しゅらう ントの手法を活用して、本人の希望、就労 のうりよく できせいとう あ せんたく しえん おこな 能力や適性等に合った選択の支援を行 う。

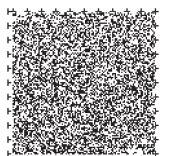


しょうがいじしえん
(5) 障害児支援

しょうがいじつうしよしえん
■ 障害児通所支援

しょうがいじつうしよしえん か き しゆるい
 障害児通所支援サービスには下記のような種類があります。

くぶん 区分	サービスの種類 しゆるい	たい しょう しゃ 対象者	サービスの内容 ないよう
障 害 児 通 所 系	じどうはったつしえん 児童発達支援	しゅうだんりょういくおよ べつりょういく おこな 集団療育及び個別療育を行う ひつよう みと おも 必要があると認められる主に みしゅうがく しょうがいじ 未就学の障害児	にちじょうせいかつ きほんてき どうさおよ ちしき 日常生活の基本的な動作及び知識 ぎのう しゅうとく しえん しゅうだんせいかつ 技能の習得のための支援、集団生活 てきおう しえんとう おこな への適応のための支援等を行う。
障 害 児 訪 問 系	ほうかごとう 放課後等 デイサービス	がっこうきょういくほうだい じょう きてい 学校教育法第1条に規定する がっこう ようちえんおよ だいがく のぞ とう 学校(幼稚園及び大学を除く)等 しゅうがく じゅぎょう しゅうりょうごまた に就学しており、授業の終了後 きゅうこうび しえん ひつよう みと は休校日に支援が必要と認めら れる障害児 しょうがいじ	じゅぎょう しゅうりょうごまた がっこう きゅうこうび 授業の終了後又は学校の休校日に、 せいかつのりよく こうじょう ひつよう 生活能力の向上のために必要な しえん しゃかい こうりゅう そくしんとう しえん 支援、社会との交流の促進等の支援 おこな を行う。
障 害 児 訪 問 系	きょたくほうもんがた 居宅訪問型 じどうはったつしえん 児童発達支援	じゅうしやうしんしんしょうがいじとう じゅうど しょうがい 重症心身障害児等の重度の障害 じとう じどうはったつしえんまた ほうか 児等で、児童発達支援又は放課 ごとう 後等デイサービスを受けるために がいしゅつ いちじる こんなん 外出することが著しく困難である しょうがいじ 障害児	きょたく ほうもん にちじょうせいかつ き 居宅を訪問し、日常生活における基 ほんてき どうさおよ ちしきぎのう しゅうとく 本的な動作及び知識技能の習得、 せいかつのりよく こうじょう ひつよう しえん 生活能力の向上のために必要な支援 とう おこな 等を行う。
	ほういしよ 保育所等訪問 しえん 支援	ほいくしよ ようちえん しょうがっこう とくべつ 保育所、幼稚園、小学校、特別 しえんがっこう にんてい えん たじ 支援学校、認定こども園その他児 どう しゅうだんせいかつ いとな しせつ かよ 童が集団生活を営む施設に通う しょうがいじ とうがいしせつ ほうもん せん 障害児で、当該施設を訪問し、専 もんてき しえん ひつよう みと 門的な支援が必要と認められる しょうがいじ 障害児	ほいくしよとう ほうもん しょうがいじ たい 保育所等を訪問し、障害児に対して、 しょうがいじいがい じどう しゅうだんせいかつ 障害児以外の児童との集団生活への てきおう せんもんてき しえんとう おこな 適応のための専門的な支援等を行 う。
<p>とਿਆわ しんせいさき 【お問合せ・申請先】</p> <p>す し ふくしじむしよまた ちやうそんたんとうまどぐち きんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2及びP3を参照)</p>			



障害児入所支援

障害児入所支援サービスには下記のような種類があります。

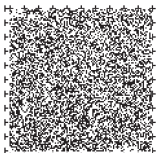
区分	サービスの種類	対象者	サービスの内容
障害児入所系	福祉型 障害児入所施設	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害を含む)又は難病等の児童	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援等を行う。
	医療型 障害児入所施設	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害を含む)又は難病等の児童	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援等並びに治療を行う。
【お問合せ・申請先】 お住まいの地域を管轄する児童相談所(P5を参照)			

乳幼児きこえとことば相談(巡回相談)

制度の概要	乳幼児期のきこえやことばに関する不安や悩みに関して、専門相談員が相談支援を行う。
対象者	乳幼児(0歳～2歳)を養育する方
費用	無料
お問合せ・申込先	【申込先】お住まいの市町村の担当保健師 【お問合せ】和歌山県聴覚障害者情報センター内の相談窓口 TEL 080-4882-8177 FAX 073-421-6411

聴覚障害のある児童に対する補聴器の助成

制度の概要	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児(18歳未満)の健全な言語や精神の発達を支援するため、補聴器の購入費を一部助成する制度
対象者	・市町村内に住所を有する18歳未満の児童 ・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方 ・指定自立支援医療機関の医師が、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が見込めると判断する方
お問合せ	お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2からP3を参照)



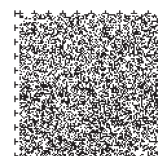
ふくししきん ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐとう
(6) 福祉資金、補装具、日常生活用具等

せいかつふくししきん かしつけ ふくしひ
■ 生活福祉資金の貸付(福祉費)

ていしよとくせたい しやうがいしやせたいまた こうれいしやせたい たい つぎ かか けいひ しきん か だ
 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として資金を貸し出します。

<p>しきん し と 資金使途</p>	<p>にちじょうせいかつ おく うえ また じりつせいかつ いちじてき ひつよう ひよう 日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生業(自営業)を営む為に必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費(障害者世帯のみ) ・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
<p>すえおききかん 据置期間</p>	<p>さいしゆうかきつけ び げついない 最終貸付日から6か月以内</p>
<p>しやうかんきかん 償還期間</p>	<p>すえおききかんご ねんいない 据置期間後20年以内 ※資金使途により目安あり</p>
<p>かきつけりし 貸付利子</p>	<p>れんたいほしやうにん むりし ・連帯保証人あり → 無利子 れんたいほしやうにん ねん ・連帯保証人なし → 年1.5%</p>

といあわ しんせいさき す しちやうそんしやかいふくしきやうぎかい
【お問合せ・申請先】 お住まいの市町村社会福祉協議会

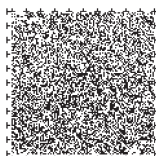
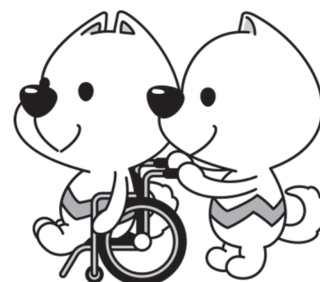


■ 補装具費支給制度

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しんたいじょう しょうがい おぎな にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ぎし ぎがん し 身体上の障害を補って日常生活や社会生活をしやすいための義肢、義眼、視 かくしょうがいしゃあんぜんつえ くるまいす でんどうくるまいす ふく ほ こうき じゆうどしょうがいしゃやうい し でんたつ 覚障害者安全杖、車椅子(電動車椅子を含む)、歩行器、重度障害者用意思伝達 そうち ほちょうきとう こうにゆう か う また しゅうり よう ひよう しきゆう 装置、補聴器等の購入、借り受け又は修理に要した費用を支給する。</p>									
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ほ そうぐ ひつよう みと しんたいしょうがいじしゃ なんびょうかんじゃとう 補装具が必要と認められる身体障害児者、難病患者等 なんびょうかんじゃとう しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれい さだ しつぺい かぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る</p>									
<p>りようしゃふたんとく 利用者負担等</p>	<p>げんそく こうにゆう しゅうり ひ いちわりふたん 原則として購入(修理)費の一割負担 しょとくくぶんおよ ふたんじょうげんげつがく い か ひようさんしやう 所得区分及び負担上限月額は以下の表参照</p> <table border="1" data-bbox="422 544 1243 752"> <tr> <td data-bbox="422 544 651 613"> <p>せいかつ ほ ご 生活保護</p> </td> <td data-bbox="651 544 1015 613"> <p>せいかつ ほ ご せたい ぞく もの 生活保護世帯に属する者</p> </td> <td data-bbox="1015 544 1243 613"> <p>えん 0円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 613 651 683"> <p>ていしよとく 低所得</p> </td> <td data-bbox="651 613 1015 683"> <p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p> </td> <td data-bbox="1015 613 1243 683"> <p>えん 0円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 683 651 752"> <p>いっぽん 一般</p> </td> <td data-bbox="651 683 1015 752"> <p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税課税世帯</p> </td> <td data-bbox="1015 683 1243 752"> <p>えん 37,200円</p> </td> </tr> </table> <p>しょうがいしゃほんにんまた はいぐうしゃ いっていしよとくいじやう ばあい ほ そうぐ ひ ※ただし、障害者本人又はその配偶者が一定所得以上の場合には、補装具費の しきゆうたいしょうがい しょうがいじ しょとくせいげん 支給対象外となります。(障害児については所得制限はありません。)</p>	<p>せいかつ ほ ご 生活保護</p>	<p>せいかつ ほ ご せたい ぞく もの 生活保護世帯に属する者</p>	<p>えん 0円</p>	<p>ていしよとく 低所得</p>	<p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p>	<p>えん 0円</p>	<p>いっぽん 一般</p>	<p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税課税世帯</p>	<p>えん 37,200円</p>
<p>せいかつ ほ ご 生活保護</p>	<p>せいかつ ほ ご せたい ぞく もの 生活保護世帯に属する者</p>	<p>えん 0円</p>								
<p>ていしよとく 低所得</p>	<p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税非課税世帯</p>	<p>えん 0円</p>								
<p>いっぽん 一般</p>	<p>しちやうそんみんせいひか ぜいせたい 市町村民税課税世帯</p>	<p>えん 37,200円</p>								
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>す し ふくしじむ しよまた ちやうそんたんとくまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)</p>									

■ 日常生活用具の給付・貸与

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃとう にちじょうせいかつ えんかつ おこな ようぐ きゆうふまた たいよ とう 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等 ふくし ぞうしん し もくてき じぎやう により、福祉の増進に資することを目的とした事業</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>にちじょうせいかつようぐ ひつよう しょうがいしゃ しょうがいじ なんびょうかんじゃとう 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等 なんびょうかんじゃとう しょうがいしゃそうごうしえんほうしこうれい さだ しつぺい かぎ ※難病患者等については、障害者総合支援法施行令に定める疾病に限る</p>
<p>りようしゃふたんとく 利用者負担等</p>	<p>きゆうふ たいよ たいしやう にちじょうせいかつようぐ しちやうそん こと 給付・貸与の対象となる日常生活用具は、市町村により異なります。 りようしゃふたん じっししゆたい しちやうそん ほんだん こと また、利用者負担についても実施主体となる市町村の判断により異なりますので、 せいど す しちやうそん と あ 制度についてはお住まいの市町村にお問い合わせください。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>す し ふくしじむ しよまた ちやうそんたんとくまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)</p>



■ 障害者自動車改造費助成

せいで がいよう 制度の概要	じどうしゃ かいぞう よう ひよう じよせい 自動車の改造に要する費用を助成する。 しちようそん じっし ばあい ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやうしや 対象者	しちようそん こと 市町村により異なります。
りやうしやふたんとう 利用者負担等	しちようそん こと 市町村により異なります。
といあわ お問合せ	す し ふくしじむ しよまた ちようそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)

■ 障害者自動車運転免許取得費助成

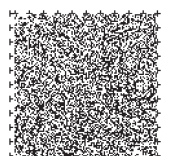
せいで がいよう 制度の概要	うんてんめんきよ しゆとく よう ひよう いちぶ じよせい 運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。 しちようそん じっし ばあい ※市町村によっては実施していない場合があります。
たいしやうしや 対象者	しちようそん こと 市町村により異なります。
りやうしやふたんとう 利用者負担等	しちようそん こと 市町村により異なります。
といあわ お問合せ	す し ふくしじむ しよまた ちようそんたんとうまどぐち さんしやう お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照)

■ 身体障害者補助犬給付

せいで がいよう 制度の概要	しんたいしやうがいしや しやかいさんか そくしん しんたいしやうがいしやほじよけん きゆうふ 身体障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付する。 (おおむね 10～40日間補助犬とともに 行う訓練あり。)
たいしやうしや 対象者	もうどうけん しんたいしやうがいしやてちやう し か くしやうがい きゆうしよじしや 盲導犬 身体障害者手帳 視覚障害1級所持者 かいじよけん しんたいしやうがいしやてちやう した い ふ じ ゆ う きゆうしよじしや 介助犬 身体障害者手帳 肢体不自由1級所持者 ちやうどうけん しんたいしやうがいしやてちやう ちやうかくしやうがい きゆうしよじしや 聴導犬 身体障害者手帳 聴覚障害2級所持者 しんたいしやうがいしやほじよけん しやう しやかいさんか み こ しよてい ようけん ※身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれるなど、所定の要件 をすべて満たす方(選考あり)
きゆうふないよう 給付内容	もうどうけん かいじよけん ちやうどうけん とう 盲導犬、介助犬、聴導犬 いずれか 1頭
といあわ お問合せ	しんせいさき す し ふくしじむ しよまた ちようそんたんとうまどぐち さんしやう 【申請先】 お住まいの市福祉事務所又は町村担当窓口(P2 から P3 を参照) といあわ し ふくしじむ しよ ちようそんまどぐち けんしんこうきよけんこうふくしふ 【お問合せ】 市福祉事務所・町村窓口、県振興局健康福祉部

コラム ほじよ犬マークをご存じですか？

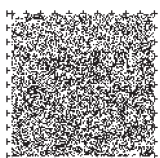
しんたいしやうがいしやほじよけんほう けいはつ こうきやう しせつ こうつうきかん
身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共の施設や交通機関はもち
ろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、法律に基づ
き、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があります。補助犬を同伴してい
ても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけ
たら、積極的にお声かけ又は筆談でコミュニケーションを取るようお願いしま
す。



い し そ つ う し え ん
(7) 意思疎通支援

い し そ つ う し え ん い し そ つ う は か し し ょ う か た い し そ つ う し え ん し ゃ は け ん と う お こ な
意思疎通支援とは、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通支援者の派遣等を行うことで、
し ゅ わ つ う や く よ う や く ひ つ き ほ う ほ う え ん か つ は か し ょ う が い か た ふ く し そ う し ん
手話通訳や要約筆記などの方法により、円滑なコミュニケーションを図り、障害のある方の福祉の増進と
し ゃ か い さ ん か そ く し ん し も く て き
社会参加の促進に資することを目的としています。

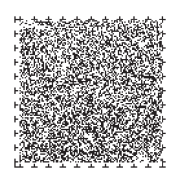
せ い ど し ゅ る い 制度の種類	たい し ょ う し ゃ 対象者	せ い ど が い ょ う 制度の概要	と い あ わ お問合せ
<p>し ゅ わ つ う や く し ゃ せ つ ち 手話通訳者設置</p> 	<p>け ん し と う よ う む 県や市等での用務にお い し そ つ う し え ん いて、意思疎通の支援 ひ つ よ う ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ と う が必要な聴覚障害者等</p>	<p>ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ し ゃ か い さ ん か そ く し ん 聴覚障害者の社会参加を促進する た め 、 県 庁 等 に 手 話 通 訳 者 を 設 置 す る。 せ つ ち ば し ょ (設置場所) け ん ち ょ う か く し ん こ う き ゃ く け ん こ う ふ く し ぶ 県庁、各振興局健康福祉部 し や く し ょ ま ち や く ば わ か や ま し か い な ん し 市役所・町役場(和歌山市・海南市・ き か わ し い わ で し は し も と し た な べ し 紀の川市・岩出市・橋本市・田辺市・ ち ょ う かつらぎ町)</p>	<p>し ふ く し じ む し ょ 市福祉事務所・ ち ょ う そ ん や く ば 町村役場 け ん ち ょ う し ょ う が い ふ く し か 県庁障害福祉課 け ん し ん こ う き ゃ く け ん こ う 県振興局健康 ふ く し ぶ 福祉部</p>
<p>し ゅ わ つ う や く し ゃ は け ん 手話通訳者派遣</p>	<p>い し そ つ う し え ん ひ つ よ う 意思疎通の支援が必要 ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ と う な聴覚障害者等</p>	<p>ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ こ う て き き か ん い り ょ う き か ん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 お も む ば あ い え ん か つ い し そ つ う は か へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る た め に 、 手 話 通 訳 者 を 派 遣 す る。</p>	<p>し ふ く し じ む し ょ 市福祉事務所・ ち ょ う そ ん や く ば 町村役場</p>
<p>よ う や く ひ つ き し ゃ は け ん 要約筆記者派遣</p>	<p>い し そ つ う し え ん ひ つ よ う 意思疎通の支援が必要 ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ と う な聴覚障害者等</p>	<p>ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ こ う て き き か ん い り ょ う き か ん 聴覚障害者が公的機関や医療機関 お も む ば あ い え ん か つ い し そ つ う は か へ 赴く場合、円滑な意思疎通を図る た め に 、 要 約 筆 記 者 を 派 遣 す る。</p>	<p>し ふ く し じ む し ょ 市福祉事務所・ ち ょ う そ ん や く ば 町村役場</p>
<p>も う し ゃ む 盲ろう者向け つ う や く か い じ ょ い ん は け ん 通訳・介助員派遣</p>	<p>い し そ つ う し え ん ひ つ よ う 意思疎通の支援が必要 も う し ゃ し か く き の う な盲ろう者(視覚機能と ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ と う 聴覚機能の両方に障害 の ある 者)</p>	<p>も う し ゃ し ゃ か い さ ん か そ く し ん 盲ろう者の社会参加を促進するた め、コミュニケーション及び移動等の し え ん お こ な も う し ゃ む つ う や く か い じ ょ 支援を行う盲ろう者向け通訳・介助 い ん は け ん 員を派遣する。</p>	<p>わ か や ま し 和歌山市 け ん ち ょ う し ょ う が い ふ く し か 県庁障害福祉課 い つ し ゃ わ か や ま け ん (一社)和歌山県 ち ょ う か く し ょ う が い し ゃ き ょ う かい 聴覚障害者協会</p>
<p>し つ ご し ょ う し ゃ む 失語症者向け い し そ つ う し え ん し ゃ 意思疎通支援者 は け ん 派遣</p>	<p>い し そ つ う し え ん ひ つ よ う 意思疎通の支援が必要 し つ ご し ょ う し ゃ の う け っ か ん し つ な失語症者(脳血管疾 か ん と う だ い の う げ ん こ 患等により大脳の言語 ち ゅ う す う そ ん し ょ う よ 中枢が損傷され、読む・ か き は な 書く・聞く・話すといった げ ん こ き の う し ょ う が い 言語機能に障害のある もの 者)</p>	<p>し つ ご し ょ う し ゃ し ゃ か い さ ん か そ く し ん 失語症者の社会参加を促進するた め、コミュニケーションの支援を行う し つ ご し ょ う し ゃ む い し そ つ う し え ん し ゃ は 失語症者向け意思疎通支援者を派 遣 する。</p>	<p>け ん ち ょ う し ょ う が い ふ く し か 県庁障害福祉課 い つ し ゃ わ か や ま け ん (一社)和歌山県 げ ん こ ち ょ う か く し か い 言語聴覚士会</p>
<p>ひ ょ う ふ た ん じ ょ う き せ い ど む り ょ う り ょ う ※費用負担 上記制度については、無料でご利用いただけます。</p>			



しゅうろうしえん
(8) 就労支援

わかやまけん しえん わかやまさんぎょうぎじゅつせんもんがくいん そうごうじつむか
和歌山県による支援 (和歌山産業技術専門学院 総合実務科)

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうにんずうせい くんれんせい とくせい はいりよ さまざま しよくしゅ しょくぎょうくんれん おこな 少人数制で訓練生の特性に配慮して様々な職種の職業訓練を行います。 ていいん めい がつにゆうがく がつにゆうがく くんれんきかん ねんかん 定員は20名(4月入学と10月入学があります)、訓練期間は1年間です。</p>
<p>たいしやうしや 対象者</p>	<p>けいど ちてきしょうがい かた つぎ 軽度の知的障害のある方で次のことにすべてあてはまる方 こうきやうしよくぎやうあんていじよ きゆうしよく もう こ ・公共職業安定所に求職の申し込みをしている方 こうきやうしよくぎやうあんていじよ くんれん う てきとう みと ・公共職業安定所で、訓練を受けることが適当と認められた方 しょくぎょうくんれん う しゆうしよく み こ ・職業訓練を受けることで、就職が見込める方 じぶん み きほんてき ・自分で身のまわりの基本的なことができる方</p>
<p>えんごそちとう 援護措置等</p>	<p>くんれんじゅこうしや こやうほけんじゅきゆうしやいがい かた じゅこうしじう かた くんれんてあて 訓練受講者のうち雇用保険受給者以外の方で、受講指示を受けた方には訓練手当 しきゆう ばあい が支給される場合があります。 くんれんてあて ないよう 【訓練手当の内容】 きほんてあて くんれんきかん につずうぶん ○基本手当(訓練期間の日数分) きゆうち にちがく えん わかやまし ざいじゆう かた ・2級地 日額3,930円(和歌山市に在住の方など) きゆうち にちがく えん わかやましがい けんないしやうそんざいじゆう かたまた さいみまん かた ・3級地 日額3,530円(和歌山市以外の県内市町村在住の方又は20歳未満の方) じゅこうてあて くんれん う につずうぶん ○受講手当(訓練を受けた日数分) にちがく えん にち じやうげん ・日額500円(40日を上限とする) つうしよてあて ○通所手当 げつがくさいこう えん ・月額最高42,500円 くんれんじゅこうしや こやうほけんじゅきゆうしや かた じゅこうしじう かた ひ つづ くんれん 訓練受講者のうち雇用保険受給者の方で、受講指示を受けた方には引き続き訓練 しゆうりやう こやうほけん しきゆうえんちやう てきやう ばあい 修了まで雇用保険の支給延長が適用される場合があります。 こうきやうこうつうきかん りやう がくいん かよ かた がくせいわりびき てきやう 公共交通機関を利用して学院に通われる方は学生割引が適用されます。</p>
<p>ひやうとう 費用等</p>	<p>にゆうがくこうさ にゆうがくきん じゅぎやうりやう むりやう きやうかしよ さぎやうふく しょくぎょうくんれんせいそうごう 入学考査・入学金・授業料は無料。ただし、教科書・作業服・職業訓練生総合 ほけんりやう た かつどうひやう ねんかん まん せんえんていど じ こふたん 保険料・その他の活動費用(年間2万8千円程度)は自己負担。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>わかやまけんりつわかやまさんぎょうぎじゅつせんもんがくいん そうごうじつむか 和歌山県立和歌山産業技術専門学院 総合実務科 TEL 073-477-1253 FAX 073-477-1254 じゆうしよ わかやましおぐら ばんち 住所 〒649-6261 和歌山市小倉90番地 わかやまさんぎょうぎじゅつそうごうじつむか けんさく 和歌山産業技術総合実務科 検索 そうごうじつむか すいじげんがく う い きがる とあ 総合実務科では随時見学を受け入れています。お気軽にお問い合わせください。</p> <div data-bbox="1157 1523 1348 1713" style="text-align: right;">  <p>和歌山産業技術専門学院 総合実務科 和歌山市小倉90番地 電話番号 073-477-1253</p> </div>

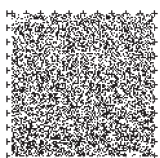


■ ハローワークによる支援(お問合せ:お住まいのハローワーク)

し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	た い し ょ う し え ん な い し ょ う 対象・支援内容
し ゅ く ぎ ょ う そ う だ ん し ゅ く ぎ ょ う し ょ う かい 職業相談・職業紹介	し ゅ う じ ゅ く き ぼ う し ょ う が い し ゃ か た き ゅ う し ゅ く と う ろ く お こ な せ ん も ん し ゅ く い ん し ゅ く ぎ ょ う そ う だ ん い ん 就職を希望する障害者の方の求職登録を行い、専門職員や職業相談員によ り、障害の態様や適性・希望職種に応じて、職業相談・求人開拓・職業紹介・職 場適応指導等を行います。
き ゅ う し ゅ く し ゃ し ゅ く ぼ て き お う く ん れ ん 求職者職場適応訓練	<p>【対象となる方】</p> <p>し ょ う が い し ゃ と う さ い し ゅ う し ゅ く よ う い し ゅ く ぼ て き お う く ん れ ん う て き と う 障害者等であって、再就職を容易とするため職場適応訓練を受けることが適当 であると公共職業安定所長が認め、受講指示を受けた方</p> <p>【支援内容】</p> <p>じ つ さ い し ゅ く ぼ さ ぎ ょ う く ん れ ん お こ な さ ぎ ょ う か ん き ょ う て き お う よ う い 実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境への適応を容易に する目的で実施するもの(知事が民間事業所に委託して訓練を実施) く ん れ ん き か ん げ ん そ く げ つ い な い じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ ね ん い な い 訓練期間は、原則として6か月以内(重度障害者は1年以内)</p>

わ か や ま し ょ う が い し ゃ し ゅ く ぎ ょ う し え ん
■ 和歌山障害者職業センターによる支援

し え ん た い せ い と う め い し ょ う 支援体制等の名称	た い し ょ う し え ん な い し ょ う 対象・支援内容
し ゅ く ぎ ょ う そ う だ ん 職業相談	え ん か つ し ゅ う し ゅ く か つ と う て き せ つ し ゅ く ぎ ょ う せ ん た く あ ん て い し ゅ く ぎ ょ う せ い か つ け い ぞ く そ う だ ん 円滑な就職活動、適切な職業選択、安定した職業生活の継続のための相談と 助言を行います。
し ゅ く ぎ ょ う ひ ょ う か 職業評価	し ゅ う し ゅ く し ゅ く ぼ て き お う ひ つ よ う し え ん な い し ょ う ほ う ほ う と う ふ く こ こ じ ん じ ょ う き ょ う 就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況 に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。
し ゅ く ぎ ょ う じ ゅ ん び し え ん 職業準備支援	し ゅ う し ゅ く し ゅ く ぼ て い ち ゃ く む ひ と り も く ひ ょ う お う じ ゅ こ う つ う 就職や職場定着に向けて、一人ひとりの目標に応じたカリキュラムの受講を通じ、 障害特性や職業上の課題の把握と改善、職業に関する知識の習得、社会生活 ぎ の う と う こ う じ ょ う し え ん お こ な 技能等の向上にかかる支援を行います。
し ゅ く ぼ て き お う え ん じ ょ し ゃ 職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援	し ゅ く ぼ て き お う を め ざ し て 、 ジ ョ ブ コ ー チ が 職 場 に 出 向 き 、 障 害 者 及 び 事 業 主 に 対 し て し ょ う が い と く せ い ふ ち ゅ く せ つ て き せ ん も ん て き し え ん お こ な し え ん き か ん し え ん 障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。支援期間や支援ポイン ト等記載した計画書を策定し、障害者や事業主の同意の上で実施します。支援は し ゅ う し ゅ く こ う じ ょ う じ 就職するタイミングや雇用後のタイミングで行います。
し え ん リワーク支援	び ょ う と う き ゅ う し ゅ く ち ゅ う か た し ゅ く ぼ ふ つ き え ん か つ す す し ゅ じ い れ ん け い うつ病等で休職中の方の職場復帰が円滑に進むよう、主治医との連携のもと、 き ゅ う し ゅ く ち ゅ う か た じ ゅ ょ う ぬ し か た し え ん お こ な 休職中の方、事業主の方へ支援を行います。
じ ぎ ょ う ぬ し し え ん 事業主支援	し ょ う が い し ゃ こ う じ ょ う ま た こ う じ ゅ ょ う ぬ し た い こ う そ く し ん こ う け い 障害者を雇用しようとする又は雇用している事業主に対して、雇用促進・雇用継 ぞ く し ゅ く ぼ ふ つ き か く だ ん かい お う し え ん お こ な 続・職場復帰の各段階に応じた支援を行います。
<p>と い あ わ 【お問合せ】</p> <p>どくりつぎょうせいほうじん こうれい しょうがい きゅうしゅくしゃ こうしえんきこう わかやましぶ わかやましょうがいしゅくぎょう 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山支部 和歌山障害者職業センター</p> <p>TEL 073-472-3233 FAX 073-474-3069 メール wakayama-ctr@jeed.go.jp</p> <p>じゅうしょ わかやましおおだ ばんち 住所 〒640-8323 和歌山市太田130番地の3</p>	



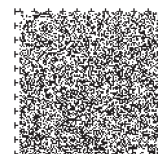
ぜい げんめんとう
(9) 税の減免等

じゅうみんぜい しょうがいしゃこうじょ
■ 住民税の障害者控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>のうぜいしゃほんにんまた どういつせいけいはいぐうしゃ ふ ようしんぞく しょうとくぜいほうじょう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。</p>
<p>たいしょうしゃおよ こうじょがく 対象者及び控除額</p>	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ ・身体障害者手帳3～6級所持者 りょういくてちょう しよじしゃ ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 ➡ 障害者一人につき 26万円が控除されます。</p> <p>とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうしょじしゃ ・身体障害者手帳1・2級所持者 りょういくてちょう しよじしゃ ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅうしょじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ➡ 特別障害者一人につき 30万円が控除されます。</p> <p>どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】 どういつせいけいはいぐうしゃまた ふ ようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしゃまた はいぐうしゃ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしゃ せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき ➡ 同居特別障害者一人につき 53万円が控除されます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>す しちょうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課</p>

じゅうみんぜい ひかぜい
■ 住民税の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ぜんねん ごうけいしよとくきんがく まんえん い か かた じゅうみんぜい ひかぜい 前年の合計所得金額が 135万円以下の方は、住民税が非課税となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょうしよじしゃ ・身体障害者手帳所持者 りょういくてちょうしよじしゃ ・療育手帳所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳所持者</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>す しちょうそんぜいむたんとうか お住まいの市町村税務担当課</p>

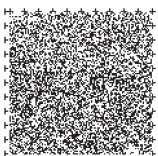


■ 自動車税の減免

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょう りよういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた い か 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(以下この こうもく しんたいしょうがいしゃとう いてい ようけん み ばあい じどうしゃぜい 項目において「身体障害者等」という。)で一定の要件を満たす場合は、自動車税が げんめん 減免となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょうしよじしゃ しょうがい ていど せいげん 身体障害者手帳所持者(障害の程度には制限があります。) りよういくてちょう しよじしゃ 療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ しょうがい ていど せいげん 精神障害者保健福祉手帳所持者(障害の程度には制限があります。)</p>
<p>せいで しょうさい 制度の詳細</p>	<p>じどうしゃ めいぎにん たいしょうしゃ ようけん がいとう しんたいしょうがいしゃとう ほんにん うんてん 1 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等であり本人が運転す るとき。 じどうしゃ めいぎにん たいしょうしゃ ようけん がいとう しんたいしょうがいしゃとう どういつせいけいしゃ どうきよ 2 自動車の名義人が対象者の要件に該当する身体障害者等で同一生計者(同居 の親族。以下同じ)が運転するとき。 たいようしゃ しんたいしょうがいしゃ さいみまん ちてきしょうがいしゃまた せいしんしょうがいしゃ どういつ 3 対象者が身体障害者(18歳未満)、知的障害者又は精神障害者のときは、同一 せいけいしゃ じどうしゃ めいぎにん どういつせいけいしゃ うんてん 生計者が自動車の名義人となり同一生計者が運転するとき。 じどうしゃ めいぎにんおよ せたいいん たいようしゃ ようけん がいとう しんたいしょうがいしゃとう 4 自動車の名義人及び世帯員が対象者の要件に該当する身体障害者等のみで こうせい せたい ばあい じょうじかいごしゃ うんてん 構成された世帯の場合は、常時介護者が運転するとき。 しんたいしょうがいしゃとう つういんとう りよう じどうしゃぜいとう げんめん う 2～4 で、もつぱら身体障害者等の通院等に利用する自動車税等の減免が受けられ ます。</p>
<p>といたわ お問合せ</p>	<p>かくけんぜいじむしょ さんしょう 各県税事務所(P46 を参照) しやりようめいぎ しょうがい ていど いてい げんめんようけん てきごう ひつよう しょうさい ※車両名義や障害の程度など一定の減免要件に適合する必要があります。詳細は お問合わせください。 けいじどうしゃぜい かくしちやうそんぜいむたんとうか と あ ※軽自動車税については、各市町村税務担当課にお問い合わせください。</p>

■ ゴルフ場利用税の非課税

<p>せいで がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃ じやうりけつつけまどぐち しんたいしょうがいしゃてちやうとう ていじ じやうりようぜい 障害者がゴルフ場受付窓口で身体障害者手帳等を提示すればゴルフ場利用税が ひかぜい 非課税になります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょうしよじしゃ 身体障害者手帳所持者 りよういくてちょうしよじしゃ 療育手帳所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ 精神障害者保健福祉手帳所持者</p>
<p>といたわ お問合せ</p>	<p>わかやまけんぜいじむしょ さんしょう 和歌山県税事務所(P46を参照)</p>

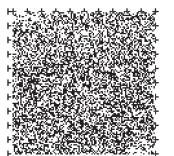


■ 個人事業税の非課税

せいど がいよう 制度の概要	じゅうど しりょくしょうがいしゃ ま また しあつ じゅうどうせいふく た 重度の視力障害者があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の いぎょう るい じぎょう おこな ばあい こじんじぎょうぜい ひかぜい 医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。
たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者	りやうがん しりょく きやうせい ばあい しりょく い か かつ 両眼の視力(矯正した場合の視力)が0.06以下である方
といあわ お問合せ	けんぜいじむしょ さんしやう 県税事務所(P46を参照)

■ 所得税の障害者控除

せいど がいよう 制度の概要	のうぜいしやほんにんまた どういつせいけいはいぐうしや ふようしんぞく しよとくぜいほうじやう しょうがいしゃ がいとう 納税者本人又は同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に該当する ばあい いっていきんがく しよとくこうじよ う 場合は、一定金額の所得控除を受けることができます。
たいしやうしやおよ こうじよがく 対象者及び控除額	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 <p>➡ 障害者一人につき27万円が控除されます</p> <p>とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 <p>➡ 特別障害者一人につき40万円が控除されます</p> <p>どうきよとくべつしょうがいしゃ 【同居特別障害者】</p> <p>どういつせいけいはいぐうしやまた ふようしんぞく とくべつしょうがいしゃ のうぜいしやまた はいぐうしや 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、納税者又はその配偶者や のうぜいしや せいけい どういつ しんぞく つね どうきよ 納税者と生計が同一である親族のいずれかと常に同居しているとき</p> <p>➡ 同居特別障害者一人につき75万円が控除されます</p>



■ 所得税の医療費控除

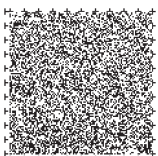
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>その年の1月1日から12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その超える金額の所得控除を受けることができます。医療費控除を受けるためには、お住まいの税務署に確定申告書を提出する必要があります。</p>	
<p>医療費控除の例</p>	<p>【例：ストマ用装具に係る費用】 治療上、適切なストマ用装具を消耗品として使用することが必要不可欠であると医師が認め、「ストマ用装具使用証明書」の発行を受けた方のストマ用装具に係る費用</p>	<p>【例：おむつ代に係る費用】 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使用必要があると認められるときのおむつに係る費用（医師が発行した「おむつ使用証明書」又は「市町村要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」又は「主治医意見書の写し（※おむつを使用した当該年、その前年又はその前々年に発行されたもの）」が必要です。）</p>

■ 所得税の小規模企業共済掛金控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その支払った金額について所得控除を受けることができます。</p>	
<p>たいしよ 対象となる きようさいけいやく 共済契約</p>	<p>ちほうこうきょうだんたい じっし しんしんしよがいしやふようきようさいせいど さんしよ かけきん しはら 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(P23を参照)の掛金を支払った場合、その年に支払った掛金の全額について所得控除を受けることができます。</p>	

■ 身体障害者用物品の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品であって、一定のものに係る譲渡、貸し付け等には消費税は課税されません。</p>	
<p>ひかぜい 非課税対象の身体 しよがいしやようぶつびん 障害者用物品</p>	<p>たいしよ 対象となる物品は厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する。 例) 義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、補聴器、人工喉頭、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保護帽、装着式収尿器、ストマ用装具、眼鏡(弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限る) ※詳細については厚生労働省ホームページ「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」をご確認ください。</p>	

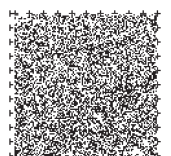


■ 相続税の障害者控除

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>そうぞく いぞう ざいさん しゆとく もの そうぞくぜいほうじよう しょうがいしゃ がいとう そうぞくにん 相続や遺贈により財産を取得した者が相続税法上の障害者に該当し、かつ、相続人 である場合は、その者の相続税額から一定金額を控除します。</p>
<p>たいしょうしゃおよ こうじよがく 対象者及び控除額</p>	<p>しょうがいしゃ つぎ がいとう 【障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゆうしよじしゃ ・身体障害者手帳3～6級所持者 りよういくてちょう しよじしゃ ・療育手帳B1・B2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゆうしよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者 → 85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除 けいさんほうほう こうじよがく さい そうぞくかいしじ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円 とくべつしょうがいしゃ つぎ がいとう 【特別障害者】 次のいずれかに該当するとき しんたいしょうがいしゃてちょう きゆうしよじしゃ ・身体障害者手帳1～2級所持者 りよういくてちょう しよじしゃ ・療育手帳A1・A2所持者 せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゆうしよじしゃ ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 → 85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除 けいさんほうほう こうじよがく さい そうぞくかいしじ ねんれい まんえん 計算方法： 控除額 = (85歳－相続開始時の年齢) × 20万円</p>

■ 少額貯蓄の利子等の非課税

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがい かた う と いったい りし ひかぜい 障害のある方などが受け取る一定の利子が非課税となります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>こくない じゆうしよ ゆう こじん しょうがいしゃとう がいとう ひと 国内に住所を有する個人で「障害者等」に該当する人。 しょうがいしゃとう しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う ひと しょうがいねんきん う 「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている ひと いったい ようけん み しょうがいしゃ いぞくねんきん か ふねんきん う つま 人など一定の要件を満たす「障害者」と、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など いったい ようけん み た ひと つま 一定の要件を満たす「その他の人(妻)」をいいます。</p>
<p>たいしょう よちよきんとう 対象となる預貯金等</p>	<p>しょうがいしゃとう しょうがくよきん りししよとくとう ひかぜいせいど つうしよ しょうがいしゃとう ゆう 【障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)】 よちよきん ごどううんようしんたく とくていこうぼこうしやさいとううんようとうししんたくおよ いったい ゆうかしょうけん ・預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券 じようき しゆるい ちよちく かんぽん ごうけいがく まんえん りし ひかぜい → 上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子が非課税 しょうがいしゃとう しょうがくこうさい りし ひかぜいせいど つうしよ しょうがいしゃとう とくべつ ゆう 【障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)】 こくさいおよ ちほうさい がくめん ごうけいがく まんえん りし ひかぜい → 国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子が非課税</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>かきんゆうきかん ぜいむしよ 各金融機関、税務署</p>




■ 県税事務所の名称と管轄区域

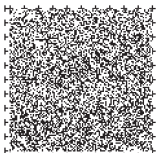
めいしょう 名称	しょざいち 所在地	TEL・FAX	かんかついき 管轄区域
わかやまけんぜいじむしょ 和歌山県税事務所 けんちやうだい みなみべっかんない (県庁第2南別館内)	〒640-8585 わかやましこまつばらどおり 和歌山市小松原通1-1	073-441-3409 073-441-3439	わかやまし かいなんし 和歌山市、海南市、 かいそうぐん 海草郡
きほくけんぜいじむしょ 紀北県税事務所 ながそうごうちやうしやない (那賀総合庁舎内)	〒649-6223 いわでしたかつか 岩出市高塚209	0736-61-0067 0736-61-0037	いわでし き かわし 岩出市、紀の川市、 はしもし いとぐん 橋本市、伊都郡
きちゆうけんぜいじむしょ 紀中県税事務所 ありだそうごうちやうしやない (有田総合庁舎内)	〒643-0004 ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1260 0737-64-1278	ありだし ごぼうし 有田市、御坊市、 ありだぐん ひだかぐん 有田郡、日高郡
きなんけんぜいじむしょ 紀南県税事務所 にしむろそうごうちやうしやない (西牟婁総合庁舎内)	〒646-8580 たなべしあさひがおか 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7937 0739-26-7915	たなべし しんぐうし 田辺市、新宮市、 にしむろぐん ひがしむろぐん 西牟婁郡、東牟婁郡
じやうきけんぜいじむしょ ほか いと ひだか ひがしむろ かくしんこうきやくそうむけんみんか しんせいしよ ていしゆつ ※上記県税事務所の他、伊都、日高、東牟婁の各振興局総務県民課でも申請書の提出ができます。			

■ 県内税務署の名称と管轄区域

めいしょう 名称	しょざいち 所在地	かんかついき 管轄区域
わかやまぜいむしょ 和歌山税務署	〒640-8520 わかやましにばんちやう わかやまちほうごうどうちやうしや 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	わかやまし 和歌山市
かいなんぜいむしょ 海南税務署	〒642-8555 かいなんしなたか 海南市名高255の4	かいなんし かいそうぐん 海南市・海草郡
ごぼうぜいむしょ 御坊税務署	〒644-0002 ごぼうしその ばんち 御坊市菌430番地の3	ごぼうし ひだかぐん 御坊市・日高郡
たなべぜいむしょ 田辺税務署	〒646-8510 たなべしかみやしきにちやうめ ばんち 田辺市上屋敷二丁目10番46号	たなべし 田辺市 にしむろぐん 西牟婁郡
しんぐうぜいむしょ 新宮税務署	〒647-0012 しんぐうしいさだちやうにちやうめ ばんち 新宮市伊佐田町二丁目1番地20	しんぐうし 新宮市 ひがしむろぐん 東牟婁郡
こかわぜいむしょ 粉河税務署	〒649-6592 き かわしこかわ 紀の川市粉河807	はしもし き かわし 橋本市・紀の川市 いわでし いとぐん 岩出市・伊都郡
ゆあさぜいむしょ 湯浅税務署	〒643-0004 ありだぐんゆあさちやうゆあさ 有田郡湯浅町湯浅2430-76	ありだし ありだぐん 有田市・有田郡

■ 国税に関する質問・ご相談

こくぜいそうだんせんやう 国税相談専用ダイヤル	0570-00-5901 (全国一律料金) うけつけじかん へいじつ どにちしゆくじつおよ がつ にち がつ にち のぞ 受付時間 平日8:30~17:00(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く)	
LINE こくぜいちやう こうしき (国税庁LINE公式アカウント)	みぎ どう ひら ともだちとらるく 右のコードをスマホ等で開くと、LINE友達登録ができます。 ぜいむそうだん じんこうちのう かつやう 税務相談チャットボットではAI(人工知能)を活用して24 じかんじどう かいとう ひやうじ 時間自動で回答を表示します。	



(10) 住まいに関する支援

■ 県営住宅への入居

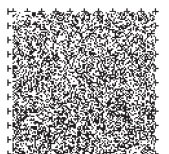
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがいしゃ せたい じゅうたく こま かた とくてもくてきじゅうたく しょうがいしゃむ じゅうたく 障害者世帯で住宅に困っている方に、特定目的住宅として障害者向け住宅がありま す。 いっばんむ じゅうたく いっばんもう こ いがい ゆうせんにゆうきよ もう こ 一般向け住宅においては一般申し込み以外に優先入居としての申し込みができる 場合があります。</p>
<p>たいしょう せたい 対象となる世帯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳4級以上を所持している方がいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方がいる世帯 ・療育手帳(A1・A2・B1)を所持している方がいる世帯 ・申込者本人又は同居親族に難病患者がいる世帯
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けんえいじゅうたく けんちようけんちくじゅうたくか 【県営住宅】 県庁建築住宅課 (TEL:073-441-3210 FAX:073-428-2038) かくしんこうきよけんせつぶ かいそう な が い とおよ ありだしんこうきよけんせつぶ のぞ 各振興局建設部 (海草・那賀・伊都及び有田振興局建設部は除く) じゅうたくきよきゆうこうしゃ 住宅供給公社 (TEL:073-425-6885 FAX:073-422-0733) 【その他の公営住宅】 お住まいの市役所・町村役場</p>

■ 福祉のまちづくり施設アドバイザー派遣事業

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>しょうがい かた こうれいしゃ りよう じゅうたくとう かいしゅう さい ぎじゆつてきじよげんとう おこな 障害のある方や高齢者が利用しやすく住宅等を改修する際の技術的助言等を行う ために、福祉のまちづくり施設アドバイザーを派遣する。派遣料は無料。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ふとくていたすう ひと りよう みんかんしせつ しょうしや 不特定多数の人が利用する民間施設の所有者</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>いっばんしやだんほうじんわ か やまけんけんちくしかい 一般社団法人和歌山県建築士会(TEL 073-423-2562 FAX 073-433-2772) けんちようけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)</p>

■ わかやま・福祉のまちづくりマップ

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>けんない しょうがいしゃ こうれいしゃとう あんぜん えんかつ りよう はいりよ しせつ かんこう 県内の障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された施設(官公 ちようしや ぶんかしせつ いりようしせつ だいきほこうりてんぼ きんゆうきかん ゆうびんきよく しゆくはくしせつ 庁舎、文化施設、医療施設、大規模小売店舗、金融機関、郵便局、宿泊施設、 てつどうえき がいよう せいびじよきよう くるまいすたいおうせつび せつび うむ いち 鉄道駅)の概要、整備状況(車椅子対応設備やオストメイト設備の有無)、位置など、 しんたい ふじゆう かたがた まち で さい さんこう じようほう けいさい 身体の不自由な方々が街に出かける際に参考になる情報を掲載しています。</p>
<p>ホームページ</p>	<p>わかやま 福祉のまちづくりマップ 検索</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けんちようけんちくじゅうたくか 県庁建築住宅課 (TEL 073-441-3185 FAX 073-428-2038)</p>



りょうきん わりびきせ いど とう
(11) 料金の割引制度、サービス等

かくしゅうんちんわりびき

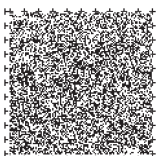
■ **各種運賃割引**

てつどううんちんわりびき 鉄道運賃割引		といあわ てつどうがいしゃ かくえき まどぐち 【お問合せ】 鉄道会社、各駅の窓口
かくてつどう りょう ばあい か きたいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう 各鉄道を利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳		
ていじ うんちん わりびき を提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とうと あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。	

うんちんわりびき バス運賃割引		といあわ がいしゃ 【お問合せ】 バス会社
りょう ばあい しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょうしよじしゃ たんどくまた バスを利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が単独又は		
かいごしゃ りょう ばあい てちょう ていじ うんちん わりびき 介護者とともに、バスを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とうと あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。	

うんちんわりびき タクシー運賃割引		といあわ がいしゃ 【お問合せ】 タクシー会社
りょう ばあい か きたいしょうしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう タクシーを利用する場合、下記対象者は身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を		
ていじ うんちん わりびき 提示することにより運賃が割引されます。		
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょうおよ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう しよじしゃ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳 所持者 じぎょうしゃ たいしょうしゃ こと ばあい (事業者により対象者が異なる場合があります)	
わりびきないようとう 割引内容等	うんちん わりびき えんみまん はすう き あ 運賃の10%割引(10円未満の端数は切り上げ)	

こうくううんちんわりびき 航空運賃割引		といあわ こうくうがいしゃ りょこうがいしゃ 【お問合せ】 航空会社、旅行会社
こうくう りょう ばあい どうじょう ねんれい まん さいいじょう しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけん 航空を利用する場合、搭乗時の年齢が満3歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健		
ふくしてちょうおよ せんしょうびょうしやてちょう も かた およ どういつびん どうじょう まん さいいじょう かいごしゃ かた ひとり 福祉手帳及び戦傷病者手帳をお持ちの方、及び同一便に搭乗される満12歳以上の介護者の方(一人ま		
りょう で)が利用できます。		
たいしょうしゃ わりびきないよう 対象者・割引内容 とう 等	じぎょうしゃ たいしょうしゃ わりびきないよう てつづ とうと あつか こと りょうまえ 事業者により、対象者、割引内容、手続き等取り扱いが異なりますので、ご利用前に じぎょうしゃ かくにん 事業者へご確認ください。	

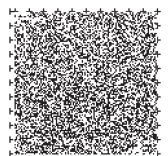


■ 有料道路通行料金割引

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>せいど りょう しちようそん しょうがいふくしたんとうかまた じぜんとうろく ひつよう 制度の利用には、市町村の障害福祉担当課又はオンラインにて事前登録が必要です。 ETCが利用できる道路においては、事前に登録手続きを行うことにより、ETCノンストップ 通行においても同様の割引が適用されます。 れいわ ねん がつ にち ほくりつ いちぶがいせい ふくしゆうしやりよう ちじん 令和5年3月27日より法律が一部改正され、タクシー、福祉有償車両、レンタカー、知人 の車や車検時の代車等、事前に登録した車両以外についても、料金所で障害者割引 登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示することで割引が適用 されます。</p>
<p>たいしよう 対象</p>	<p>しんたいしやうがいしや かた みずか うんてん ばあい また じゆうど しんたいしやうがいしや かた じゆうど 「身体障害者の方が自ら運転する場合」又は「重度の身体障害者の方もしくは重度の 知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に通勤、通学、 つういんとう りよう 通院等に利用する場合 ふくしゆうしやりよう てちやう どうろくかいご いんじ てんぶ ば ※タクシー、福祉有償車両は、手帳に「道路介護」と印字したシールが貼付されている場 あひ たいしよう 合のみ対象です。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しちようそん しょうがいふくしたんとうか さんしやう 市町村の障害福祉担当課(P2から P3を参照)</p>

■ NHK放送受信料の免除

<p>げんめん 減免</p>	<p>たいしよう せたい 対象となる世帯</p>	<p>び ころ 備考</p>
<p>ぜんがくめんじよ 全額免除</p>	<p>しんたいしやうがいしや ちてきしやうがいしや せいしんしやうがいしや かた 身体障害者、知的障害者、精神障害者の方がいる せたい せたいこうせいいんぜんいん しちようそんみんぜいひ か ぜい 世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の せたい 世帯</p>	<p>す しちようそん しょうがいふくし お住まいの市町村の障害福祉 たんとうか しんせいしよ ていしゆつ 担当課に申請書を提出し、 めんじよじゆう しょうめい う ひつよう 免除事由の証明を受ける必要</p>
<p>はんがくめんじよ 半額免除</p>	<p>しかく ちやうかくしやうがいしや じゆうど しんたいしやうがいしや きゆう きゆう 視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級・2級)、 りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう きゆう 療育手帳(A1・A2)、精神障害者保健福祉手帳1級 しよじしや かた せたいぬし じゆしんけいやくしや ばあい 所持者の方が世帯主で受信契約者の場合</p>	<p>しょうめい う しんせいしよ 証明を受けた申請書をNHKに ていしゆつ じゆしんりよう 提出することにより、受信料が げんめん 減免されます。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しちようそん しょうがいふくしたんとうか さんしやう ほうそうきよく 市町村の障害福祉担当課(P2から P3を参照)、NHK放送局</p>	



■ 携帯電話基本使用料等の割引

せいでんがいはよう 制度の概要	けいたいでんわ りょうきん わりびき NTTドコモ、au、ソフトバンクにおいて、携帯電話の料金の割引があります。
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやう りやういくてちやう せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやう とくていしつかんりやうじゆきゆうしやしやう 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、 とくていしつかんとうろくしやしやうまた とくていりやうひ していなんびやう じゆきゆうしやしやう しよじしや 特定疾患登録者証又は特定医療費(指定難病)受給者証 所持者
わりびきないやう 割引内容	わりびきがく かくかいしや こと 割引額は各会社により異なります。
といあわ お問合せ	かくけいたいでんわじぎやうしや 各携帯電話事業者

むりやうばんごうあんない あんない

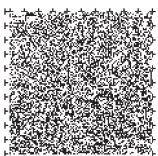
■ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

せいでんがいはよう 制度の概要	でんわちやう りやう こんなん しやうがい かつ たいしやう むりやう でんわばんごう あんない 電話帳の利用が困難な障害のある方を対象に、無料で電話番号を案内します。 りやう じぜん とうろく ひつやう ※利用には事前に登録が必要です。 とうろくほうほう でんわばんごう ※登録方法はNTT電話番号へ
たいしやうしや 対象者	しんたいしやうがいしやてちやうしよじしや つぎ かつ 身体障害者手帳所持者のうち次の方 し かくしやうがい きゆう ・視覚障害1～6級 したい ふじゆう じやうし たいかん にゆうやうじきい ぜん ひしんこうせい のうびやうへん うんどうきのう ・肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能 しやうがい きゆう 障害) 1・2級 ちやうかくしやうがい きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう きゆう ・聴覚障害2級、3級、4級、6級(1級、5級はなし) おんせいきのう げんごきのうまた きのう しやうがい きゆう きゆう きゆう ・音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害3級、4級(1級、2級はなし) せんしやうびやうしやてちやうしよじしや りやういくてちやうしよじしや せいしんしやうがいしやほけん ふくしてちやうしよじしや 戦傷病者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
りやうりやうきん 利用料金	むりやう つうしんりやう べつと 無料(通信料は別途かかります)
といあわ お問合せ	あんないじむきやく ぜんこくきやうつう NTTふれあい案内事務局 TEL 0120-104174(全国共通) ぜんこくきやうつう FAX 0120-104134(全国共通)

ゆうびん かん わりびきとう

■ 郵便に関する割引等

てんじゆうびんぶつ とくていりくおんぶつとうゆうびんぶつ だいまんしゆうゆうびんぶつ 点字郵便物・特定録音物等郵便物 (第四種郵便物)		
たいしやう 対象となる郵便物の種類	りやう きん 料金	び こう 備考
てんじゆうびんぶつ 点字郵便物 てんじ かつ かい ないやう ゆうびんぶつ 点字のみを掲げたものを内容とする郵便物。 ゆうびんぶつ な めんじやうぶ てんじゆうびんぶつ めいじ 郵便物の名あて面上部に「点字郵便物」であることを明示。	3kg い ない 以 内 む りやう 無 料	ゆうびんぶつ いちぶかいふう 郵便物は一部開封
とくていりくおんとうゆうびんぶつ 特定録音等郵便物 し かくしやうがいしややう ろくおんぶつまた てんじやうし ないやう ゆうびんぶつ にほん 視覚障害者用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本 ゆうびん かつ してい う しせつ はつじゆう かつ 郵便(株)から指定を受けた施設から発受するものに限りま。	3kg い ない 以 内 む りやう 無 料	ゆうびんぶつ いちぶかいふう 郵便物は一部開封

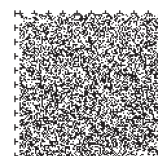


ゆうパック		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料 金	び こう 備 考
ちょうかくしょうがいしやよう 聴覚障害者用ゆうパック にほんゆうびん かぶ してい ちょうかくしょうがいしや ふくし ぞうしん 日本郵便(株)が指定する聴覚障害者の福祉を増進するた めの施設と聴覚障害者との間で、聴覚障害者用のビデオテ ープその他の録画物(DVDなど)の貸し出し又は返却のために 発受されるゆうパック。 にもつ ちょうかくしょうがいしやよう めいじ 荷物には「聴覚障害者用ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いちぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 装するものについては、内用 品が容易に透視できるよう 包装すること。
てんじ 点字ゆうパック おおがた てんじとしょう ないよう 大型の点字図書等を内容とするゆうパック。 にもつ てんじ めいじ 荷物には「点字ゆうパック」と明示すること。	サイズに より異なる	ゆうびんぶつ いちぶかいふう ほう 郵便物は一部開封とし、包 装するものについては、内用 品が容易に透視できるよう 包装すること。

しんしんしょうがいしやよう 心身障害者用ゆうメール		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料 金	び こう 備 考
にほんゆうびん かぶ とど で としょかん じゅうど しんたいしょうがいしやまた 日本郵便(株)に届け出た図書館と重度の身体障害者又 は重度の知的障害者との間で、図書の閲覧のために発受 されるゆうメール。	サイズに より異なる	としょかんよう めい 「図書館用ゆうメール」と明 示すること。


ていきかんこうぶつ ていりょうだいさんしゅゆうびんぶつ 定期刊行物の低料第三種郵便物		
たいしょう ゆうびんぶつ しゅるい 対象となる郵便物の種類	りょう きん 料 金	び こう 備 考
しんしんしょうがいしやだんたい しんしんしょうがいしや ふくし はか もくてき 心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的と して発行する定期刊行物	はっこうかいすう 発行回数 とう こと 等により異 なる	だいさんしゅゆうびんぶつ しょうにん う 第三種郵便物の承認を受け ることに加えて、定められた 公共機関が発行した証明書 などの資料が必要


じょうきゆうびん かん ゆうびんきょく と あ
 上記郵便に関するサービスについては、郵便局にお問い合わせください。





こうてききかん かくしゆせいど と く
 (12) 公的機関の各種制度・取り組み

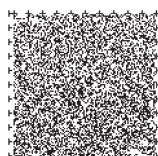
■ ヘルプマーク・ヘルプカード

	<p>ヘルプマーク</p> <p>ないぶしょうがい なんびょう かた ぎそく じんこうかんせつ しょう かた にんしんしよき かた 内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方、妊娠初期の方など、 がいけん しょうがいとう わ かた しゆうい えんじよ はいりよ ひつよう 外見では障害等があることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としてい ることを知らせるためのマークです。</p> <p>しょうめいしよるいとう ていじ ふよう もうしこみしよ きにゆう ひつよう 証明書類等の提示は不要ですが「ヘルプマーク申込書」の記入が必要です。</p> <p>はいふ ひとり こ はいふ 配付は一人につき1個のみの配付となります。</p>
<p>はいふばしよ 配付場所</p>	<p>けんちようしょうがいふくしか ・県庁障害福祉課</p> <p>かくしんこうきよくけんこうふくしぶ くしもとししよ ・各振興局健康福祉部(串本支所)</p> <p>けんしょうがいじしや ・県障害児者サポートセンター</p> <p>けんなんびよう ほけんそうだんしえん ・県難病・こども保健相談支援センター</p> <p>いちぶ しちようそんしょうがいふくしまどぐち れいわ ねん がつ にちげんざい ・一部の市町村障害福祉窓口(令和8年4月1日現在)</p> <p>わかやまし しょうがいしえんか ほけんたいさくか かいなんし ありだし ごぼうし たなべし 和歌山市(障害者支援課・保健対策課)、海南市、有田市、御坊市、田辺市、 しんぐうし きかわし いわでし きみのちよう ちよう くだやまちよう こうやちよう 新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、 ゆあさちよう ひろがわちよう ありだがわちよう みはまちよう ひだかちよう ゆらちよう いなみちよう ちよう 湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、 ひだかがわちよう しらはまちよう かみとんだちよう ちよう なちかつうらちよう たいじちよう ござがわちよう 日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、 きたやまむら くしもとちよう 北山村、串本町</p>

	<p>ヘルプカード</p> <p>えんじよ はいりよ ひつよう 援助や配慮を必要としている ぐたいてき じようほう つた 具体的な情報を伝えることがで きるカードです。ヘルプマークと へいよう しゆうい かた 併用していただくと、周囲の方に ひつよう じようほう つた 必要な情報が伝わりやすくなり さいがい じ こ きんきゆうじ ます。災害や事故などの緊急時 に、ヘルプカードがあれば周囲 しゆうい の人が必要な情報を知ることが できます。</p> <p>けん 県のホームページからダウンロ ードができます。左記の二次元 コードからホームページにアクセ スできます。</p>
---	---

<p>ヘルプカード</p> <p>あなたの手助けが 必要です。 カードを開いてください。</p> 	<p><input type="checkbox"/> ()が不自由です ()があります</p> <p><input type="checkbox"/> 内部障害() -人工透析 有 -ペースメーカー 有</p> <p><input type="checkbox"/> ()発作があります <input type="checkbox"/> こんなどきにパニックになることがあります ()</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギーがあります 内容()</p>
<p>ふりがな</p> <p>名前</p> <p>住所</p> <p>生年月日</p> <p>緊急連絡先1 電話番号</p> <p>緊急連絡先2 電話番号</p>	<p><input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です <input type="checkbox"/> 簡単な言葉で説明してください <input type="checkbox"/> 筆談を希望します <input type="checkbox"/> 手話通訳が必要です <input type="checkbox"/> 文章を読んでください <input type="checkbox"/> 移動の際、介助してください 内容()</p>
<p>障害や病気 の名前</p> <p>障害や病気 の症状</p> <p>飲み薬</p> <p>アレルギー</p> <p>通称 電話番号</p>	<p>その他伝えたいこと</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> 

めいし お
カードは名刺サイズに折りたためます

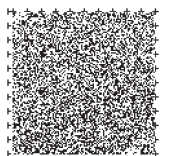


■ 郵便等による不在者投票

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう しんたいしょうがいしゃてちよう も かたまた かいごほけん ひほけん 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳をお持ちの方又は介護保険の被保険 しゃしょう ようかいごじょうたいくぶん ようかいご かた みと 者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。 とうひょう おこな ゆうびんとうとうひょうしゅうめいしよ じぜん こうふしんせい ひつよう 投票を行うには、「郵便等投票証明書」の事前の交付申請が必要です。 しんたいしょうがいしゃてちようしよじしゃ ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう たいしょうしゃ い か なお、身体障害者手帳所持者で、郵便等による不在者投票の対象者は以下のとおり りです。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちようしよじしゃ い か くぶん かた ・身体障害者手帳所持者(以下の区分の方) りょうかし たいかん いどうきのう しょうがい きゅう きゅう かた 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級・2級の方 しんぞう ぞう こきゅうき また ちくちよう しょうちよう しょうがい きゅう きゅう かた 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の障害 1級・3級の方 めんえき かんぞう しょうがい きゅう きゅう かた 免疫、肝臓の障害 1級～3級の方 かいごほけん ようかいごくぶんじょうたい ようかいご かた ・介護保険の要介護区分状態が「要介護5」の方 ゆうびんとう ふざいしゃとうひょう たいしょうしゃ じょうし し かく しょうがい しんたい ※なお、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、上肢、視覚の障害により身体 しょうがいしゃてちよう きゅう も かた だいきさい ほうほう どうひょう みと 障害者手帳(1級)をお持ちの方は、代理記載の方法による投票が認められていま す。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しちようそんせんきよか んりいいんかい 市町村選挙管理委員会</p>

■ 自動車事故対策機構による介護料支給


<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>じどうしゃ じ こ げんいん のう せきずい また きょうふくぶぞうき じゅうど こういしょうがい 自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があ いどう しょくじおよ はいせつ にちじょうせいかつどうさ じょうじまた ずいじ かいご ひつよう り、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要と かた どりつぎょうせいほうじんじどうしゃ じ こたいさくきこう かいごりよう しきゆう なった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給さ れます。</p>
<p>しきゆうないようとう 支給内容等</p>	<p>かいごりようしきゆうがく げつがく えん ・介護料支給額 月額42,700～226,330円 かいごりよう しきゆうたいしょう ひよう かいごようひん こうにゆうとう ・介護料の支給対象となる費用 ➡ 介護用品の購入等 しきゆう せいげん ・支給の制限 つぎ しえん う かた しきゆう たいしょう (1) 次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。 りょうごしせつとう にゆういん かた ① NASVA療護施設等に入院している方 たほうれい もと しせつ にゆうしよ かた ② 他法令に基づく施設に入所している方 たほうれい かいごりようそうとう きゅうふ う かた ③ 他法令による介護料相当の給付を受けている方 しゅ せいけいいいじしゃ ねんかん ごうけいしよとくきんがく まんえん こ みと (2) 主たる生計維持者の年間の合計所得金額が 1,000万円を超えると認められ るとき</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>しきゆうたいしょう かたおよ くわ しきゆうようけんとう か き と あ 支給対象となる方及び詳しい支給要件等は、下記までお問い合わせください。 どりつぎょうせいほうじんじどうしゃ じ こたいさくきこう わかやまししよ 独立行政法人自動車事故対策機構 和歌山支所 (TEL:073-431-7337)</p>

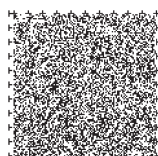


■ 県立施設使用料減免制度

<p>せいど がいやう 制度の概要</p>	<p>しょうがい かた しゃかいさん か そくしん もくてき けん しせつ りやう ばあい か き 障害のある方の社会参加を促進することを目的に、県の施設を利用する場合、下記 たいしょうしゃ しせつしやうりやう げんめん う 対象者は施設使用料の減免を受けることができます。 せいど りやう しょうがいしゃてちやうまた しょうがいしゃてちやう ていじ ひつやう せいど 制度の利用には、障害者手帳又は障害者手帳アプリの提示が必要です。また、制度 たいしょうしせつ じぜん かくにん の対象施設かどうか、事前に確認してください。</p>
<p>たいしょうしゃおよ げんめんりやう 対象者及び減免料</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちやう りやういくてちやうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちやうしょじしゃ ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 しょうがいしゃ はったつしょうがいしゃまた かいごにん おも こうせいじん だんたい けん じぜんとうろく ・障害者、発達障害者又はその介護人を主な構成員とする団体(県に事前登録が ひつやう わりび わりび 必要です) ➡ 5割引き～10割引き しんたいしょうがいしゃてちやう しゅ りやういくてちやうまた せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちやう きやう しょじしゃ 身体障害者手帳(1種)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者の かくかいごにん しょうがいしゃひとり いちめい しょうりやうむりやう 各介護人 ➡ 障害者一人につき一名 使用料無料</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>たいしょうしせつ けんちやうしょうがい ふくし か けいかくちやうせいはん 対象施設、県庁障害福祉課 計画調整班</p>

■ 音声以外の方法による 110番

<p>けいさつ ちやうかく げんごきのう しょうがい かた おんせい ばんつうほう こんなん かたせんやう ばん うんやう 警察では、聴覚や言語機能に障害のある方や音声による110番通報が困難な方専用の110番を運用して います。 ※「聴覚や言語機能に障害のある方や音声による110番通報が困難な方」以外の使用はご遠慮 ください。</p>	
<p>ばん 110番アプリシステム</p> 	<p>ほうほう どうろくとう らん アプリのダウンロード方法や登録等については、ホームページをご覧ください。 わかやまけんけいさつ ばん けんさく 和歌山県警察 110番アプリシステム 検索</p>
<p>ばん メール110番</p>	<p>せんやう 【専用メールアドレス】 police@110wakayama.jp じけん じ こ ないやう ほんぶん きさい そうしん 事件・事故の内容を本文に記載し、送信してください。 せんやう じゆしん せつてい 専用メールアドレスからのメールを受信できるよう設定してください。</p>
<p>ばん FAX110番</p>	<p>せんやう ばんごう 【専用FAX番号】 073-428-0110</p>
<p>つうほうないやう 【通報内容】</p> <p>なに じけん じ こ なに ① 何がありましたか？(事件なのか、事故なのか。何があったのか)</p> <p>ばしよ めじるし たてもの じゆうしょ ② どこでありましたか？(その場所はどこか、目印になる建物や住所)</p> <p>いま すこ まえ はっせいじかん ③ いつのころですか？(今なのか少し前なのか、発生時間)</p> <p>はんにん せいべつ ふくそう なんさい にんそう に ④ 犯人はどうしましたか？(性別は？服装は？何歳ぐらい？人相は？どちらへ逃げたかなど)</p> <p>いま ていど ひがひ やうす ⑤ 今、どうなっていますか？(ケガの程度や被害の様子)</p> <p>なまえ じゆうしょ なまえ じゆうしょ ⑥ あなたのお名前・ご住所(あなたの名前・住所)</p>	
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けいさつほんぶちいきしどう かつうしんしれいつ 警察本部地域指導課通信指令室</p>



■ 駐車禁止の除外

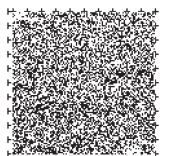
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>げん たいしょうしゃ しょう しやりょう ふきん てきとう ちゅうしゃじょう え 現に対象者が使用している車両で、付近に適当な駐車場がないなどやむを得ない ばあい こうあんいんかい ほんこう ちゅうしゃきんしじょがいしていしやひょうしょう けいしゆつ 場合は、公安委員会が発行した「駐車禁止除外指定車標章」を掲出していれば、 ちゅうしゃ ほんせいど ゆうこう こうあんいんかい どうるひょうしき 駐車することができます。なお、本制度が有効となるのは、公安委員会が道路標識 とう ちゅうしゃきんし してい ばしよ 等で駐車禁止を指定した場所となります。 たいしょうしゃいがい え じじょう ちゅうしゃ え ばあい ばしよ 対象者以外でも、やむを得ない事情により駐車せざるを得ない場合は、その場所を かつかつ けいさつしちやう ちゅうしゃきんし せいど 管轄する警察署長の駐車許可制度があります。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>ほ こうこんなん かたとう しんたいしょうがいしやてちやう こうふ う ちゅうしゃきんしじょがいしていしや ・歩行困難な方等で身体障害者手帳の交付を受け、かつ、駐車禁止除外指定車 ひょうしょうこうふきじゆん か きさんしょう がいとう かた 標章交付基準(下記参照)に該当する方 りょういくてちやう しよじしや ・療育手帳A1、A2所持者 せいしんしょうがいしやほけん ふくしてちやう きゆうしよじしや ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 しょうにまんせいとくていしつべいいりやうじゆきゆうしやしやう こうふ う しきそせいかんびしやう かた ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けており、色素性乾皮症である方</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けいさつしよ 警察署</p>

ちゅうしゃきんしじょがいしていしやひょうしょうしんたいしょうがいしやきじゆんひょう


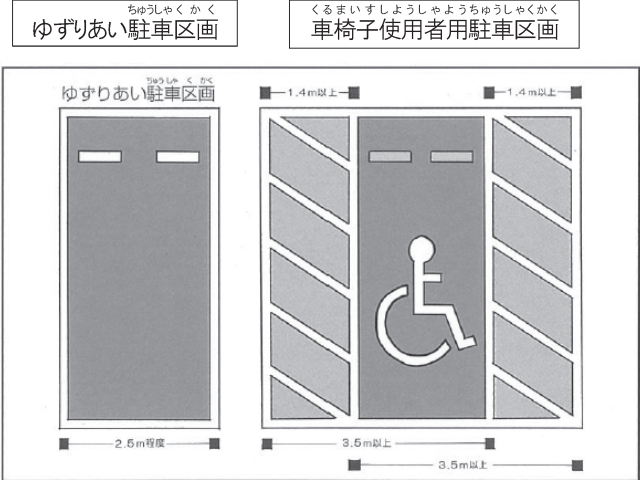
● 駐車禁止除外指定車標章身体障害者基準表

しょうがい しゆべつ 障害の種類		しょうがい ていど 障害の程度
		しんたいしょうがいしやてちやう どうきゆう 身体障害者手帳の等級
しかくしょうがい 視覚障害		きゆう きゆう かくきゆうおよ きゆう 1級から3級までの各級及び4級の1
ちやうかくしょうがい 聴覚障害		きゆうおよ きゆう 2級及び3級
へいこうきのうしょうがい 平衡機能障害		きゆう 3級
したいふじゆう 肢体不自由	じょうししょうがい 上肢障害	きゆう きゆう およ きゆう 1級、2級の1及び2級の2
	か ししょうがい 下肢障害	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級までの各級
	たいかんしょうがい 体幹障害	きゆう きゆう かくきゆう 1級から3級までの各級
きのうしょうがい 機能障害	にゆうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん 乳幼児期以前の非進行性の脳病変に うんどうきのうしょうがい よる運動機能障害	じょうしきのう 上肢機能
	しんぞうきのうしょうがい 心臓機能障害	きゆうおよ きゆう いちじょうし うんどうきのうしょうがい 1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害 がある場合を除く)
	ぞうきのうしょうがい じん臓機能障害	きゆうおよ きゆう 1級及び3級
	こきゆうききのうしょうがい 呼吸器機能障害	きゆうおよ きゆう 1級及び3級
	しょうちやうきのうしょうがい 小腸機能障害	きゆうおよ きゆう 1級及び3級
	また ちやくちやう きのうしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害	きゆうおよ きゆう 1級及び3級
	めんえきふぜん めんえききのうしょうがい ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	きゆうおよ きゆう かくきゆう 1級から3級までの各級
	かんぞうきのうしょうがい 肝臓機能障害	きゆうおよ きゆう かくきゆう 1級から3級までの各級

ただし、身体障害者手帳に同一区分の障害(肢体不自由、機能障害については同一部位の障害を指す。)が2つ以上記載されている方は、上表の基準を満たしてなくても、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

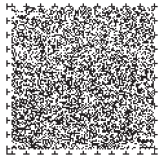


■ 和歌山県障害者等用駐車区画利用証

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	 <p>和歌山県障害者等用 駐車区画利用証 車いす使用者用駐車区画用 ゆずりあい駐車区画用</p> <p>有効期限： 年 月</p> <p>和歌山県</p> <p>長期用(5年)</p> <p>短期用(1年以内)</p> <p>利用証の色・青</p> <p>利用証の色・緑</p>	<p>しょうがい 障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮を要する方々が使いやすい駐車場の仕組みとして、公共的施設(公共施設や商業施設など)における障害者等用駐車区画(車椅子使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画)をご利用いただくための利用証を交付しています。利用者を明らかにすることで、当該駐車区画の適正な利用を図る制度です。パーキング・パーミット制度と呼ばれています。</p>
<p>たいしょう ちゅうしゃくかく 対象となる駐車区画</p>		<p>しょうぎょうしせつ とう 商業施設やホテル等、県に登録したゆずりあい駐車区画や車椅子使用者用駐車区画でお使いただけます。</p>
<p>たいしょうしゃ 対象者</p>	<p>しんたいしょうがいしゃてちょうしよじしゃ こうぶようけん じ さんしやう ・身体障害者手帳所持者(交付要件は次ページ参照)</p> <p>りやういくてちやう しよじしゃ せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちやう きゆうしよじしゃ ・療育手帳(A1、A2)所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>なんびやうかんじや ようかいごこうれいしゃ ようかいご いじやう ・難病患者 ・要介護高齢者(要介護1以上)</p> <p>にんさんぶ たんたいじ にんしん げつ さんご げつ たたいじ にんしん げつ さんご ・妊産婦(単体児：妊娠7か月～産後12か月)、(多胎児：妊娠6か月～産後36か月)又は子の保護者</p> <p>とう いちじてき いどう はいりよ ひつやう もの ほか ・けが等により一時的に移動の配慮が必要な者 他</p>	
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けんちやうしょうがいふくしか けんしんこうきよくけんこうふくしぶ 県庁障害福祉課、県振興局健康福祉部</p>	

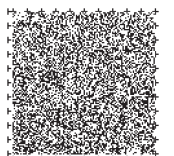


くるまいすしゅうしゃようちゅうしゃくかく ちゅうしゃくかく ひつやう
車椅子使用者用駐車区画やゆずりあい駐車区画を必要としている
かた てきせいりやう りかい きやうりよく ねが
方がいます。適正利用について、ご理解とご協力をお願いします。





●和歌山県障害者等用駐車区画利用証交付対象者基準表

くぶん 区分		こうふようけん 交付要件	ひつようしよるいとう 必要書類等	ゆうこうきかん 有効期間	
身体障害者 しんたいふじゆう がていざいびん	しかくしょうがい 視覚障害	きゅういじょう 4級以上	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	ねん 5年	
	ちようかくしょうがい 聴覚障害	きゅういじょう 3級以上			
	へいこうまのうしょうがい 平衡機能障害	きゅういじょう 5級以上			
	肢体不自由 しんたいふじゆう	じょうし 上肢			きゅういじょう 2級以上
		かし 下肢			きゅういじょう 6級以上
		たいかん 体幹			きゅういじょう 5級以上
		にゅうようじきいぜん 乳幼児期以前の 非進行性の のうびょうへん 脳病変による うんどうまのうしょうがい 運動機能障害			じょうし 上肢 きゅういじょう 2級以上 いどう 移動 きゅういじょう 6級以上
	しんぞう 心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう又は直腸、小腸 また きのうしょうがい 機能障害	きゅういじょう 4級以上			
めんえきふぜん ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 しょうがい 障害	きゅういじょう 4級以上				
かんぞうまのうしょうがい 肝臓機能障害	きゅういじょう 4級以上				
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	りよういくてちょう 療育手帳A1、A2又はA	りよういくてちょう 療育手帳			
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳1級	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			
なんびょうかんじや 難病患者	とくていしつかんいりょうじゆきゆうしや 特定疾患医療受給者 とくていりりょうひしていなんびょう 特定医療費(指定難病) 受給者 しょうにまんせいとくていしつべいりりょう 小児慢性特定疾病医療 受給者	とくていしつかんいりりょうじゆきゆうしや 特定疾患医療受給者証 とくていりりょうひしていなんびょう 特定医療費(指定難病) 受給者証 しょうにまんせいとくていしつべいりりょう 小児慢性特定疾病医療 受給者証			
ようかいごころれいしや 要介護高齢者	ようかいごじょうたいくぶん 要介護状態区分が要介護1以上	かいごほけんひほけんしやしや 介護保険被保険者証			
にんさんぶ 妊産婦・保護者	たんだいじ 単胎児	にんしん 妊娠7か月～産後12か月の妊産婦 また こほごしや 又は子の保護者	ほしけんこうてちょうおよ 母子健康手帳及び本人確認 しよるい 自動車運転免許証、 書類(自動車運転免許証、	にんしん げつ 妊娠7か月 さんご げつ ～産後12か月	
	たんだいじ 多胎児	にんしん 妊娠6か月～産後36か月の妊産婦 また こほごしや 又は子の保護者	マイナンバーカード等)、 しよるい 出産後は子の年齢が確認できる書類	にんしん げつ 妊娠6か月 さんご げつ ～産後36か月	
けがにん けが人	とう けが等により一時的に移動の配慮 ひつよう が必要な者	いし 医師の診断書・意見書等 およ ほんにんかくにんしよるい 及び本人確認書類(自動車	くるまいす つえとう 車椅子、杖等の しよるい 使用期間 ねんい (1年以内)		
た その他	じょうきい 上記以外の歩行困難者で、医師の しんだんしやとう 診断書等で駐車場の利用に配慮 ひつよう が必要と認められる者	うんでんめんきしよるい 運転免許証、マイナンバーカ ード等)	ひつよう 必要な期間 ねんい (1年以内)		





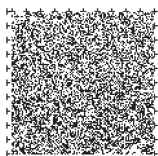
■ 和歌山県あいサポート運動

<p>うんどう がいよう 運動の概要</p>	<p>さまざまな障害の特性、障害のある方が困っていることや必要としている配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することによって、障害のある方が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。和歌山県では、平成28年8月に鳥取県と協定を結び、あいサポート運動に取り組んでいます。</p>
<p>とりくみ ないよう 取組の内容</p>  <p>あいサポーターのバッジ</p>	<p>○あいサポーターの養成 さまざまな障害の特性を理解し、障害のある方が困っているときに必要な配慮ができる人、また、あいサポート運動を周囲に周知していく人が「あいサポーター」です。 あいサポーター養成のための「あいサポーター研修」を、地域や職場等で実施した場合は、県庁障害福祉課へお気軽にお申し込みください。県庁職員が講師として出向き、研修を実施します。</p> <p>○あいサポート企業・団体の募集 あいサポート運動の趣旨を理解し、運動の推進に取り組んでいただける「あいサポート企業・団体」を募集しています。</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けんちょうしょうがいふくしか けいかくちょうせいはん けんしんこうきょく ししよ けんこうふくしぶ 県庁障害福祉課 計画調整班、県振興局(支所)健康福祉部</p> <p>わかやまけん うんどう けんさく 和歌山県 あいサポート運動 検索</p> 

わかやまけんしゅわげんごじょうれい

■ 和歌山県手話言語条例

<p>じょうれい がいよう 条例の概要</p>	<p>わかやまけん しゃ ちゅう げんご しゅわ ふきゅう わかやまけんしゅわげんご 和歌山県では、ろう者(注)の言語である「手話」の普及のため、「和歌山県手話言語 条例」を制定しています。(平成29年12月26日施行) 誰もが「手話」に親しみ、ろう 者と聞こえる人がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざします。 しゅわ げんご にんじき もと しゅわ ふきゅうおよ しゅわとく きかい かくほ かん 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び習得の機会の確保に関する ひつよう じこう さだ しや しゃいがい もの きょうせい ちいき 必要な事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域 社会を実現することを目的としています。</p> <p>(注：ろう者とは、聴覚障害のある人で、手話を言語として生活をしている人のこと)</p>
<p>かんたんな手話表現</p>	 <p>おはよう(朝) こんにちは(昼) こんばんは(夜) ※お辞儀する</p> <p>ありがとう おつかれさま よろしくお願ひします</p> <p>ひょうじょう たいせつ 表情が大切です</p> 
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>けんちょうしょうがいふくしか けいかくちょうせいはん 県庁障害福祉課 計画調整班</p>

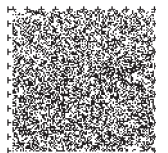


■ 電話ルーサービス

<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>でんわ ちょうかく はつわ こんなん ひと ひと ちょうかくしょうがいしゃとう 電話ルーサービスとは、聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人(聴覚障害者等 いがい ひと かいわ つうやく しゅわ もじ おんせい つうやく 以外の人)との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳するこ とにより、でんわ そくじそうほうこう 電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、 そうほうこう りよう きんきゆうつうほうきかん れんらく かのう 双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。</p>
<p>たいしょうしゃとう 対象者等</p>	<p>ちょうかく はつわ こんなん しゅわ もじ でんわ りよう かた 聴覚や発話に困難があり、手話または文字で電話を利用したい方 とうろくほうほう りようきんたいけい つうわりよう とう らん ※登録方法や料金体系(通話料)等については、ホームページをご覧ください。 でんわ けんさく 電話ルーサービス 検索</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>いっぽんざいだんほうじんにっぽんざいだんでんわ 一般財団法人日本財団電話ルーサービス でんわ たいおうじかん 電話ルーサービス・カスタマーセンター(対応時間 : 9:30~17:00) TEL : 03-6275-0912 FAX:03-6275-0913 https://www.nftrs.or.jp/contact</p>

■ ヨメテル

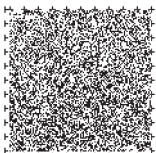
<p>せいど がいよう 制度の概要</p>	<p>でんわ あいてさき こえ き ひと ひと つう ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通 わあいて こえ もじ でんわ じかん にち そうほうこう りよう 話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用ができ ます。通話相手の声を文字にすることで、でんわ つうわあいて こえ もじ でんわ 電話でのコミュニケーションをスムーズに ほうりつ もと こうきよう する、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。</p>
<p>たいしょうしゃとう 対象者等</p>	<p>でんわ あいてさき こえ き でんわ 電話で相手先の声が聞こえにくいことがあり、電話でのスムーズなコミュニケーション のぞ かた を望むすべての方 とうろくほうほう りようきんたいけい つうわりよう とう らん ※登録方法や料金体系(通話料)等については、ホームページをご覧ください。 ヨメテル けんさく ヨメテル 検索</p>
<p>といあわ お問合せ</p>	<p>いっぽんざいだんほうじんにっぽんざいだんでんわ 一般財団法人日本財団電話ルーサービス ヨメテル・カスタマーセンター(対応時間 : 9:30~17:00) TEL : 0120-328-123 https://www.yometel.jp/contact</p>



■ 災害に備えて

さいがい そな い か かんが
災害への備えとして、以下のようなものが考えられます。

- ◇ ヘルプカードやお薬手帳等、自分の情報を記載したものをいつも持ち歩く。
くすりてちょうとう じぶん じょうほう きさい も ある
(障害の状態や服薬状況、かかりつけ医療機関等)
しょうがい じょうたい ふくやくじょうきょう いりようき かんとう
- ◇ 家族とお互いに連絡方法や避難時の移動方法について決めておく。避難場所までの避難経路を日頃から確認しておく。
かぞく たが れんらくほうほう ひなん じ いどうほうほう き ひなんばしょ ひなんけいろ ひごろ かくにん
- ◇ 家の倒壊に備えて、家具を固定する、高い場所に重いものや割れものを置かない等の、自宅の安全対策を行う。
いえ とうかい そな かぐ こてい たか ぼしょ おも わ お どう じたく あんぜん たいさく おこな
- ◇ 最低3日、できれば1週間分の食料品や生活必需品を備蓄しておく。
さいてい か しゅうかんぶん しょくりようひん せいかつひつじゆひん びちく
- ◇ 服用している薬や補装具等医療的ケアに必要な物品を可能な範囲で備えておく。
ふくよう くすり ほ そうぐとういりようてき ひつよう ぶつびん かのう はんい そな
- ◇ 市町村の避難行動要支援者名簿へ登録し、個別避難計画を作成する。
しちょうそん ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく こべつひなんけいかく さくせい
(避難行動要支援者名簿…災害が発生した際に、自力で避難することが困難な障害のある方などの
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ さいがい はっせい さい じりき ひなん こんなん しょうがい かた
めいぼ こべつひなんけいかく ひなんこうどうようしえんしゃ じぜん ひなんけいろ ひなんじよ しえんしゃ き
名簿。個別避難計画…避難行動要支援者ごとに事前に、避難経路や避難所、支援者を決めておく
けいかく しょうさい かくしちょうそん と あ
計画。詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- ◇ 地域の避難訓練に参加する。
ちいき ひなんくんれん さんか
- ◇ 「和歌山県防災ナビ」アプリ、防災わかやまメール配信サービス、防災わかやま X(旧 twitter)、耳で聴くハザードマップ等、防災情報を入手する各種ツールの活用。
わかやまけんぼうさい ぼうさい はいしん ぼうさい きゆう みみ き
(上記ツールについては、ホームページ [防災わかやま](#) 検索 を参照ください。)



★相談支援（障害者総合支援法第5条第18項）、障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7号）

障害者や障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、情報提供や助言その他の支援を行う事業所です。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害のある方が地域での生活に移行する場合に、住居の確保や外出の際の同行、体験的な宿泊支援などを行います。

地域定着支援は、居宅で単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に一時的な滞在による支援などを行います。

計画相談支援及び障害児相談支援は、障害のある方の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

（令和8年4月1日時点 サービス提供中事業所 ※休止中の事業所を除く）

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	あしすと	〒640-8423 わかやましまつえなか 和歌山市松江中3-7-10	073-454-7111 FAX073-488-5317	(一社) sun・rise	○			
	アンジュール相談支援事業所	〒641-0022 わかやましわかうらみなみちようめ 和歌山市和歌浦南3丁目1番 17号	073-499-8450 FAX073-499-8451	(株) アンジュール	○			
	医療法人宮本病院 地域活動支援センター 櫻	〒641-0054 わかやまししおや ちようめ 和歌山市塩屋3丁目6-2	073-444-2468 FAX073-446-6607	(医) 宮本病院	○	○	○	○
	ウィッシュ居宅介護支援事業所	〒640-8284 わかやましでぐちのはのちよう 和歌山市出口端ノ丁20番地1	073-421-3321 FAX073-421-3320	(有) ウィッシュ	○	○		
	うるる談和室	〒640-8323 わかやましおおだ ちようめ 和歌山市太田1丁目14-11 材トビ 5階	080-4367-4286	(特非) peer心理教育 サポートネットワーク	○	○		
	株式会社 彩園	〒640-8303 わかやましなるかみ 和歌山市鳴神870-1	073-475-8088 FAX073-475-8089	(株) 彩園	○	○		
	きのくにチャレンジサポート	〒641-0021 わかやましわかうらひがし ちようめ 和歌山市和歌浦東一丁目4番 10号	073-463-8856 FAX073-463-8856	(一社) きのくに チャレンジステーション	○	○		
	居宅介護支援 プレスト	〒640-8393 わかやましはたやしきはのちよう 和歌山市畑屋敷端ノ丁34番地1	073-488-6907 FAX073-488-6918	(株) サンプルレスト	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障 害 児 相 談 支 援	地 域 移 行	地 域 定 着
和歌山 市	ケアサポートえいと	〒640-8323 わかやま市おおだ ちょうめ 和歌山市太田4丁目5-13	073-412-0299 FAX073-473-0256	(同) サンオリエント	○	○		
	ケアセンター まんぼう	〒640-8391 わかやましかのう ばん 和歌山市加納145番3	073-497-8275 FAX073-497-8285	(株) 南斗	○	○		
	こころざし相談所	〒640-8101 わかやましんさいかちょう 和歌山市新雑賀町1-1 BOLTA WAKAYAMA 5階	073-407-1158 FAX073-407-1158	(株) NEXT VISION HOLDINGS	○	○	○	○
	こじか園	〒649-6306 わかやましかみくらだに 和歌山市上黒谷460-2	073-462-2895 FAX073-462-0097	(福) いちばくかい	○	○		
	サポートセンター あしたば	〒640-8461 わかやましふなしょ ばんち 和歌山市船所108番地3	080-5705-0206 FAX073-413-9097	(同) あさつき	○	○		
	サポートセンター ぶらす	〒641-0036 わかやましにしはま ちょうめ かい 和歌山市西浜3丁目7-58 2階	090-6607-0200 FAX073-499-5662	(同) solo.	○			
	じりつ 自立プラン カーム	〒640-8255 わかやましふなづちょう ちょうめ 和歌山市舟津町3丁目32-3 パレロワイヤル舟津1階	073-402-6853 FAX073-402-1960	(特非) わかやま 和歌山 ケアマネージャーの会	○	○		
	しょうがいじそだんしえんじぎょう 障害児相談支援事業 所あるば	〒640-8416 わかやまししまばきた ちょう 和歌山市島橋北ノ丁 1番15号四丁目7番14号	073-451-5100 FAX073-488-2289	(福) こうふうかい	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 おれんじ orange	〒640-0341 わかやましそざか 和歌山市相坂534-22	073-479-1222 FAX073-479-1232	(有) ユースフル	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ideL&co. (あいでるとこ)	〒649-6335 わかやましにしいたい 和歌山市西田井318-5	073-463-7482	(一社) あいでるとこ	○	○	○	○
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 アイリス	〒640-8331 わかやましみそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町2丁目109 グランメール美園II 601	073-418-4045 FAX073-414-9270	(同) ウィンクルム	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 くろすぷらん	〒640-8286 わかやましみなとごてん ちょうめ 和歌山市湊御殿1丁目4	073-425-8838 FAX073-424-1138	(特非) きのくにしゅうろうしえん 紀ノ国就労支援 センター	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 さくら	〒640-8461 わかやましふなごころ 和歌山市船所191-1	073-454-0028 FAX073-499-1008	(有) わかやま 和歌山サンククリーン	○	○	○	○
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 シャローム	〒641-0044 わかやましいまふく ちょうめ ばん ごと 和歌山市今福3丁目5番41号	073-425-2391 FAX073-426-1044	(福) あいとくえん	○	○	○	○
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 すまーと	〒640-8301 わかやましいわせ 和歌山市岩橋1087-12	090-7885-2810 FAX073-499-7301	(同) サピユイエ	○	○	○	○
	そだんしえん 相談支援センター ソーラーナ	〒641-0002 わかやまししんなかしま 和歌山市新中島132-6	073-498-5883 FAX073-498-8493	(特非) エルシティオ	○	○	○	○
	そだんしえんじぎょうしよたかつみ 相談支援事業所高積	〒649-6264 わかやまししんじょう 和歌山市新庄501-10	073-477-3831 FAX073-477-3831	(同) そうごうふくしたかつみ 総合福祉高積	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 つなぐ	〒640-8441 わかやましきかたに 和歌山市栄谷741-7	073-499-6193 FAX073-488-4387	(株) わかまち	○	○		
	そだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ドマーニ	〒641-0004 わかやましおだ ばん 和歌山市和田80番5	073-475-3335 FAX073-475-3334	(福) ほうしゅんかい	○	○		

圏域 けんいき	事業所名 じぎょうしょめい	所在地 しよざいち	TEL FAX	設置主体 せつちしゆたい	計画相談支援 けいかくさうだんしえん	障害児相談支援 しょうがいじさうだんしえん	地域移行 ちいきいこう	地域定着 ちいきていちゃく
和歌山市 わかやまし	相談支援事業所花 さうだんしえんじぎょうしょはな	〒641-0061 わかやましたの 和歌山市田野333-3	073-441-7001 FAX073-441-7005	(株) 晶 かぶ しゅう	○	○		
	相談支援事業所パル さうだんしえんじぎょうしょ	〒640-8124 わかやましおまつちよう ちようめ ぼんち 和歌山市雄松町4丁目3番地-5 ANNEX B棟1	073-460-8990 FAX073-460-8990	フラタニテ(非営一社) ひえいいつしゃ	○	○	○	○
	相談支援事業所 フレンズ さうだんしえんじぎょうしょ	〒649-6264 わかやまししんじよう 和歌山市新庄166-23	073-477-3282 FAX073-494-3270	(特非) おもちやばこ とくひ	○	○		
	相談支援事業所 マウンテンラブ さうだんしえんじぎょうしょ	〒640-0331 わかやましよしほら 和歌山市吉原270	073-479-1133 FAX073-479-9911	(福) やまのこども ふく	○	○		
	相談支援事業所 ヤマックス さうだんしえんじぎょうしょ	〒640-8422 わかやましまつえひがし ちようめ 和歌山市松江東1丁目7-36	073-451-5471 FAX073-414-2943	(有) ヤマックス ゆう	○	○	○	○
	相談支援事業所 ゆめいろ さうだんしえんじぎょうしょ	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田683-12	080-2489-9752	(株) 夔夢 かぶ あいむ	○	○		
	相談支援センター リソ さうだんしえん	〒640-8461 わかやましみなごころ 和歌山市船所25-6 2F	073-499-1363 FAX073-499-1362	(株) ノエル かぶ	○	○		
	相談支援菜の華 さうだんしえん な はな	〒640-8471 わかやましぜんみょうじ 和歌山市善明寺595-1	073-451-6700 FAX073-451-6868	(有) プランニング守山 ゆう	○	○		
	相談支援リーフ さうだんしえん	〒641-0005 わかやましたじり 和歌山市田尻41-5 わだがわ ごとつ ハイツ和田川203号室	073-499-6302 FAX073-499-6303	(株) リーフ かぶ	○	○		
	第二こじか園 だいに へん	〒641-0005 わかやましたじり 和歌山市田尻155-1	073-476-4410 FAX073-476-4415	(福) 一麦会 ふく いちばくかい	○	○		
	つわぶき相談支援 事業所 じぎょうしょ	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 4F	073-435-0294 FAX073-424-0294	(福) つわぶき会 ふく	○	○		
	トータルサポートセ ンター幹ほうす みき	〒640-8425 わかやましまつえきた ちようめ 和歌山市松江北1丁目3-7	073-480-3575 FAX073-480-3576	(一社) 幹 いつしゃ	○	○		
	特定・障害児相談 支援事業所 とくてい しやうがいじ さうだん しえんじぎょうしょ	〒640-8422 わかやましまつえひがし ちようめ 和歌山市松江東1丁目7-25	073-454-8900 FAX073-454-1811	(福) 河西福祉会 ふく かせいふくしかい	○	○		
	特定非営利活動法人 自立生活応援 センターわかやま とくていひえいりかつどうほうじん	〒640-8323 わかやましおおだ 和歌山市太田47-7	073-472-6731 FAX073-472-3177	(特非) 自立生活応援 センターわかやま とくひ	○	○		
	なないろ わかやましそのべ ぼんち 和歌山市園部416番地11 こばやし 小林ビル	〒640-8483 わかやましそのべ ぼんち 和歌山市園部416番地11 こばやし 小林ビル	073-455-0716 FAX073-455-0716	(特非) シュアスタート わかやま とくひ		○		
	ヘルパーステーショ ンクローバー わかやましきいのせ 和歌山市杭ノ瀬449-2	〒641-0001 わかやましきいのせ 和歌山市杭ノ瀬449-2	073-474-0098 FAX073-474-0099	(有) ヘルパー ステーションクローバー ゆう	○	○		
	ほすび小倉 わかやまし みつや 和歌山市満屋127	〒649-6271 わかやまし みつや 和歌山市満屋127	073-477-7877 FAX073-477-7900	(有) バイオメディカル アキツキ ゆう	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
和歌山市	むぎまわかの郷和歌山生活支援センター	〒640-8123 わかやましみさわちょう ちょうめ 和歌山市三沢町2丁目23-3	073-423-2267 FAX073-488-6311	(福) いちぼかい 一麦会	○	○	○	○
	わかやま和歌山サポートセンターりん	〒640-8312 わかやましもりおてぼ 和歌山市森小手穂2-1	073-479-3128 FAX073-479-3130	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ほほえみ	〒640-8451 わかやましなか 和歌山市中439-1	073-451-3363 FAX073-451-3511	(有) ほほえみ	○	○	○	○
	そうだんしえん相談支援センター プレス	〒641-0015 わかやましぬのひき 和歌山市布引935-1	073-494-8111 FAX073-499-1088	(株) エム・オー・エヌ	○	○		
	そうだんしえん相談支援センター さんたやま 三田山	〒641-0003 わかやましきかた 和歌山市坂田348	073-471-3308	(福) ももきかい 桃の木会	○	○		
海草圏域	かいそう海草サポートセンターらん	〒642-0022 かいはんしおおのなか ほんち 海南市大野中732番地1	073-488-6314 FAX073-488-6306	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ケアサポートつむぎ	〒642-0015 かいはんしあつそ 海南市且来233-8	073-499-5856 FAX073-499-5857	(株) つむぎ 紬	○	○		
	さくらんぼ	〒642-0033 かいはんしとりい 海南市鳥居3-1	073-484-5105 FAX073-484-5015	(医) さくらかい 会	○	○		
	しょうがい者生活サポートセンターにじ	〒642-0024 かいはんしきかい 海南市阪井488-1	073-499-8081 FAX073-499-6397	(福) いちみねかい 一峰会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ くるみ 相談支援事業所 来未	〒642-0015 かいはんしあつそ 海南市且来46-3	073-499-7073	(一社) くるみ	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ はな 相談支援事業所 hana	〒642-0001 かいはんしふのお 海南市船尾186-17	073-488-1722 FAX073-488-1721	(同) はな	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 やまかず	〒640-0441 かいはんしななやま ほんち 海南市七山772番地43	073-407-1342	(株) やまかず福祉会	○	○		
	ハニーホーム重根	〒642-0023 かいはんししごね 海南市重根348-2	073-487-3447 FAX073-487-3440	(有) ライフパートナー	○	○	○	○
	りさべと Risapetto	〒642-0001 かいはんしふのお 海南市船尾111-2	070-8987-2526	(一社) 集義会	○			
	りょういく療育センターA01	〒642-0001 かいはんしふのお ほんち 海南市船尾438番地	073-483-0454 FAX073-483-0474	(福) あおいかい 会	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 れお Leoサポート	〒642-0003 かいはんしひかた 海南市日方1271-1 Y-COURT2-3	073-403-6611 FAX073-488-6604	ブルーレオ(同)	○	○	○	○
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 こんふいあんす Confiance	〒640-1174 かいはんしきづ ほんち 海南市木津274番地1	073-488-5937 FAX073-488-5937	(株) キシウラ	○	○		
	こくほのかみこうせいそうごう 国保野上厚生総合 びょういんしていそうだんしえん 病院指定相談支援 じぎょうしよ 事業所	〒640-1141 かいそうぐんきみの ちようしよばた ほんち 海草郡紀美野町小畑198番地	073-489-2178 FAX073-489-5639	こくみんけんこうほけん 国民健康保険 のがみこうせいびょういんあひ 野上厚生病院組合	○	○	○	○

圏 域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
那 賀 圏	いわでしようがいしや 岩出障害児者 相談・支援センター	〒649-6211 いわでしひがしなかもと 岩出市東坂本6-1	0736-63-1622 FAX0736-63-1644	(福) きのかわ福祉会	○	○		
	しずく	〒649-6255 いわでしにしあんじょう 岩出市西安上114-24	073-462-4220 FAX073-462-4220	(株) オールアウト	○	○		
	しゃかいふくしほうじんわかやま 社会福祉法人和歌山 つくし会 相談支援 事業所つくしの里	〒649-6215 いわでしなかぶさ 岩出市中迫665	0736-67-7036 FAX0736-69-5060	(福) わかやまつくし会	○	○		
	しようがいしやそらだんしえん 障害児者相談支援 サーフ Surf	〒649-6217 いわでしやまだ 岩出市山田1-1	0736-61-7371	(特非) Happy Santa claus	○	○		
	しようがい じ しゃそらだんしえん 障害(児)者相談支援 事業所ライブ ステージサポート センターdoor	〒649-6219 いわでしみずす 岩出市水栖145-5 やまもと 山本テナント1階中号室	0736-79-3188 FAX0736-79-3189	(株) サンブリッジ	○	○	○	○
	そらだんしえんじぎょうしよことぶき 相談支援事業所寿	〒649-6215 いわでしなかぶさ 岩出市中迫188番地の6	0736-67-8888 FAX0736-67-8888	(同) 医療福祉会	○	○		
	そらだんしえん 相談支援センター おうほらろつ NeuvolaLots	〒649-6256 いわでしなかいけ 岩出市金池115-1	0736-60-3184 FAX0736-60-3185	(特非) ロッツ	○	○		
	ももさとしようがいしや そらだん 桃郷障害児者相談 支援センター	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田649-2	0736-67-8891 FAX0736-67-8892	(福) 桃郷	○	○		
	とくていそらだんしえんじぎょうしよ 特定相談支援事業所 みんの 未夢	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田61 まつみ 松見ビューハイツ101	0736-79-6066 FAX0736-67-7223	(同) まある	○	○		
	そらだんしえん 相談支援センター ミスタ	〒649-6222 いわでしおかだ 岩出市岡田2-1 1階東	0736-67-8356 FAX0736-67-8356	(株) PLUCK	○	○		
	おーしやんそらだんしえん OCEAN相談支援セン ター	〒640-0401 きかわしきがわちようまるす 紀の川市貴志川町丸栖622番地	0736-60-3792 FAX0736-60-5705	(株) リワード REWARD	○	○		
	しようがい じ しゃそらだん 障害(児)者相談 支援事業所じんべえ	〒649-6414 きかわしうちた 紀の川市打田1342番地1 クルーセ102	0736-88-9186 FAX0736-88-9186	(同) ライフサポート じんべえ	○	○		
	すみれ相談支援 事業所	〒649-6122 き紀の川市北大井509-1	0736-67-7570 FAX0736-67-7571	(株) ケアパートナーズ	○	○	○	○
	そらだんしえんじぎょうしよ いつき 相談支援事業所 樹	〒649-6415 きかわしきほ 紀の川市窪149-4	0736-67-7753 FAX0736-67-7753	(株) 桜桃	○	○		
	そらだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ひゅあかいらく PURE皆楽	〒649-6413 きかわしたけがさ 紀の川市竹房314	0736-77-0080 FAX0736-77-0086	(福) かいらくえん 皆楽園	○			
ホームケアサービス ほのか	〒640-0403 きかわしきがわちようあまでら 紀の川市貴志川町尼寺186	0736-65-1117 FAX0736-65-1127	(有) ニューステージ	○	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
那賀圏域	麦の郷紀の川生活支援センター	〒649-6423 紀の川市尾崎79-1	0736-78-2808 FAX0736-78-2807	(福) いちばくかい 一麦会	○	○	○	○
	相談支援事業所 Order Aid	〒649-6112 紀の川市貴志川町長原 458番地14	090-6387-0554	(同) Life Care	○	○		
伊都圏域	相談支援センター さくら	〒648-0072 橋本市東家6丁目1番5-202	080-3445-0961 FAX0736-32-5015	それいゆ (同)	○	○		
	つくしんぼ相談支援室	〒649-7207 橋本市高野口町大野74番地の1	0736-42-0100 FAX0736-43-0200	(福) ももさと 桃郷	○	○		
	ふれあい工房相談支援センター	〒648-0071 橋本市小原田127番	0736-32-7002 FAX0736-32-7002	(福) はくほうふくしかい 博芳福祉会	○	○		
	伊都・那賀サポートセンターれん	〒649-7205 橋本市高野口町名倉1017-1	0736-25-6580 FAX0736-44-3861	(福) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	橋本市立たんぼぼ園	〒648-0091 橋本市柱本66-1	0736-20-6515 FAX0736-20-6515	橋本市	○	○		
	相談支援センター サニー	〒649-7202 橋本市高野口町伏原243-1	0736-43-1546 FAX0736-43-1541	(株) きにー Sunny	○	○		
	障がい者地域生活相談センター	〒648-0074 橋本市野560-6-2-9202	0736-32-3813 FAX0736-26-7713	(福) しゅんげいかい 筍慧会	○	○	○	○
	障害者地域生活相談支援センター リハビリ橋本	〒648-0091 橋本市柱本22番地	0736-37-5800 FAX0736-37-5801	(福) ゆたかかい	○	○		
	相談支援センター テラスワン	〒648-0043 橋本市学文路136-1	0736-39-0777 FAX0736-39-0771	テラスワン (株)	○			
	相談支援センター むくのき	〒649-7203 橋本市高野口町名古菅724	0736-26-7741 FAX0736-43-2415	(福) むくきふくしかい 棕の樹福祉会	○	○		
	相談支援センター ゆうゆう	〒648-0072 橋本市東家790-5	0736-20-1554	(特非) めぐみ福祉会	○	○		
	相談支援センター ～まつり～	〒649-7206 橋本市高野口町向島98-27	0736-20-4325 FAX0736-20-4878	(株) コネクトケア	○	○		
	指定障がい福祉サービス事業 ・ASHITA製作所	〒648-0065 橋本市古佐田1丁目8-8	0736-25-8508 FAX0736-25-5868	(株) あしたせいさくしょ ASHITA製作所	○		○	○
	障害児・者相談支援事業所さんじ	〒649-7133 伊都郡かつらぎ町三谷1620-4	0736-20-2609 FAX0736-20-6677	(同) つかまる	○	○		
	相談支援事業所 はなぶさ	〒649-7161 伊都郡かつらぎ町笠田東446	0736-20-9004	(株) はなぶさ	○			
	暮らし応援センター シアフル	〒649-7174 伊都郡かつらぎ町佐野493-4	0736-22-3281 FAX0736-23-3811	(特非) よつ葉福祉会	○	○	○	○
有田圏域	さくらんぼ相談支援室	〒649-0315 有田市山手18	0737-23-8251 FAX0737-23-8252	(福) おうじゅ 桜樹	○	○		
	相談支援センター ひまわり	〒649-0306 有田市初島町浜字砂浜1756-1	0737-83-2298 FAX0737-82-1998	(福) ありだ 有田ひまわり福祉会	○	○		

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画 相談 支援	障害 児 相談 支援	地域 移行	地域 定着
有田圏域	ビルド	〒649-0305 ありだしみなとまち ほんち 有田市港町90番地3	0737-82-0607 FAX0737-82-0608	いっしや ぐろう (一社) GROW	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 きぼうの橋	〒643-0071 ありだぐんひろがわちようひろ ほんち 有田郡広川町広323番地1	0737-62-5119 FAX0737-62-5119	いちしや (一社) ビリーフ	○	○		
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 あおあくあ AOAQUA	〒649-0304 ありだしみのしま 有田市箕島22-1	0737-83-5833 FAX0737-83-5838	(有) プライムタイム	○			
	あうる そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所	〒643-0811 ありだぐんありだがわちようしよ 有田郡有田川町庄849-1	0737-23-7252 FAX0737-23-7262	かぶ ゆうわ (株) 有和	○	○		
	ありだがわちよう 有田川町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会 そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所	〒643-0853 ありだぐんありだがわちようすみ ほんち 有田郡有田川町角75番地 1	0737-52-8886 FAX0737-52-4222	(ふく) ありだがわちよう 有田川町 しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会	○			
	ありた 有田サポート センターゆい	〒643-0853 ありだぐんありだがわちようすみ 有田郡有田川町角75-1	0737-52-7702 FAX0737-52-7719	(ふく) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	ありだちいきせいかつしえん 有田地域生活支援 センターつくし	〒643-0023 ありだぐんありだがわちようくまい 有田郡有田川町熊井759-1	0737-63-3803 FAX0737-64-1867	(ふく) ありだ 有田つくし福祉会	○	○	○	○
	おひさま相談支援室	〒643-0022 ありだぐんありだがわちようおあざおく 有田郡有田川町大字奥 あざめぐ た ほんち 字巡り田104番地1	0737-23-7739 FAX0737-23-7673	(ふく) ひまわり福祉会	○	○		
	さくら相談支援セン ター	〒643-0024 ありだぐんありだがわちようみずじり 有田郡有田川町水尻706-1	0737-23-8505 FAX0737-23-8506	いっしや せんなりかい (一社) 千成会	○			
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 あゆむ	〒643-0032 ありだぐんありだがわちようてんま ほんち 有田郡有田川町天満306番地 ルーチェ・ソラーレⅢ101号	0737-23-7228 FAX0737-23-7238	かぶ にっしんげつぽ (株) 日進月歩	○			
	そうだんしえんじぎょうしよ 相談支援事業所 ひかり	〒643-0021 ありだぐんありだがわちようしもつ の 有田郡有田川町下津野850-1	0737-23-8821 0737-23-8822	かぶ そるっか (株) SORUKKA	○	○		
	そうだんしえん 相談支援センター まごころランド	〒643-0855 ありだぐんありだがわちようかみなかしま 有田郡有田川町上中島 859番地1	0737-52-6789 FAX0737-53-3008	(ふく) せんようかい 千翔会	○	○	○	○
日高圏域	かいごそうだんしつきらめき 介護相談室煌	〒644-0011 ごほうしゆかわちようたから 御坊市湯川町財部947-2	0738-22-8322 FAX0738-52-7975	かぶ なつめ (株) なつめ	○			
	ごほう ひだかちいきかつどう 御坊・日高地域活動 しえん 支援センター	〒644-0003 ごほうししま ほんち 御坊市島369番地	0738-32-7788 FAX0738-23-3303	(ふく) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	ごほう ひだかちいき 御坊・日高地域 しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援 センターあおぞら	〒644-0003 ごほうししま ほんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) たいようふくしかい 太陽福祉会	○	○	○	○
	ネオグループ御坊	〒644-0012 ごほうしゆのかわちようこまつばら ほんち ごと 御坊市湯川町小松原380番10号	06-6532-6667 FAX06-5632-6668	ネオグループ (株)	○		○	○
	ひだか 日高サポート センターゆめ	〒644-0003 ごほうししま ほんち 御坊市島369番地	0738-32-7051 FAX0738-23-2201	(ふく) わかやまけんふくしじぎょうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○

圏 域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計 画 相 談 支 援	障 害 原 相 談 支 援	地 域 移 行	地 域 定 着
日 高 圏 域	相談支援事業所 グリーン	〒644-0001 ごほうしごほう 御坊市御坊64-2	0738-52-5266 FAX0738-52-5267	JHFoodLab (株)	○	○		
	相談支援事業所 ラフター	〒649-1221 ひだかぐんひだかちょうしが 日高郡日高町志賀513	090-5336-6313 FAX0738-52-5083	(同) ラフターエンター テインメント	○	○		
	相談支援事業所PIECE	〒649-1132 ひだかぐんゆらちようえな ぼんち 日高郡由良町衣奈685番地	0738-70-0114 FAX0738-70-0178	(株) ケアサービス笑	○	○		
	ケアサポートかえる	〒649-1528 ひだかぐんいなみちようにしのじ 日高郡印南町西ノ地20-4	080-3389-4204	(同) タノクラ	○	○		
	社会福祉法人印南町 社会福祉協議会	〒649-1533 ひだかぐんいなみちようやまくち ぼんち 日高郡印南町山口145番地の1	0738-42-1433 FAX0738-42-7294	(福) 印南町 社会福祉協議会	○	○	○	○
西 牟 婁 圏 域	指定障害福祉サービ ス事業所すまいる	〒645-0002 ひだかぐん ちようしほ 日高郡みなべ町芝569-1	0739-72-5643 FAX0739-72-5666	(福) やおき福祉会	○			
	紀南障害者地域生活 支援センター	〒646-0046 たなべしほんまち 田辺市本町68-15 3F	0739-23-5945 FAX0739-34-5858	(福) やおき福祉会	○	○	○	○
	ケアサポートカタチ	〒646-0058 たなべしめら 田辺市目良37-28 2F	0739-33-7967 FAX0739-33-7968	(株) ZENSHIN	○	○		
	ケアプランセンター つむぐ	〒646-0012 たなべしかしまだい 田辺市神島台12-13 スペースルーム205号	0739-34-6558 FAX0734-34-6603	(同) こねくと connect	○	○		
	ケアプランピクシス	〒646-0033 たなべししんやしきまち ぼんち 田辺市新屋敷町56番地の13	0739-22-1888	(株) ヨキダス	○			
	計画相談支援セン ターふるさと	〒646-0028 たなべしたかおきんちようめ ぼんち ごと 田辺市高雄三丁目19番地11号	0739-81-3305 FAX0739-81-3306	(有) 紀南リハビリ研究所	○	○		
	してよくていそだんじぎょうしよ 指定特定相談事業所 りんく	〒646-0015 たなべし ちよう 田辺市たきない町7-12	0739-33-7466 FAX0739-33-7713	(福) なんき 南紀のぞみ会	○			
	しょうがいじ しゃそだんじえん 障害児・者相談支援 センターさくら	〒646-0216 たなべししもみす 田辺市下三栖1471-10	0739-26-3473 FAX0739-34-4300	(有) エス・オー・イー	○	○		
	相談室ふらっと	〒646-0027 たなべしあきひがおか ぼん ごと 田辺市朝日ヶ丘22番55号	0739-26-8777 FAX0739-34-5523	(同) トライアングル	○	○		
	たなべ にしむるしょうがいじ 田辺・西牟婁障害児 者支援センター り〜ふ	〒646-0027 たなべしあきひがおか 田辺市朝日ヶ丘19-9	0739-25-5161 FAX0739-34-2600	(福) ふたば福祉会	○	○		
	たなべし 田辺市 社会福祉協議会 田辺事業所	〒646-0028 たなべしたかおいっちようめ ぼん ごと 田辺市高雄一丁目23番1号	0739-24-8319 FAX0739-26-2928	(福) 田辺市 社会福祉協議会	○	○	○	○
	ゆ あ せ る ふ yourself	〒646-0217 たなべしちやまだい 田辺市城山台35-4	090-5240-9066 FAX0739-34-2365	(特非) ゆうあい	○		○	○
	相談支援センター ひかる	〒646-0063 たなべしほ やまつぼら 田辺市芳養松原1-10-16	0739-30-0110 FAX0739-30-0110	(同) ジャム	○	○		
相談支援事業所 くるむ	〒646-0215 たなべしなみす 田辺市中三栖111-14	080-2105-9030 FAX0739-33-0408	(同) しせい 志成	○	○			

圏域	事業所名	所在地	TEL FAX	設置主体	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行	地域定着
西牟婁圏域	あんじゅ	〒649-2521 にしむろぐんしらほまちょうおふる 西牟婁郡白浜町大古759-1	0739-52-3678 FAX0739-52-3671	(福) 紀伊の郷	○			
	菜の花	〒649-2201 にしむろぐんしらほまちょうかたた ほんち 西牟婁郡白浜町堅田1026番地1	0739-34-5231 FAX0739-45-8055	(特非) ころん	○	○		
	もりおん もりおん 森音-MORION- 相談支援事業所	〒649-2201 にしむろぐんしらほまちょうかたた 西牟婁郡白浜町堅田2578-305	0739-20-1952 FAX0739-20-1956	(同) 希望のかけはし	○	○		
	相談室ラポール	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町3331	0739-33-7857 FAX0739-33-7858	(株) きらり福祉会	○			
	しらほま 白浜コスモスの郷	〒649-2211 にしむろぐんしらほまちょう 西牟婁郡白浜町2927-219	0739-43-2359 FAX0739-33-7734	(福) しらほま 福祉会	○			
	サポートセンター りんくる	〒649-2106 にしむろぐんかみとんちやうなんき たい 西牟婁郡上富田町南紀の台 74-27	0739-34-2824 FAX0739-34-2817	(特非) ほかぜ	○	○		
	児童発達支援セン ターふうか	〒649-2102 にしむろぐんかみとんちやういわだ 西牟婁郡上富田町岩田1776-1	0739-47-3866 FAX0739-47-2176	(福) わかやまけんふくしじぎやうだん 和歌山県福祉事業団	○	○		
	相談支援事業所 ピースフル	〒649-2107 にしむろぐんかみとんちやういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2407-4	0739-48-0297 FAX0739-48-0295	(株) みらい	○	○		
	相談支援センター奏	〒649-2107 にしむろぐんかみとんちやういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 949-4	080-2402-3554 FAX0739-33-9113	てい-えぬ どう TN (同)	○	○		
	かえで	〒649-2107 にしむろぐんかみとんちやういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 1251番地	0739-48-0400 FAX0739-48-0400	(特非) どんぐりはうす	○	○		
	にしむろ 西牟婁サポート センターゆう	〒649-2105 にしむろぐんかみとんちやうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2302	0739-47-5552 FAX0739-34-3260	(福) わかやまけんふくしじぎやうだん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○
	はなみずき 花水木	〒649-2105 にしむろぐんかみとんちやうあつそ 西牟婁郡上富田町朝来3777-1	0739-34-3384 FAX0739-34-3374	(福) おおとう 大塔あすなろ会	○			
	りいど	〒649-2107 にしむろぐんかみとんちやういちのせ 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2504-39	0739-34-7800	(有) リバープレート	○	○		
	いなづみ作業所	〒649-2621 にしむろぐん ちやう すさみ 西牟婁郡すさみ町周参見 2338番1	0739-55-2842 FAX0739-33-7169	(福) やおき福祉会	○			
	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 すさみ町 社会福祉協議会	〒649-2621 にしむろぐん ちやう すさみ 西牟婁郡すさみ町周参見4133	0739-55-2431 FAX0739-55-2466	(福) すさみ町 社会福祉協議会	○	○		

圏域 けんいき	じぎょうしよめい 事業所名	しよざいち 所在地	TEL FAX	せつちしゆたい 設置主体	けいかく 計画 相談 支援	しょうがい 障害児 相談 支援	ちいまい 地域 移行	ちいまい 地域 定着
東 牟 婁 圏 けい いき	してい 指定 相談 支援 事業所 ぶらす	〒647-0081 しんぐうしんぐう 新宮市新宮3415-1	0735-22-5374 FAX0735-22-5375	(ふく) くまのみどりかい 熊野緑会	○	○		
	しょうがい 障害児 相談 センター ゆず	〒647-0071 しんぐうしんぐう 新宮市佐野3丁目12番26号	0735-31-8370 FAX0735-31-8371	(ふく) みくまのふくしかい 美熊野福祉会	○	○	○	○
	そうだん 相談 支援 事業所 ドレッセ	〒647-0043 しんぐうしんぐう 新宮市緑ヶ丘1丁目2番地4号 メゾンドイ1階	0735-29-2345 FAX0735-29-2346	(どう) ドレッセ	○	○		
	そうだん 相談 支援 事業所 ツリー	〒647-0020 しんぐうしんぐう 新宮市徐福1-1-10 2F	0735-29-3723 FAX0735-29-3724	(どう) にこ	○	○		
	じどう 児童 発達 支援 センター 通園くじら	〒649-5334 ひがしむろぐん 東牟婁郡那智勝浦町勝浦町 なかさと 中里575番地	0735-29-7502 FAX0735-29-7503	(ふく) いなほふくしかい いなほ福祉会	○	○		
	そうだん 相談 室 ラルゴ	〒649-5332 ひがしむろぐん 東牟婁郡那智勝浦町朝日 にちようめ 二丁目249番地	0735-29-7845 FAX0735-29-7224	(とくひ) ネオ	○		○	○
	ヴィータ	〒649-3513 ひがしむろぐん 東牟婁郡串本町高富584	0735-67-7373 FAX0735-67-7370	(どう) アドバンス	○	○		
	ひがしむろ 東牟婁 サポート センター とも	〒649-4112 ひがしむろぐん 東牟婁郡串本町田原700	0735-74-0231 FAX0735-74-0992	(ふく) わかやまけん 和歌山県福祉事業団	○	○	○	○

しょうがい じ しゃ ふく し だんたい い ちらん れい わ ねん が つ に お げ ん ざ い
障害児者福祉団体一覧(令和8年4月1日現在)

<p>だんたいめい 団体名</p>	<p>じむしょよじざい 事務所所在地 webサイトURL</p>	<p>でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号</p>
<p>【当事者団体】</p>		
<p>しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 わかやまけんしんたいしょうがいしゃれんめい 和歌山県身体障害者連盟 ※県内15都市に加盟団体があります</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 https://washinren.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>わかやまけんしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 和歌山県視覚障害者福祉協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://wakayamashikaku.sakura.ne.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>わかやまけんしたいしょうがいしゃきょうかい 和歌山県肢体障害者協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 http://shitai-wakayama.sakura.ne.jp/</p>	<p>TEL 073-423-2665 FAX 073-428-0515</p>
<p>いっばんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんちようかくしょうがいしゃきょうかい 和歌山県聴覚障害者協会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.watyosyokyo.or.jp/</p>	<p>TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233</p>
<p>こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きょうかいわかやまけんしぶ 日本オストミー協会和歌山県支部</p>	<p>〒640-8318 わかやましみなみでじま 和歌山市南出島39-8</p>	<p>TEL 073-474-2082 FAX 073-474-2082</p>
<p>ほうじん NPO法人 わかやまけんこうてきしゃだんたい わ こうかい 和歌山県喉摘者団体 和喉会</p>	<p>〒640-0421 き かわしきがわちようきた 紀の川市貴志川町北94</p>	<p>TEL 0736-64-4159 FAX 0736-64-4159</p>
<p>わかやまけんちゆうとしつちよう なんちようしゃきょうかい 和歌山県中途失聴・難聴者協会</p>	<p>〒640-8322 わかやましあきづき 和歌山市秋月139-21 つたお のりお かた 蔦尾 法夫 方 https://www.eonet.ne.jp/~wakanan/</p>	<p>TEL 073-472-8180 FAX 073-472-8180</p>
<p>ぜんこくせきずいそんしょうしやれんごうかい 全国脊髄損傷者連合会 わかやまけんしぶ 和歌山県支部</p>	<p>〒649-1443 ひだかぐんひだかがわちようわさ 日高郡日高川町和佐1030-90 しょうがいしゃ ない 障害者ピアサポートセンター内</p>	<p>TEL 0738-53-8068 FAX 0738-53-8069</p>
<p>ほうじん わかやまけんじんゆうかい NPO法人 和歌山県腎友会</p>	<p>〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばん ごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://www.wajinkai.com/</p>	<p>TEL 073-427-1220 FAX 073-497-5220</p>
<p>【当事者・家族団体】</p>		
<p>ほうじん わかやまけんじへいしょうきょうかい NPO法人 和歌山県自閉症協会</p>	<p>〒646-0013 たなべしみなみしんまん 田辺市南新方13-4</p>	<p>TEL 0739-25-1018 FAX 0739-25-3823</p>

だんたいめい 団体名	じむしょよしよざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
わかやまもう しゃとも かい 和歌山盲ろう者友の会	〒640-8319 わかやましてびら ちようめ ばん ごと 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゆう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 いっしや わかやまけんちようかくしやうがいしやきようかい (一社)和歌山県聴覚障害者協会内	TEL 073-488-5243 FAX 073-488-5233
こうえきしゃだんほうじんぜんにほんだんしゆれんめい 公益社団法人全日本断酒連盟 わかやまけんだんしゆかい 和歌山県断酒会	〒649-6316 わかやましうえの 和歌山市上野604-10 いしかわ まさひさ かつ 石川 雅久 方 https://danshukai.com/	TEL 073-462-4154 TEL 090-8161-1203
にほんにぶんせきつしやきようかいわかやましぶ 日本二分脊椎症協会和歌山支部	〒640-0422 き わかしきがわちようきしお の 紀の川市貴志川町岸小野53-1 もりした よしこ かつ 森下 芳子 方 https://sba.jpn.com/	TEL 090-6917-2981 (メールアドレス) kanonchan445@gmail .com
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん きようかい わかやまけん し ぶ 日本てんかん協会 和歌山県支部	〒640-8461 わかやましふなごころ 和歌山市船所28-1	TEL 073-453-1291 FAX 073-453-1293
【家族団体】		
わかやまけん 和歌山県 しやうがいじ しや ふ ぼ かいれんごうかい 障害児者父母の会連合会	〒640-8324 わかやましふきやちよう 和歌山市吹屋町5-49-3 しやかいふくしほうじん かい 社会福祉法人つわぶき会内	TEL 073-431-7000 FAX 073-488-6662
わかやまけんせいしんほけん ふくし かぞくかいれんごうかい 和歌山県精神保健福祉 家族会連合会	〒642-0024 かいなんしきかい 海南市阪井521 あすなる内	TEL 073-487-5560 FAX 073-487-5556
こうじのうきのうしやうがい かぞくかい やわ 高次脳機能障害家族会《和らぎ》	〒640-8392 わかやましなかのしま 和歌山市中之島1794 ワークショッププラットフォーム https://ameblo.jp/yawaragi2007/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838 (メールアドレス) yawaragi2007@gmail.com
こうじのうきのうしやうがい かぞくかい やわ きなん 高次脳機能障害家族会《和らぎ》 紀南	〒646-0005 たなべしあきづちよう 田辺市秋津町1777-13 やました ゆうこ かつ 山下 裕子 方 https://sites.google.com/view/yawaragi-kinan/	TEL 090-8380-2478 (メールアドレス) yawaragi_kinan@yahoo.co.jp
しやかいふくし ほうじん ぜんこくじゆうしやうしんしんしやうがいじ 社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会 和歌山支部	〒649-2201 にしむろぐんしらはまちようかた 西牟婁郡白浜町堅田2760-84 せいだ しずこ かつ 清陀 静子 方	TEL 0739-45-2776 FAX 0739-45-2776
いりようてき ひつよう こ 『医療的ケア』を必要とする子どもたちの きょういく せいかつ かんが かい かぞくぶかい 教育と生活を考える会 家族部会 きいけあ	https://instagram.com/ki_ikea	TEL 090-6963-3345 (メールアドレス) kiikea0926wakayama@gmail.com

だんたいめい 団体名	じむしょしょざいち 事務所所在地 webサイトURL	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号
【患者当事者団体】		
わかやまけんなんびょうだんたいれんらくきょうぎかい 和歌山県難病団体連絡協議会	〒640-8392 和歌山市中之島 1794 ワークショップフラット内 https://solana.biz/wananren/	TEL 073-423-5838 FAX 073-423-5838
【その他団体】		
わかやまけんしゃかいしゅうろう きょうぎかい 和歌山県社会就労センター協議会	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
いっぽんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけん 和歌山県セルフセンター	〒640-8331 わかやましそのちょう ちょうめ 和歌山市美園町5丁目4-6 http://www.w-selp.onamae.jp/philosophy.html	TEL 073-499-6142 FAX 073-498-6980
わかやまけんきょうどうさぎょうしょれんらくかい 和歌山県共同作業所連絡会 (きょうされん和歌山支部)	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ 和歌山市手平6丁目112-1 http://www.wasaren.org/	TEL 073-402-1181 FAX 073-424-5504
わかやまけんちてきしょうがいしゃふくしきょうかい 和歌山県知的障害者福祉協会	〒640-1162 かいなんしかにみだに たいよう おかない 海南市上谷777-1 太陽の丘内	TEL 073-487-4352 FAX 073-487-4843
いっぽんしゃだんほうじん 一般社団法人 わかやまけんしゃかいふくししかい 和歌山県社会福祉士会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 https://wacsw.com/	TEL 073-499-4529 FAX 073-499-4529
わかやまけんりょうごしせつれんらくきょうぎかい 和歌山県療護施設連絡協議会	〒649-2105 にしむろぐんかみとんだちようあつそ 西牟婁郡上富田町朝来2289-5 むろ えん 牟婁さくら園	TEL 0739-47-5651 FAX 0739-47-5652
わかやまけんせいしんほけんふくししきょうかい 和歌山県精神保健福祉士協会	〒642-0024 かいなんしかにみだに 海南市阪井488-1 しゃかいふくしほうじん いちみねかい 社会福祉法人 一峰会あすの実内 http://wakayama-psw.com/	TEL 090-1149-0861 FAX 050-6865-4958
わかやまけんせいしんかびょういんきょうかい 和歌山県精神科病院協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-427-4345 FAX 073-427-4345
わかやまけんせいしんほけんふくししきょうかい 和歌山県精神保健福祉協会	〒640-8319 わかやましてびら ちょうめ ばんごう 和歌山市手平2丁目1番2号 けんみんこうりゅう わかやま あい かい 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階 けんせいしんほけんふくし ない 県精神保健福祉センター内	TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

このしおりは、^{しょうがい}障害のある人^{ひと}の^{しゃかいさんか}社会参加^{いちじよ}の一助とするため

^{しょうがい}障害のある人^{ひと}に関する^{かん}福祉制度^{ふくしせいど}の概要^{がいよう}をまとめたものです。

また、この冊子が、関係者の皆様にも広く利用され、^{しょうがいふく}障害福

^し祉^しを知るための^{てび}手引きとなれば^{さいわ}幸いです。

なお、それぞれの制度の^{せいど}詳細^{しょうさい}につきましては^{かんけい}関係^{かくきかん}の各機関

^とにお問^あい合わせください。

^{けいさい}掲載^{しきく}されている^{ないよう}施策^{てあてがく}の内容^じ、^こ手^ふ当^た額^{んがく}や^{れいわ}自己^{ねん}負担^{ねん}額^{ねん}などは、^{ねん}令和^{ねん}8年^{ねん}(2026年)4
^{がつ}月^{にちげんざい}1日^{ねん}現在^{とちゆう}のも^{へんこう}です。^{くわ}年^{くわ}の途^{くわ}中^{くわ}で^{くわ}変更^{くわ}される^{くわ}ことが^{くわ}あります^{くわ}ので、^{くわ}詳^{くわ}しい^{くわ}ことは
^{かくこうもく}各^と項目^{かくにん}のお問^あい合^あわせ^あまで^あご確^あ認^あください。

^{へんしゆう}編^{はつこう}集^{はつこう}・^{はつこう}発^{はつこう}行^{はつこう}
^{わかやまけん}和^{ふくしほけんぶ}歌^{ふくしほけんせいさくきよく}山^{しょうがいふくし}県^{ふくし}福^{ふくし}祉^{ふくし}保^{ふくし}健^{ふくし}部^{ふくし}
^{ふくしほけんせいさくきよく}和^{しょうがいふくし}歌^{ふくし}山^{ふくし}県^{ふくし}福^{ふくし}祉^{ふくし}保^{ふくし}健^{ふくし}部^{ふくし} 福^{ふくし}祉^{ふくし}保^{ふくし}健^{ふくし}政^{ふくし}策^{ふくし}局^{ふくし} 障^{しょうがい}害^{ふくし}福^{ふくし}祉^{ふくし}課

^{でん}電^わ話^{ちよくつう} 073-441-2530(直通)

FAX 073-432-5567

ホームページ [和歌山県 障害児者福祉のしおり](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html) [検索](#)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>

